

高等学校学習指導要領解説

特別活動編

平成21年 7 月

文 部 科 学 省

高等学校学習指導要領解説 特別活動編

目 次

第1章 総説.....	1
1 改訂の経緯.....	1
2 特別活動改訂の趣旨.....	2
3 特別活動改訂の要点.....	3
第2章 特別活動の目標	5
第1節 特別活動の目標	5
1 特別活動の目標	5
2 特別活動の目標と各活動・学校行事の目標との関連.....	8
第2節 特別活動の基本的な性格と教育的意義.....	10
1 教育課程上の位置付け.....	10
2 人間形成と特別活動.....	11
3 特別活動の教育的意義.....	12
4 特別活動の内容相互の関連.....	13
5 特別活動と各教科・科目，道徳，総合的な学習の時間等との関連	13
第3章 各活動・学校行事の目標と内容.....	17
第1節 ホームルーム活動.....	17
1 ホームルーム活動の目標.....	17
2 ホームルーム活動の内容.....	18
3 ホームルーム活動の指導計画.....	30
4 ホームルーム活動の内容の取扱い.....	38
第2節 生徒会活動.....	43
1 生徒会活動の目標.....	43
2 生徒会活動の内容.....	43
3 生徒会活動の指導計画.....	47
4 生徒会活動の内容の取扱い.....	51
第3節 学校行事.....	55
1 学校行事の目標	55
2 学校行事の内容	56
3 学校行事の指導計画	61
4 学校行事の内容の取扱い.....	65
第4章 指導計画の作成と内容の取扱い.....	68
第1節 指導計画の作成に当たっての配慮事項	69
1 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成	69

2	生徒指導の機能を十分に生かす	7 2
3	ガイダンスの機能を充実する	7 3
4	社会的な自立と人間としての在り方生き方に関する指導を充実する ...	7 3
第2節	内容の取扱いについての配慮事項	7 5
1	ホームルーム活動，生徒会活動の取扱い	7 5
2	学校行事の取扱い	7 6
3	学校給食の取扱い	7 6
第3節	入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い	7 8
第4節	特別活動の指導を担当する教師	7 9
第5節	特別活動における評価.....	8 1
第6節	総則関連事項.....	8 2

第1章 総説

1 改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、例えば、

思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、
読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、
学習習慣・生活習慣に課題、

自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、
が見られるところである。

このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請し、同年4月から審議が開始された。この間、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかのぼった法改正を踏まえた審議が行われ、2年10か月にわたる審議の末、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては、上記のような児童生徒の課題を踏まえ、

改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
「生きる力」という理念の共有
基礎的・基本的な知識・技能の習得
思考力・判断力・表現力等の育成
確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
学習意欲の向上や学習習慣の確立
豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。

具体的には、¹については、教育基本法が約60年振りに改正され、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められたことや学校教育法において教育基本法改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求めた。²については、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に、³の思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成のために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必

要があると指摘した。また、の豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実については、徳育や体育の充実のほか、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信をもたせる必要があるとの提言がなされた。

また、高等学校の教育課程の枠組みについては、高校生の興味・関心や進路等の多様性を踏まえ、必要最低限の知識・技能と教養を確保するという「共通性」と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」のバランスに配慮して改善を図る必要があることが示された。

この答申を踏まえ、平成 20 年 3 月 28 日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示したのに続き、平成 21 年 3 月 9 日には高等学校学習指導要領及び特別支援学校の学習指導要領等を公示した。

高等学校学習指導要領は、平成 25 年 4 月 1 日の入学生から年次進行により段階的に適用することとしている。それに先だって、平成 22 年 4 月 1 日から総則の一部、総合的な学習の時間及び特別活動について先行して実施するとともに、中学校において移行措置として数学及び理科の内容を前倒して実施することとしたことに対応し、高等学校の数学、理科及び理数の各教科・科目については平成 24 年 4 月 1 日の入学生から年次進行により先行して実施することとしている。

2 特別活動改訂の趣旨

平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申においては、学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の改善の基本方針や主な改善事項が示されている。このたびの高等学校特別活動の改訂は、これらを踏まえて行ったものである。

答申の中で、特別活動の改善の基本方針については、次のように示されている。

() 改善の基本方針

特別活動

特別活動については、その課題を踏まえ、特別活動と道徳、総合的な学習の時間のそれぞれの役割を明確にし、望ましい集団活動や体験的な活動を通して、豊かな学校生活を築くとともに、公共の精神を養い、社会性の育成を図るといった特別活動の特質を踏まえ、特によりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する。また、道徳的実践の指導の充実を図る観点から、目標や内容を見直す。

特別活動の各内容のねらいと意義を明確にするため、各内容に係る活動を通して育てたい態度や能力を、特別活動の全体目標を受けて各内容の目標として示す。

子どもの自主的、自発的な活動を一層重視するとともに、子どもの実態に適切に対応するため、発達や学年の段階や課題に即した内容を示すなどして、重点的な指導ができるようにする。その際、道徳や総合的な学習の時間などとの有機的な関連を図ったり、指導方法や教材を工夫したりすることが必要である。

自分に自信がもてず、人間関係に不安を感じていたり、好ましい人間関係を築けず社会性の育成が不十分であったりする状況が見られたりすることから、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動、多様な異年齢の子どもたちからなる集団による活動を一層重視する。

特に体験活動については、体験を通じて感じたり、気付いたりしたことを振り返り、言葉でまとめたり、発表し合ったりする活動を重視する。

道徳教育

高等学校においては、道徳の時間は設定されていないが、社会の急激な変化に伴い、人間関係の希薄化、規範意識の低下が見られる中で、高等学校でも、知識等を伝授するにとどまらず、その段階に応じて道徳性を養い、人間としての成長を図る教育の充実を進める。

次に答申では、高等学校特別活動における改善の具体的事項を次のように示している。

() 改善の具体的事項
特別活動

(ア) ホームルーム活動については、ホームルームや学校の生活づくり、適応と成長及び健康安全、学業と進路の三つの内容から構成することとする。その際、自らよりよい学校生活の実現に取り組む意欲をはぐくむとともに、社会的自立を主体的に進める観点から、集団や社会の一員として守るべきルールやマナー、社会生活上のスキルの習得、望ましい勤労観・職業観の育成、人間形成や将来設計といった人間としての在り方生き方の自覚などにかかわる事項に重点を置き、内容を整理する。

また、学校生活への適応や社会的自立の重要性に鑑み、ガイダンスの充実を図る。

(イ) 生徒会活動については、よりよい学校生活を主体的に築こうとする自治的能力や責任感の育成を重視するとともに、さらに、地域の大人や社会とのかかわりを深める社会貢献活動を重視する観点から、具体的な内容を示す。

(ウ) 学校行事については、集団への所属感や連帯意識を深めつつ、社会的自立や社会貢献を念頭に置いた体験活動、実社会の中で共に生きること働くことの意義と尊さを実感する機会をもつことが重要である。また、本物の文化に触れ、文化の継承、創造に寄与する視点をもつことが重要である。これらのことを踏まえ、奉仕体験、就業体験、文化的な体験などの体験活動を重視する観点から、学校行事の内容について改善を図る。

道徳教育

(エ) 社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、生徒が人間としての在り方生き方にかかわる問題について議論し考えたりしてその自覚を一層深めるようにする観点から、中核的な指導場面となる「倫理」や「現代社会」(公民科)、「ホームルーム活動」(特別活動)などについて内容の改善を図る。

3 特別活動改訂の要点

特別活動が、望ましい集団活動や体験的な活動を通して行う実践活動であるという基本的な性格は変わらないが、高等学校においては、義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展させるという観点を重視しつつ、改善の基本方針等を踏まえて、次のように改善を行った。

(1) 目標の改善

特別活動が、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる教育活動であることをより一層明確にするため、目標に「人間関係」を加えた。このことによって、集団や社会の一員として、協力して学校生活の充実と発展に主体的にかかわる教育活動としての意義を明確にした。

また、各内容についても、全体の目標を受けて各内容の目標を新たに示すことにより、それぞれの教育活動としてのねらいと意義を明確にした。

(2) 各活動・学校行事の内容の改善

ア ホームルーム活動の改善

ホームルーム活動においては、ホームルーム活動を通して育てたい態度や能力を新たに目標として示した。特に、よりよい人間関係を築く力、協力してホームルームや学校の生活の充実・向上を図るとともに、生徒が当面する課題に主体的にかかわる態度の育成を重視した。

また、活動内容について、ホームルームや学校の生活づくり、適応と成長及び健康安全、学業と進路の三つの内容から整理するとともに、社会的な自立を目指す教育活動を充実する

観点から、内容項目の改善を図った。

イ 生徒会活動の改善

生徒会活動においては、生徒会活動を通して育てたい態度や能力を新たに目標として示した。特に、よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視した。

また、活動内容について、生徒会の計画や運営、異年齢集団による交流、生徒の諸活動についての連絡調整、学校行事への協力、ボランティア活動などの社会参画の五つを示し、活動の内容を明確にするとともに、生徒の自発的、自治的な活動の充実を図った。

ウ 学校行事の改善

学校行事においては、学校行事を通して育てたい態度や能力を新たに目標として示した。特に、よりよい人間関係を築く力、公共の精神を養うこと、社会性の育成を図ることを重視した。

学校行事の内容については、生徒の発達の段階を踏まえ、社会生活における役割の自覚と自己の責任についての意識を高め社会的自立を一層すすめる観点から、「勤労生産・奉仕的行事」について就業体験を重視するとともに、奉仕体験の意義を明確にした。また、本物の文化や芸術に触れたり鑑賞したりする活動、文化の継承、創造に寄与する活動などを充実する観点から、「学芸的行事」を「文化的行事」に改めた。

(3)指導計画の作成と内容の取扱いの改善

〔指導計画の作成〕

ア 全体計画及び年間指導計画の作成

指導計画の作成については、「特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成」について明確に示した。作成に当たっては、「各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図る」と加えた。

イ 高等学校生活への適応と充実

指導計画の作成に当たって、ガイダンスの機能の充実を図るため、「特に、高等学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。」を加えた。

ウ 人間としての在り方生き方の指導の充実

ホームルーム活動を中心とした特別活動の全体を通じた人間としての在り方生き方の指導の充実を図る観点から、「特に社会において自立的に生きることができるようになるため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど」を加えるとともに、「総合的な学習の時間」についても特に関連を図ることを示した。

〔内容の取扱い〕

ア よりよい生活を築くための諸活動の充実

ホームルーム活動及び生徒会活動について、「内容相互の関連を図るよう工夫する」とともに、生徒の今日的な課題を踏まえ「よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。」を加えた。

イ ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の重点化と内容間の関連や統合の工夫

ホームルーム活動及び生徒会活動の各活動内容に示した内容項目について、「入学から卒業までを見通して、必要に応じて内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。」を示した。

ウ 体験活動や言語活動の充実

学校行事の実施に当たっての配慮事項として、「入学から卒業までを見通して、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること」を示すとともに、体験活動や言語活動の充実を図る観点から「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。」を加えた。

第2章 特別活動の目標

第1節 特別活動の目標

特別活動の目標は、学習指導要領第5章の第1「目標」で、次のように示している。

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

この特別活動の目標は、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事の三つの内容の目標を総括する目標である。

1 特別活動の目標

特別活動の目標は、特別活動の性格を明確にするために、その冒頭において、「望ましい集団活動を通して」という特別活動の特質及び方法原理を示し、それ以下において目標を具体的に示している。この目標は、さらに前半と後半の部分に分かれ、前半部分の「心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」においては、個人として、また、集団や社会の成員としての資質を身に付ける自主的、実践的な態度を育てるという目標を示している。また、「人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」という後半部分においては、人間としての在り方生き方についての自覚を深めるとともに、現在及び将来にわたって自己実現を図る能力、すなわち、自己を生かす能力を養うという目標を掲げている。

特別活動については指導上極めて弾力的な取扱いが可能で、学校の創意工夫の余地の広い教育活動である。したがって、各学校においては、自校の教育目標との関連を図りながら、学校、地域、生徒などの実態に即した具体的な特別活動の指導の重点を定めて教育課程上の位置付けを明確にし、各学校の特色を生かした目標を設定し、創意工夫を発揮し豊かな教育活動を進めることが大切である。

以下、このような目標についての理解を深めるために、次の五つの観点から述べるが、これらは全体としてのまとまりをもって理解され、生徒に「生きる力」をはぐくむことを目指した学校全体の教育活動として展開されていくべきものである。

(1) 望ましい集団活動の展開と望ましい集団の育成

目標の最初の「望ましい集団活動を通して」の部分は、特別活動の特質及び方法原理を示している。特別活動の内容には、ホームルーム活動のように、主にホームルームを単位とするものと、生徒会活動や学校行事などのように、ホームルームや学年の枠を超えて組織される集団によるものが含まれている。生徒は、このような様々な集団に所属し、その中で互いに理解し合い、高め合い、個人と個人、個人と集団、集団相互が互いに作用し合いながら、集団活動や体験的な活動を進め、それぞれの生徒が全人的な発達を遂げ、また所属する集団自体の改善向上を図っていくことが求められる。

したがって、望ましい集団活動を進めることそのものが特別活動の特質であり、また特別活動の目標を達成するための方法原理であると考えられる。もちろん、各教科・科目や総合的な

学習の時間においても、生徒間の相互作用が行われているわけであるが、特別活動においては、生徒が自主的、実践的に集団活動を進め、その間の生徒の相互作用を第一義とするので、この相互作用を重視した「望ましい集団活動」を育成することが最も直接的な目標になる。

では、どのような集団活動が望ましいといえるだろうか。

基本的には、特別活動の目標に示されているような発達をすべての集団の各成員に促していくものでなければならない。特に集団の各成員が互いに人格を尊重し合い、個人を集団に埋没させることなく、それぞれの個性を認め合い、伸ばしていくような活動を行うとともに、民主的な手続きを通して、集団の目指すべき目標や集団規範を設定し、互いに協力し合って望ましい人間関係を築き、充実した学校生活を実現していくことが必要である。これに対して、少数が支配する集団活動、単なるなれ合いの集団活動などは、たとえその集団内の結束が固く、一見協力的な集団活動が進められているようであっても、望ましい集団活動であるとはいえない。

なお、特別活動は、本来生徒の自主的、実践的な態度や自己を生かす能力の育成を目指すものであるが、生徒の発達の段階から考えて、教師の適切な指導・助言が大切であることはいまでもない。教師の適切な指導によって、望ましい集団活動の一層の展開が進められるので、目標のこの部分は、教師にとっての指導の基本的なよりどころに当たるものと考えることが必要である。

(2) 個人的な資質の育成

目標の「心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り」の部分は、個々の生徒が将来において社会的な自己実現を図るために必要とされる資質をまとめ、その基礎を培うことをねらいとして、特別活動が達成すべき目標の一つとして示している。

一人一人の生徒が、真の自己実現を目指すためには、自らの在り方生き方を模索し始める高等学校のこの時期から、変化していく社会の中で自ら学び自ら考える態度を育て、たくましく生き抜いていくために必要な資質を養っていかななければならない。このためには、「心身の調和のとれた発達」を図ることが大切である。これは、とりもなおさず学校教育の目標でもある。しかし、特別活動においては、特に一人一人の生徒についての全人的な理解に基づく適切な指導によって、心身の調和のとれた発達を助長するという役割を担っている。同時に、現在及び将来の生活の中で直面する諸問題に対して、逃げたり避けたりすることなく、最善を尽くして問題の解決に当たり、現在の自己のもっている能力を十分に発揮し、正しい問題解決の方法や態度を学ぶ機会とする必要がある。このような発達を達成しようとするのが特別活動の重要な役割の一つと考えられるので、特に目標の一つとして示している。

また、一人一人の生徒は、それぞれ自己の個性を生かせる進路を選び、自己実現を図っていかななければならない。個々の生徒が、将来において、社会人として、職業人としてあるいは家庭人として自己の個性を十分に発揮していくことは、人間として最も幸福なことのひとつであるとともに、社会に貢献することにもなるからである。このためには、特別活動における様々な集団活動を通して、自己の個性をよりよく理解し、これを一層伸長しようとする主体的な態度を育てることが大切である。このようなことから「個性の伸長」を図ることを目標の一つとして掲げているのである。

(3) 社会的な資質の育成

目標の「集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする」の部分は、自己の所属する様々な集団に所属感や連帯感をもち、集団生活や社会生活の向上のために進んで力を尽くそうとする態度を養うことを示している。

生徒個人は、様々な集団や社会の一員として生活しているが、この中で各自の果たす役割は何か、また自分はどのような責任を果たさなければならないかを自覚することは、集団全体の発展にとっても、個人の成長にとっても、将来社会人として自立していくためにも大切なことである。このようなことを経験する場として特別活動があるので、このことを目標の一つとして取り上げている。

また、集団生活では、各成員が自己の役割を遂行することによって自己の存在感が実感され、生きがいを見いだすとともに、他の成員と協力し、集団生活における規範や社会生活上のルールを尊重し責任を果たすことが大切であることも理解されていく。このような観点から、より質の高い集団生活を経験することによって、自他のそれぞれが個性を発揮し、これを相互に認め合い、協力して共に生きる中で、よりよい生活や豊かな人間関係を築いていこうとする態度や能力を養うことができる。また、集団による問題解決の場面では、自己の主張を他に押し付けるだけでなく、自他の主張をそれぞれ生かすことのできる、より高次の立場を発見する必要があることを、実践の場で身をもって学ばせることが可能となる。

以上のようにして、特別活動の体験を通して育成された集団成員としての態度は、家庭や地域社会の一員として、さらには将来において広く社会の成員として、望ましい行動を自ら選択、決定していくための基盤ともなっていくことが期待される。

(4) 自主的、実践的な態度の育成

特別活動においては、望ましい集団生活を築くために生徒相互が協力し合って活動の目標を設定したり、自分の役割や責任を進んで遂行したりするとともに、生徒個々が実際に直面している諸問題への対応や解決の仕方を、集団場面を通じて、実践的、体験的に学ぶ活動が行われる。このような活動を通じて、生徒は自分がいかに行動すればよいかを自ら深く考えたり、感情や衝動を自ら制御して、自ら決定した行動を状況に応じて着実に遂行したり、現実に即して実行可能な方法をとったりする自主的、実践的な態度を伸長していくことが期待される。特に、集団の中で望ましい人間関係が築かれるに伴って、生徒間に自主的、実践的な態度の発達を促す相互作用が活発に行われたりもする。しかし、そのような相互作用が低調な場合とか、生徒が感情や衝動の統御が困難な場合には、教師は生徒が自らとるべき行動をよく考え選択決定するよう、ねばり強く指導・援助していくことが必要である。

その一方においては、教師が意図的に生徒の抱える問題を提示し、生徒自ら自分自身の問題に取り組み、その解決を図るための自主的、実践的な態度を養うよう、計画的に指導・援助していくことも必要である。

以上のような自主的、実践的な態度の発達に伴って、生徒の心身の調和のとれた発達や個性の伸長が図られるだけでなく、よりよい集団や社会を協力して築こうとする態度や能力の発達が一層促進されていく。さらには、自主的、実践的な態度の発達に伴い、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、他者との共生を図りながら自己を生かす能力も養われていくことになる。このような意味において、特別活動の目指すべき中核的な目標として、自主的、実践的な態度の育成があげられている。

なお、自主的、実践的な態度を育成するためには、生徒に対して、集団活動のあらゆる場で、自ら考え、判断し、実行するという選択の場を豊富にしていくことが必要である。この生徒の選択の場は、生徒自身で責任のとれる範囲のものである。そして、仮に生徒の選択が不適当である場合には、選択をやり直して、生徒が自らの努力で、よりよい選択をするよう教師は助言・援助することが大切である。

(5) 人間としての在り方生き方についての自覚と自己を生かす能力の育成

高校生の時期は、中学生の時期よりも更に、自らの行動は自ら選択決定したいという独立や自律の要求が高まっている。同時に、自分の将来における生き方や進路を模索している。また、様々な人々の生き方にも触れて、人間がいかに在るべきか、いかに生きるべきかについても、考えている。しかし、一般的に言って、生徒には経験や情報が不足していたり、また、自分の将来を広い視野から考える力もまだ十分であるとはいえないため、適切に対処することが困難であることが少なくない。したがって、教師はこのような問題に生徒が積極的に取り組み、適切な解決策を見いだしていけるように、特別活動の各内容、特にホームルーム活動の時間を計画的に活用して、指導・援助を行う必要がある。その際、特に、自己の判断力や価値観を養い、主体的に物事を選択決定し、責任ある行動をすることができるよう、人間としての在り方生き

方についての自覚を深めさせ、集団や社会の中で自己を生かす能力を養わせていくことが大切である。また、生徒が社会の一員としての望ましい在り方を身に付け、健全な生活態度や人生及び社会について主体的に考えていくよう、教師は忍耐強く指導・援助することが必要である。

なお、人間としての在り方生き方についての自覚を深めるためには、自己をありのままに認め、自己に対する洞察を深めること、これらを基盤に自らの追求しつつある目標を確立し、また明確化していくことが大切であり、そのためには、特に自発的、自律的に自らの行動を決定し実行するよう生徒を指導・援助することが大切である。

さらに、「自己を生かす能力」は勝手気ままな行動を意味するのではなく、自己の個性や能力・適性等を十分に理解するとともに、それらを創造的に発展・伸長させることにより、現在及び将来にわたって他者と共生しながらより充実した生活を送ることのできるような自己実現を図るための能力であると考えられる。

以上のような考え方にたって「人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」ことを、特別活動の目標として掲げているのであり、高等学校においては、小・中学校での学習の成果を受けて人間性や社会性の一層の充実を図り、社会的自立の基礎を築くことが必要である。

2 特別活動の目標と各活動・学校行事の目標との関連

特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事の各内容から構成されている。これらの内容は、それぞれ独自の目標と内容をもつ教育活動であるが、最終的には特別活動の目標を目指して行われるものである。したがって、次に示したように、特別活動の目標と各活動・学校行事の目標には密接な関係があることについて理解するとともに、十分考慮し、関連を図って計画し、指導することが大切である。

特別活動の目標と各活動・学校行事の目標

特別活動	望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。
ホームルーム活動	ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。
生徒会活動	生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。
学校行事	学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

特別活動の目標と各活動・学校行事の目標との関連を明確にする観点から、特に、特別活動の中心的な目標として示している「自主的、実践的な態度」の育成については、各内容のすべてに示した。また、目標に新たに加えた「人間関係」については、各内容の目標に「望ましい人間関係を形成し」を共通に入れた。さらには、全体目標の「集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係

を築こうとする自主的，実践的な態度を育てる」を受けて，特に社会に参画する態度や自治的能力を重視する観点から，ホームルーム活動及び生徒会活動においては，「生活づくりに参画する」ことを，学校行事においては「公共の精神を養い」を入れた。

こうした目標の改善は，小・中学校の特別活動とも軌を一にするものである。

5 平成 18 年 12 月に改正された教育基本法において義務教育の目的が新たに規定され，また，平成 19 年 6 月に改正された学校教育法において義務教育の目標が明確に示されるとともに，高等学校における教育の目標として，義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展させることが示された。特別活動においても，そのことを十分に踏まえ，中学校と高等学校の指導の接続を図るとともに，高校生の心身の発達の段階や直面する課題に即した教育活動の充実が必要である。

第2節 特別活動の基本的な性格と教育的意義

1 教育課程上の位置付け

特別活動は、昭和 53 年の学習指導要領の改訂において、それまで「各教科以外の教育活動」と呼ばれていたものを中学校の「特別活動」に合わせて名称を変更し、中学校特別活動との一貫性を明確にするよう改められたものである。しかし、この特別活動は、昭和 53 年の改訂で全く新しく設けられた領域であるということではなく、戦後の学校教育の中にその前身と考えられる教育内容があり、それらを基盤に一つの領域にまで徐々に整備されてきたものである。そこで、まずこの間の

変遷を概観し、その後に特別活動の基本的な性格と教育的意義について述べる。

昭和 22 年の新制中学校の発足当初の「教科課程」においては、「選択教科」の一部として「自由研究」が置かれ、昭和 23 年に発足した高等学校においても同様に設けられた。この自由研究の内容には、部分的に今日の特別活動の内容に類似したものがかなり見受けられる。

次いで、昭和 24 年の中学校の教育課程に関する改訂「新制中学校の教科と時間数の改正について」によって、自由研究の内容を拡充整備し、新たに「特別教育活動」を設置したことに伴い、高等学校においても同様の措置がとられた。さらに、昭和 26 年の「学習指導要領一般編」の改訂においては、この特別教育活動を教育課程の中に位置付け、そのねらい、内容などを明確にした。昭和 31 年には「高等学校学習指導要領一般編」が示され、高等学校教育の目標の達成に寄与する有効な教育内容として、明確な教育課程上の位置付けが示されたのである。しかし、この際にはまだ学校教育法施行規則の中には盛り込まれていなかった。

続いて、昭和 35 年に教育課程の基準の改訂が行われた。その際、学校教育法施行規則の中に「特別教育活動」及び「学校行事等」が規定された。

この規定を受けて学習指導要領においては、「特別教育活動」の節が設けられ、その目標や内容が明確化された。また、「学校行事等」についても、学習指導要領において独立の節が設けられ、その目標や内容が明確化された。これは、以前から学校においていろいろな行事が行われていたが、それらの教育的な価値を重視すべきであるという考えに基づくものであった。

以上のような変遷を経て、昭和 45 年の学習指導要領の改訂の際に、「特別教育活動」と「学校行事等」を統合し、新たに「各教科以外の教育活動」を設けることになった。この両者は、本来生徒のホームルームや学校の生活に即して活動が展開されるという共通の性格があるとともに、生徒の自主的、実践的な活動を中心として成り立っている。この共通の性格を重視して統合することによって、両者の関連をより密接にし、それぞれの長所を生かし、教育的な価値を高めることをねらいとしたのである。

さらに、昭和 53 年の学習指導要領の改訂においては、小学校及び中学校の「特別活動」との一貫性や関連性を重視する観点から、領域名を「特別活動」と改めるとともに、目標や内容の改訂を行った。

平成元年の改訂においては、ホームルームの名称をホームルーム活動と改めるとともに、人間としての在り方生き方の指導を重視する観点に立って、その目標を改め、活動内容の改善を行った。また、国旗及び国歌の指導の充実を図った。

平成 11 年の学習指導要領の改訂においては、これまでの特別活動の基本的性格については、それを継承しながら、社会や学校の変化に対応した学校教育の推進、完全学校週 5 日制の下での教育活動の展開という観点から、生徒の「生きる力」の育成を目指した改善を進めるとともに、特別活動の内容構成についても見直しを行った。

今回、すなわち平成 21 年の改訂においては、特別活動の教育課程における位置づけについては従来のものを継承しているが、目標として「よりよい人間関係」を築くことが新たに加えられ、各活動・学校行事の目標が明示されるとともに、各教科・科目及び総合的な学習の時間との関連が一層強められることとなった。

2 人間形成と特別活動

子どもたちが、これから生きていかなければならない社会は、変化が激しく、複雑な人間関係の中で新しい未知の課題に試行錯誤しながら対応することが求められる難しい社会である。このような社会をたくましく生きていかなければならない生徒にとっては、このような複雑で変化の激しい社会での生き方などについて体験的に学ぶ場が必要である。特別活動は、その重要な場や機会として、学校教育において、望ましい集団活動や体験的な活動を通して、実際の社会で生きて働く社会性を身に付けるなど、生徒の人間形成を図る教育活動である。

これからの教育においては、このような複雑で変化の激しい社会において、将来の職業や生活を見通して自立的に生きるための「生きる力」を育成することが求められている。特に、自分のよさや個性を生かして、多様な他者と共に、社会、自然・環境とのかかわりの中で、これらと共に生きる自分への自信をもたせることや基本的な生活習慣を確立するとともに、公共の精神など社会生活を送る上で必要な資質や能力などを、発達の段階に応じた活動や体験を通して、体得させていくことが重要な課題になっている。このような資質や能力は、学校の教育活動全体を通じて育成されるものであるが、特に、学校における望ましい集団活動や体験的な活動を通すことを特質とする特別活動は、大きな役割を担うものである。

(1) 学校における集団活動や体験的な活動の一層の充実

近年、都市化、少子高齢化、地域社会における人間関係の希薄化などが進む中で、家庭や地域社会において社会性を身に付ける場が減少している。また、情報化の進展により、間接体験や疑似体験が膨らむ一方、望ましい人間関係を築く力などの社会性が身に付けにくくなっている。このような状況の中で、生徒の対人関係が未熟なままに、協力してよりよい生活を築くことができないことや、いじめや不登校、暴力行為などの一因になっていることも指摘されている。

これらの問題行動を解消するとともに、望ましい人間関係を築く態度を形成し、多様な他者と協力して生活上の諸問題を解決し、よりよい生活を築くことができるようにするなど、たくましく生きる力を育成するためには、学校における生徒の望ましい集団活動や体験的な活動を一層充実することが重要である。

(2) 発達の段階を踏まえた指導の充実

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的としている。学校教育においては、生徒の心身の発達に応じて、体系的な教育を組織的に行うことが必要であり、高等学校教育においては、中学校との円滑な接続や高等学校卒業後の進路との接続も視野に入れつつ、高校生の発達の段階を踏まえた教育活動の充実を図ることが求められる。

高等学校段階の生徒たちの成長の過程における主な特徴としては、自我の形成もかなり進み、身体的にもほぼ成熟し、独立や自律の要求が高まっていくことが挙げられる。また、所属する集団が増加し人間関係もより広がり、そうした中で、さまざまな役割や期待に応えながら望ましく円滑な人間関係を築いていくことが求められる時期である。

このように高校生の時期には、自我の形成や心身の発達により自主独立の要求が高まることから、生徒の自発的、自治的な活動をできる限り尊重し、生徒が自らの力で組織を作り、活動計画を立て、協力し合って望ましい集団活動を行うように導くことが大切になる。しかし、生徒の自主性が高まるとはいえ、生活体験や社会体験もまだ十分でなく、自分の考えにも十分な自信がもてない生徒も少なくないため、当然教師の適切な指導や個別的な援助などが必要である。そのためには、生徒の心情をよく理解するとともに、指導・援助の在り方の工夫に努め、生徒の自主的、実践的な活動を促していくことが大切である。

また、学校生活においても、新しい友達や教師との出会いや、社会的関心の広がり、そして進

路の選択など新しい環境や課題に直面していく時期である。そうした中、生徒は、人間としての在り方や現在及び将来における自己の生き方について模索し、進路の選択などにかかわる不安や悩みなど重要な課題に直面するが、個々の価値観が多様化し、人間としての生き方にも様々な変化や問題点が生じている現代の社会にあっては、すべての生徒が望ましい在り方生き方を自覚し、これを深められるとは限らない。なかには、自己の生き方に不安をもち、自己を見失う生徒もあり、また、挫折や失敗にこだわって、自信のない生き方をしている生徒も少なくはない。特に、高校生の段階においては、理想を求めることに急で、とかく現実を否定する傾向も強まるため、生徒はこの時期特有の様々な不安や悩みをかかえることになり、生徒の中には、無気力傾向などに陥ったり、非行に走ったりする者も見られる。

現実から逃避したり、今の自分さえよければ良いといった「閉じた個」ではなく、他者、社会、自然などの環境とのかかわりの中で生きるという自制を伴った「開かれた個」として成長していくことが大切である。そのためには、学校における多様な集団活動の充実を図るとともに、社会的な体験を重視し、人間としての望ましい在り方や生き方の自覚を深め、主体的に物事を選択し、現在及び将来を豊かに生きるための態度や能力を養う特別活動の充実が重要である。

3 特別活動の教育的意義

特別活動の特質として、次の点を挙げることができる。

まず第一に、集団活動を特質とすることである。高等学校の特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事の三つの内容で構成されるが、これらの中には、ホームルームを単位とする集団のほかにも、ホームルームや学年、学科等の枠を超えた集団による活動が含まれている。このように、一人一人の生徒が様々な集団に所属して活動することによって、生徒の人間関係も多様になり、生活経験も豊富になるなど、他の教育内容とは異なる意義が認められる。また、これらの活動を通して、望ましい人間関係を形成するために必要な能力や態度、所属する集団の充実向上に努めようとする態度、社会の一員としての自覚と責任ある態度、人間としての生き方を探求し自己を生かす能力や態度などが養われることが期待されるが、このような特色は、特別活動に特に顕著なものといえる。

第二は、実践的な活動を特質とすることである。特別活動は、実際の生活経験や体験活動による学習、すなわち「なすことによって学ぶ」ことを通して、全人的な人間形成を図るという意義を有している。実際の生活体験を通して教師と生徒及び生徒相互の直接的な触れ合いが緊密になり、学校やホームルームでの生活が明るく豊かになり、しかも有意義な変化をもたらすことが期待できるのである。また、「なすことによって学ぶ」ことを通して、教科等で学んだことを総合化し、生活や行動に生かすという自主的、実践的な態度を育てることができる。このような活動は、活動の内容や場面も多様であり、創意工夫の余地も広いので、学校生活全般にわたって生徒の積極的な意欲を育てるための適切な機会になる。このように考えると、特別活動の教育的意義として、次の点を挙げるができる。

ア 集団や社会の一員として、なすことによって学ぶ活動を通して、自主的、実践的な態度を身に付ける活動である。

イ 教師と生徒及び生徒相互の人的な触れ合いを基盤とする活動である。

ウ 生徒の個性や能力の伸長、協力の精神などの育成を図る活動である。

エ 各教科、道徳、総合的な学習の時間などの学習に対して、興味や関心を高める活動である。

また、逆に、各教科等で培われた能力などが総合・発展される活動でもある。

オ 知、徳、体の調和のとれた豊かな人間性や社会性の育成を図る活動である。

したがって、特別活動の指導に当たっては、これらの教育的意義を理解して効果的な計画を立て、望ましい集団活動や体験的な活動が展開されるようにすることが大切である。少子化が進み、地域社会での日常的な青少年の集団活動の機会が少なくなり、人間関係の希薄化が問題になっている今

日，こうした特色を生かすとともに，地域の人々との交流も視野に入れた，特別活動の充実が望まれる。

4 特別活動の内容相互の関連

特別活動における三つの内容は，それぞれが固有の価値をもち，集団の単位，活動の形態や方法，時間の設定などにおいて異なる面が多い。しかし，これらは，決して異なる目標を達成しようとしているわけではない。

ホームルーム活動は，生徒の学校における基礎的な生活単位ともいべきホームルームを基盤として行われる活動であり，学校生活の全般にかかわる事柄を扱うので，特別活動の三つの内容の中心的な役割を果たすと考えられる。生徒会活動や学校行事への参加や協力及び活動の仕方をはじめ，それらの活動の過程で生じる様々な問題への対処の仕方なども，基本的にはホームルーム活動で取り上げることになる。また，活動内容の特質に応じての自治的な活動を含め，自主的，実践的な活動がより充実することにより，それだけ他の内容の活動も一層豊かになると考えられる。

生徒会活動は，生徒の自発的，自治的な集団活動を継続的に展開するという特質をもっているが，こうした活動は，時にはその成果を確認する機会も必要である。学校行事は，年間を通して，学校生活に折り目や変化を与えると同時に，生徒会活動の成果を発表する機会としての意義も多分にもっている。しかも，この成果の発表の機会を得ることは，次の活動への意欲付けになり，継続的な活動をより発展させることにも役立つことになるなど，生徒会活動と学校行事も相互に関連し合うという面をもっている。

このように生徒会活動と学校行事とが，相互の関連の下に円滑な運営が進められることが大切であるが，生徒の発達の段階からみた場合，生徒が活動の方向を見失ったり，活動の意欲を喪失したり，集団内の人間関係にもつれが生じたりすることも当然考えられる。このために，計画の段階や活動の場面で教師の適切な指導が必要になるとともに，計画的，継続的な指導・援助の場や時間が必要になる。この役割を果たすのが主にホームルーム活動の時間であると考えられる。したがって，ホームルーム活動における適切な指導・援助の在り方は，生徒会活動や学校行事の充実と深くかかわるものであり，この三つの内容相互の密接な関連を図ることによって，特別活動の全体が充実し，その目標を達成していくこともできるのである。そのためには，入学から卒業までを見通した学校としての特別活動の全体計画，各活動・学校行事ごとの年間指導計画を立てていくことが必要である。

5 特別活動と各教科・科目，道徳，総合的な学習の時間等との関連

高等学校の教育課程は，各教科・科目，総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）により編成されており，それぞれが固有の目標やねらい，教育内容・方法等の特色をもつものである。

しかし，固有のねらいをもつといっても，実際には，直接的，あるいは間接的に様々な関連をもっている。したがって，それぞれの教育活動が相互に関連し補充し合いながら，それぞれのねらいを達成することにより，全体として高等学校教育の目標を達成することができる。この意味から，特別活動の一層の充実を図るために，特別活動と他の教育活動との関連について考察する必要がある。

(1) 各教科・科目との関連

特別活動は，生徒の自主的，実践的な活動を基盤とするが，これらを充実したものにするため

には、日常の各教科・科目の学習で獲得した知識・技能、能力や態度を生かさなければならぬ。また逆に、特別活動で培われた自主的、実践的な態度が、各教科・科目の学習に影響を与える。

例えば、特別活動における集団活動においては、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事のどの内容でも、ディスカッションや自己表現・発表、共同の取組などが重要である。また、活動の企画・立案を行ったり、調査・分析を行ったりすることもある。こうした活動の基礎となる能力は、各教科・科目の学習を通して養われていく。他方、特別活動における自発的な実践活動によって各教科・科目で培われる能力が発展的に一層高められたり、深められたりする。ホームルームがそのまま学習集団（学級）として編成される場合はもちろんのこと、その他の場合においても、ホームルーム活動をはじめ日ごろの特別活動の各内容における活動を教師の適切な指導のもとに、適切に行い、生徒の自主的、実践的な態度を育成することによって、各教科・科目の指導の成果が十分上がるような集団となり得るのである。このように各教科・科目と特別活動はともに支え合い、相互に補い合う関係にある。

さらに、各教科・科目の学習の場面の背景にある、日ごろの教師と生徒及び生徒相互の人間関係がどのようなものであるかによって、各教科・科目における学習の効果が大きく左右される。各教科・科目における学習の効果を高めるためには、個々の生徒の学習の意欲を高める指導、主体的な学習態度の確立を図る指導、ホームルーム等における開かれた人間関係の確立などが重要である。

こうした課題にこたえるためには、望ましい人間関係を形成し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てることを目指す特別活動の様々な場面における指導と各教科・科目の指導との関連を十分に図るようにしなければならない。

(2) 道徳教育との関連

生徒の豊かな道徳性は、家庭、学校及び社会生活など様々な環境の中で多様な経験を通して育成されるものであり、学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものである。特に、高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや、小・中学校と異なり道徳の時間が設けられていないこともあり、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動の全体を通じて行うことにより道徳教育の充実を図ることが大切である。

特別活動においては、目標の中で「人間としての在り方生き方」を掲げてあり、公民科の「現代社会」「倫理」とともに、人間としての在り方生き方に関する教育について中核的な指導の場面として、重視する必要がある。その意味で、特別活動の様々な教育活動は、道徳性の育成にとって重要な機会である。したがって、特別活動における道徳教育はホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事の各内容における人間としての在り方生き方に関する指導を通じてその充実が図られるが、特にホームルーム活動の活動内容(2)及び(3)において集約的に行われる。

特別活動は、望ましい集団活動の育成を通して、個人的、社会的な資質を身に付ける自主的、実践的な態度を育て、併せて人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養うことをねらいとしているので、生徒が現在及び将来に向かって当面する諸課題へ具体的に取り組むことについて、その主体的な活動を助長することを通して道徳教育の展開が行われることになる。

また、道徳的心情、道徳的判断力及び道徳の実践意欲・態度などからなる道徳性を養うことという道徳教育の目標は、特別活動における集団としての自主的、実践的な活動についての指導を通じて達成されることが多く、道徳教育との関連を大切にしたい指導を行う必要がある。

(3) 総合的な学習の時間との関連

特別活動と総合的な学習の時間との関連を考えるに当たっては、まず、それぞれの目標や内容を正しく理解しておく必要がある。

特別活動は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」ことを目標とし

ており、総合的な学習の時間は「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする」ことを目標としている。

このように、特別活動の特質は「望ましい集団活動を通して」に、総合的な学習の時間の特質は「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して」にあるととらえることができ、これが両者の大きな違いであるといえる。

一方で、両者とも生徒が自主的あるいは主体的に物事に取り組む態度を養うことを目標としている点に、共通性が見られる。例えば、特別活動で身に付けた集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度は、総合的な学習の時間のよりよく問題を解決する資質や能力の育成の基盤になるものであり、逆もまた同様である。

また、特別活動においては、ホームルームや学校における各種のグループや異年齢集団などにおいて活動が行われるものであるとともに、自然体験やボランティア活動などの社会体験などの体験活動を重視したり、幼児、高齢者、障害のある人々との触れ合いを大切にしたりすることとしており、このような点においても総合的な学習の時間と共通性がある。

以上のような点を踏まえ、両者の関連を図った指導を行うことが重要である。具体的には、特別活動として実施する集団宿泊活動において、例えば、数日間実施するうち、探究的な学習として実施したり、このことに関連して事前や事後に指導をしたりする部分について、総合的な学習の時間として行うなどが考えられる。

その際、とりわけ特別活動の学校行事については、その趣旨と総合的な学習の時間の趣旨を相互に生かし、両者の活動を関連させることにより、結果として活動の成果が大きくなるようにすることが大切である。また、このことにより、体験活動がダイナミックに展開されるようにするなど、学校全体として体験活動が充実されるようにする必要がある。

さらに、総合的な学習の時間において計画した学習活動が、学習指導要領に示した特別活動の目標や内容と同等の効果が得られる場合も考えられる。このため、学習指導要領第1章総則の第4款の8において、このような場合について、総合的な学習の時間の実施によって、特別活動の学校行事に替えることができることとする規定を設けた。

具体的には、総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。すなわち、総合的な学習の時間に行われる自然体験活動は、環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われると同時に、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる」旅行・集団宿泊的行事と、総合的な学習の時間に行われる就業体験活動やボランティア活動は、社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と、それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。このような場合、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないということも考えられる。

その際、学校行事は、目標と5種類の行事を教育課程の基準として示している集団活動であること、学年や学校を単位とする、学校生活に秩序と変化を与えることを目指す教育活動であること、学校集団や学校生活への所属感を深め、望ましい人間関係の形成や公共の精神などを養う教育活動であることを正しく理解しておく必要がある。

なお、学習指導要領第1章総則の第4款の8において、「総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替える」場合には、学習指導要領に示した特別活動と学校行事の目標が達成されるようにするとともに、各学校行事の内容を十

分に実施できるようにする必要がある。

(4) 生徒指導等との関連

生徒指導については、学習指導要領第1章総則の第5款の5の(3)で「教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。」と示されているように、教育活動のすべてにおいて、その教育活動の目標を達成していくための基盤であり条件整備の役割を果たすものといえる。

特に、特別活動の指導は、個々の生徒や生徒集団の生活や活動の場面において、生徒の自発性や自主性を尊重しながら展開されるものであり、生徒の積極的な活動が展開されていくためには、深い生徒理解と相互の信頼関係を前提とした生徒指導の充実が不可欠である。また、生徒指導のねらいである自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成は、特別活動の目標と重なる部分もある。この意味で、生徒指導と特別活動との関連は極めて深いといえる。

ところで、生徒指導には集団場面と個別場面との二つの指導の形態が考えられる。特別活動では個別場面の指導も多いが、生徒の集団活動を特質とするものであり集団場面での指導の在り方が特に重要な課題となる。

また、生徒指導は、学業指導、適応指導、進路指導、社会性指導、道徳性指導、保健指導、安全指導、余暇指導などの部面に分けて計画されることがあるが、これらは、特別活動の全体、なかでもホームルーム活動の活動内容と深い関連をもっており、ホームルーム活動の時間は、生徒指導が中心的に行われる場といえる。

学習指導要領の総則では、生徒指導の規定のほかに、進路指導、キャリア教育、さらにガイダンスの機能の充実が示されているが、これらはいずれも特別活動の充実にとって密接に関連するものである。生徒指導の推進に当たっては、学校として計画的に適切な情報提供や案内・説明などのガイダンスの機能を充実していくことが、ホームルーム活動等の場で特に必要になっている。また、人間としての在り方生き方の指導は、進路指導においても、その基本的なねらいであり、特別活動の各内容においても、人間としての在り方生き方の指導としてのキャリア教育の視点に立った進路指導との関連が一層望まれる。

第3章 各活動・学校行事の目標と内容

第1節 ホームルーム活動

1 ホームルーム活動の目標

ホームルーム活動の目標は、学習指導要領第5章の第2の〔ホームルーム活動〕の1「目標」で、次のように示している。

ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

ホームルームは、学校における生徒の生活の単位組織として、ホームルームとしての固有の生徒の活動が行われるとともに、学校における生徒の様々な活動の基盤としての役割を果たす場である。また、学校における生徒指導（進路指導を含む。以下同じ）を進めるための基礎的な場として最も適しており、生徒が心理的に最も安定して帰属できる「心の居場所」としての意義も大きい。

相互の受容と共感による親密な人間関係に基づく家庭的な雰囲気の中で行われるホームルーム活動は、ホームルームや学校での集団生活上の問題や個々の生徒が当面する諸課題などを、自主的に解決し処理していくような活動を行うとともに、それらの活動を通して、ホームルームや学校生活への適応と、その充実・向上を図り、健全な生活態度を身に付け他者と共生しながら自己実現を図っていく活動である。

このようなホームルームにおける望ましい集団活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、ホームルームや学校生活にかかわる諸問題や、生徒の発達の課題に即した諸課題を解決しつつ社会的に自立しようとする自主的、実践的な態度を育成することがホームルーム活動の目標である。

第2章第2節の5の(2)でも述べたように、高等学校の特別活動における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する指導を通じてその充実が図られるが、特にホームルーム活動は大きな役割を果たすものである。

ホームルーム活動で育てたい「望ましい人間関係」とは、豊かで充実したホームルーム生活づくりのために、生徒一人一人が自他の個性を尊重するとともに、集団の一員としてそれぞれが役割と責任を果たし、互いに尊重しよさを認め発揮し合えるような開かれた人間関係である。

ホームルーム活動で育てたい「自主的、実践的な態度」とは、そうした望ましい人間関係を主体的に形成し、ホームルームや学校づくりに参画するとともに、生活の中で起こる様々な問題や課題について積極的に取り組み、解決していこうとする自主的、実践的な態度である。また、日常生活やそこでの生き方、学習や進路に関する諸問題について、自己をよりよく生かすとともに、共に考え話し合い、協力して諸問題を解決したり、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、主体的に物事を選択し、現在及び将来を豊かに責任をもって生きていく自主的、実践的な態度である。

さらに、ホームルーム活動で育てたい「健全な生活態度」とは、規範意識の確実な定着のもと、日常生活や社会生活を営むために必要な行動の仕方を身に付け、社会的自立に向けて、集団や社会の一員としての在り方を体得し、ホームルームや学校での生活によりよく適応するとともに、人間としての望ましい在り方や生き方についての自覚を深めて、主体的に物事を選択決定し現在及び将

来を豊かに生きていく態度や能力である。

2 ホームルーム活動の内容

ホームルーム活動については、学習指導要領第5章の第2の〔ホームルーム活動〕の2の「内容」で次のように示している。

学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

(1) ホームルームや学校の生活づくり

- ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
- イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上

(2) 適応と成長及び健康安全

- ア 青年期の悩みや課題とその解決
- イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任
- エ 男女相互の理解と協力
- オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立
- カ ボランティア活動の意義の理解と参画
- キ 国際理解と国際交流
- ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立
- ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

(3) 学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用
- ウ 教科・科目の適切な選択
- エ 進路適性の理解と進路情報の活用
- オ 望ましい勤労観・職業観の確立
- カ 主体的な進路の選択決定と将来設計

高等学校のホームルーム活動は、(1)、(2)、(3)の活動内容に整理され、それぞれの活動内容においては、入学から卒業までを見通して、取り扱うものとして複数の項目が示されている。

これらは、(1)のようにホームルームや学校の一員として学校生活における集団生活の充実・向上及びそれに基づく学校生活全般の充実・向上を図る活動内容と、(2)及び(3)のようにホームルームの個々の生徒が共通して当面する現在及び将来にかかわる問題をホームルーム活動を通して解決する活動内容とに分けて考えられるが、それぞれの活動内容がおのおの独立していると考えべき性質のものではない。これらは相互に、直接、間接に関連している。したがって、生徒の実態や取り上げる題材等に応じて活動内容の相互の関連を図ることについても留意し、ホームルーム活動の個々の時間の充実はもとより、高校生活全体を見通して充実したホームルーム活動が進められるよう指導計画を立てることが重要である。

(1) ホームルームや学校の生活づくり

この活動内容は、ホームルーム活動の基盤をなすものといえる。

ホームルームは、生徒にとって学校生活を送る上での基礎的な生活の場であり、ここを基盤として、各教科・科目等の授業、さらには教育課程外の様々な活動が展開されることが多い。生徒は、入学から卒業までの間に、新しい学校生活に慣れることから始まり、様々な集団に属して人間関係を築くとともに多様な学習活動を展開する。その間には、学校生活への適応も含めて解決しなければならないさまざまな問題に取り組むとともに、ホームルームや学校における集団生活を

つくり上げていく。ホームルーム活動においては、ホームルーム成員に共通するこれらの課題を取り上げ、自主的、実践的な活動を通してホームルームや学校生活づくりを図っていくことが必要である。

そこでは、学校生活を送る上での基礎的な生活の場であるホームルームが、自己存在感を実感し、安定した学習環境において自分らしさを発揮して活動し、自らの生き方や将来に対する夢をふくらませ目的意識を明確にすることができる、「心の居場所」となるように主体的に取り組むとともに、その活動を基盤にして生徒会活動等、学校生活全般の充実・向上を図ることが大切であり、こうした活動はその内容の特質からできる限り生徒の自発的、自主的な活動が進められ、社会的に自立しようとする態度を養うことが望まれる。

以上のように、ここで扱う活動内容は、ホームルーム活動の基盤となるものであり、学習指導要領では、以下の項目を示しているが、学校や地域、生徒の実態に応じて、取り上げる題材について工夫することが大切である。

特に、高等学校入学当初においては、個々の生徒が、中学校における学校生活との違いを乗り越え、新しい学校生活に適応できるよう十分に配慮することが必要である。

- | |
|---------------------------|
| ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決 |
| イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動 |
| ウ 学校における多様な集団の生活の向上 |

ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決

ホームルームや学校において、潤いがあり楽しく豊かで、かつ規律ある生活を送るためには、集団生活を送る間に生じてくる様々な問題を話し合っ解決したり、役割を分担しあって処理しなければならない。そのためには、生徒一人一人がホームルームや学校の一員としての自覚と責任に基づき、協力して問題を解決していこうとする自主的、実践的な活動を進めていくことが大切である。

生徒が取り組んでいくホームルームや学校における人間関係や生活上の諸問題としては、まず、ホームルームや学校としての共同生活の充実と向上のための諸問題の解決にかかわることが考えられる。各ホームルームでは、ホームルーム全体の向上を図り、成員間の望ましい人間関係づくりを促すため、年間の活動計画を作成し、それに基づいた様々な活動を展開することになる。

特に、高等学校入学当初は、新しい人間関係を築くとともに新しい集団に適応するための大切な機会であり、中学校との連携を図り、個々の生徒に十分配慮した指導が必要である。

また、年間を通じて共同生活の進め方にかかわって生じる諸問題への対応と、その解決も重要である。例えば、生徒会活動や学校行事への参加や協力の問題、ホームルームの組織や係活動の円滑な運営に伴う諸問題あるいは教科・科目等の学習の助け合い、ホームルームの環境整備に関する問題などが考えられる。

以上のようなホームルームの成員全体にかかわる問題については、他者の言葉に謙虚に耳を傾ける姿勢や、自分の考えを論理的に表現する能力の育成を図り、討論や自己表現等を工夫して、話し合いによって解決していく態度の育成が大切である。これらは、共同生活集団としてのホームルームや学校の生活の方向を考えていく、集団としての自発的、自治的な活動である。

さらに、学校生活上の諸問題としては、生徒一人一人が自分自身のホームルームや学校での

生活を充実し向上させるための、個人の決定にかかわる活動も大切である。生徒は、ホームルームをはじめ学校における様々な集団への所属と適応についての努力を重ねる。

しかし、ホームルームや学校での生活を送る上では様々な問題が生じる。その中にはホームルーム全体で方向決定するだけでは解決されない問題もある。例えば、ホームルーム内の人間関係のあつれきの対処の仕方、分担した仕事の遂行に伴う悩みの解決、ホームルーム内での個人的な過ごし方などは、ホームルームにおける集団の意思決定では解決されにくい問題であり、ホームルーム活動の(2)や(3)の活動内容との関連も図りながら教師が指導・援助していくことが大切である。

なお、ホームルームや学校の中などに、いじめや暴力、差別や偏見などが少しでも見られる場合には、ホームルーム活動はもとより生徒会活動などでも適切に取り上げ、学校全体でその問題の解決に取り組むことが大切である。

イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動

ホームルームを学校生活における基盤となるように組織し、生徒がその一員としての自覚と責任に基づき、集団生活を充実・向上させていくためには、ホームルームの中にすべての生徒が何らかの形で参加する組織をつくり、組織としての活動を展開することが必要である。その際には、民主的な手続きや自治的な活動の仕方についての教師の適切な指導・援助の下に、ホームルームとしての努力目標、組織を作る必要性やねらい、活動の内容や方法などを十分に理解させ、生徒の総意によって編成されることが大切である。

なお、この組織とそれに基づく活動はホームルーム独自のものであり、生徒会の下部組織ではないが、生徒会の組織との関連を十分に配慮することが必要である。つまり、ホームルームと生徒会が相互に関連し、実際に活動を進めていく上で密接な連携を図ることができるような組織とすることが大切である。

ホームルーム活動が組織として効果的に行われるためには、ホームルームのメンバーのすべてが互いの個性を尊重しながら、何らかの役割を分担し、協力し合うことが必要である。生徒は、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画することによって、有意義なホームルーム生活を体験できるだけでなく、集団への帰属意識を高め、協力、親和、責任、友情などのもつ意義を実践の中で体得することができるからである。なお、活動に際しては、ホームルームの全員が自己の役割に対する責任と喜びをもち自主的な活動を展開する中で、よりよいホームルームにするための様々な創意工夫ができるように配慮する必要がある。

具体的には、ホームルーム内の組織づくりと役割の遂行、自主的・自律的な活動やルールと集団生活の向上、ホームルーム生活の充実のための工夫などについて題材を設定し、グループやホームルーム全体で話し合ったり、活動したりすることが考えられる。

ウ 学校における多様な集団の生活の向上

生徒一人一人は、学校における基礎的な生活集団であるホームルームに属するだけでなく、教科・科目等を選択履修する際にホームルームと異なる学習集団、生徒会活動や学校行事において組織される集団、部活動などの任意の集団など、学校内において同年齢や異年齢の様々な集団に属しながら学校生活を営んでいる。

入学当初のオリエンテーションなどでは、ホームルームの在り方や生活の進め方の指導・援助とともに、そうした学校における多様な集団の在り方や活動の仕方に関する指導も受ける。これによって、多様な集団における望ましい人間関係を築きながら、様々な集団生活への適応を図るとともに、それらの活動を通じて生徒自らホームルームや学校での生活を充実させていくことが期待されている。したがって、学校における多様な集団の生活への生徒一人一人の適応や、そこでの自主的、実践的な活動についてもその助長を図り、社会的な自立を促すことが大切である。

こうした学校内の多様な集団活動に加えて、さらに学校外の活動では、地域社会などにおける様々な社会集団の中で活動する場合もある。また、生徒は、家庭、地域社会、時には各種の青少年団体やスポーツクラブなどの集団の一員として活動を展開している。いずれの集団においても、それぞれの集団には目標があり、その目標を達成するためには、各自が責任を果たし、

お互いに協力し合って集団の生活の向上を図ることが大切である。

このような資質や能力を高めていくためには、ホームルームや学校生活への適応を図るとともに、積極的に多様な集団へ参加し、社会や集団生活のマナーとルールを守りながら、自主的、実践的な活動を進めることについての指導・援助が大切である。

具体的には、生徒会活動や学校行事への参加や協力、多様な集団と活動の在り方、集団生活・社会生活のルールとマナー、集団と個人の関係などについて題材を設定し、生徒相互の話合いや体験発表、上級生などの経験等も活用したガイダンス、地域の産業・文化・ボランティアなどの団体の人々や卒業生などを招いての話合いなどを展開していくことが考えられる。

(2) 適応と成長及び健康安全

この活動内容は、生徒一人一人が人間としての在り方生き方について幅広く探求し、心身の健康の保持増進に努め、豊かな人間性や個性の育成を図るとともに、社会の成員として必要とされる資質や能力を培っていくための最も基礎的なものである。

適応と成長に関しては、高等学校段階の生徒が直面している問題とのかかわりの中で、人間としての在り方生き方を探求させることにより、生徒一人一人の健全な生活態度を育成しようとするものである。また、健康安全に関しては、人間の諸活動の基礎となる健康安全や食を中心として、現在及び将来において生徒が当面する諸問題に対応するとともに、生徒自ら健全な生活態度や規律ある習慣の形成を図っていく資質や能力を育成しようとするものである。

学習指導要領では、次のように九つの内容項目を示しているが、いずれについても自己探求や自己の改善・向上の視点から人間としての在り方生き方についての自覚を深め、社会の中で自己を正しく生かす能力を養うことと、広くかかわらせて指導することが大切である。

- ア 青年期の悩みや課題とその解決
- イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任
- エ 男女相互の理解と協力
- オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立
- カ ボランティア活動の意義の理解と参画
- キ 国際理解と国際交流
- ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立
- ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

これらの活動を進めるに当たっては、ホームルームの生徒の相互理解を深め、活動を通してホームルーム内に互いに自己の問題を打ち明け、ともに問題解決に取り組んでいこうとする雰囲気や意欲を育て、自他の尊重に基づく健全な生き方を探求するように指導することが重要である。

そのためには、生徒にとって身近な問題を取り上げたり、様々な活動の方法を取り入れたりして、生徒が自分自身の問題として受けとめていくよう適切な指導・援助を行うとともに、各教科・科目、総合的な学習の時間などの指導との密接な関連を図り、生徒の学年段階や発達の段階に即して計画的・系統的に指導を行うことが大切である。また、学習指導要領第1章総則の第5款の5の(8)にも示しているように、障害のある生徒などについての十分な配慮に基づく指導が大切である。さらに、指導の効果を高めるために、積極的に養護教諭、栄養教諭などの専門性を生かした指導が行えるよう配慮するとともに、家庭や地域との連携・協力を図ったり、個に応じた指導を工夫したりする必要がある。

ア 青年期の悩みや課題とその解決

高校生の時期は、中学生よりさらに、親への依存から離れ、自らの行動は自ら選択決定した

いという独立や自律の要求が高まる時期である。同時に、自分の将来における生き方や進路を模索している。また、様々な人々の生き方にも触れて、人間がいかにかに在るべきか、いかに生きるべきかについても考えるようになるが、一般的に、生徒には経験や情報が不足していたり、また、自分の将来を広い視野から考える力も必ずしも十分であるとはいえないため、適切に対処することが困難であることが少なくない。特に、都市化や情報化などの進展の中で、生活習慣の乱れ、ストレス及び不安感が高まっている現状も見られる。したがって、教師はこのよう

5 5

な問題に生徒が積極的に取り組み、適切な解決策を見いだしていけるように指導・援助を行う必要がある。

ここでは、青年期の傾向や発達課題を踏まえ、生徒たちが自分の不安や悩みを見つめながらも、その解決を目指し、夢や希望をもって、自己確立と社会的自立を目指してたくましく生きていく態度や行動力を高めていくことが期待される。そのためには、生徒一人一人に青年期の心理、心身の発達の特徴や発達課題などについて理解を深めさせるとともに、それぞれが抱える不安や悩みについて率直に語り合えるような題材を設定し、解決のための手だてや方法について共に考えさせることが大切である。その際、自己と対話を重ね他者とのかかわりの中で生きるという「開かれた個」として、相互に課題を共有し、解決に向けて取り組もうという雰囲気

10 10

をホームルームの中につくることが重要である。こうした活動により青年期特有の問題を乗り越えることによって、自分と他者や社会との関係について考えを深め、人間として成長していけるようにすることが大切である。

具体的には、自分が不安に感じること、悩みとその解決方法、青年期の理解と自己実現に関すること、身近な人の青年時代などの身近な題材を設定し、生徒が自由に話し合ったり、資料を調べたり、社会人にインタビューして発表したり話し合ったりするなど様々な方法が考えられる。ただし、その際には、個人の内面にかかわることなので、その方法や話された内容の扱いについて十分な配慮が必要である。また、そうして「自分」の問題と向き合うことにより、一層孤立感を深める生徒が存在することにも配慮することが大切である。

15 15

イ 自己及び他者の個性の理解と尊重

20 20

自己の個性を見つめ、それを大切にしていけることは、自尊感情を高め、自己確立や自己実現を図るための基盤となる。また、他者の個性を理解し互いに尊重し合うことは、自己理解を一層深めるとともに、豊かな人間関係をはぐくんでいくことにつながる。とりわけ、情報が氾濫し価値観が多様化している現代社会においては、特に、自分の存在に価値を見いだせず、目標を見失いがちな現代の高校生にとって、自己及び他者の個性を理解し尊重していき

25 25

ことは重要な意味をもっている。

そのためにも、自己の個性や適性、長所と短所、興味や関心の動向などを含めて、自己の個性をより正しく理解させるよう、発達の段階や学年の特徴に合わせ入学から卒業までの期間を見通して系統的、発展的な指導を行う必要がある。また、他者の個性を理解し尊重することを通して、他者への思いやりを深め、共に生きる人間としての心の豊かさをもって成長していくことも大切なことである。

30 30

具体的には、入学直後やホームルーム編成替えなど新たな人間関係を築くことが求められる時期には、自分の長所・短所、友人への期待と励まし、自他の個性を知り、それを生かす方法などの題材を設定し、自らを振り返ると同時に、グループやホームルーム全体で話し合う活動などが考えられる。その際、自己と対話しながら文章で表現し互いに伝え合うことが、相互理解や他者の尊重につながることを重視する必要がある。また、教育相談やカウンセリングの手法などを活用することで、自他の理解を深め、お互いにかげがえのない存在であることの自覚を高めていくことも大切である。それ以外にも、卒業生や社会人などの講話を通して他者の生き方に学ばせるなどの活動が考えられる。

35 35

ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任

40 40

生徒の社会的自立の遅れが指摘される中、社会の一員としての自覚をもち、責任ある行動のとれる人間の育成が求められている。とりわけ今日、情報化や国際化、科学技術の発展が急速に進む中、高校生においても確かな判断基準に基づき、主体的に責任をもって行動していくこ

45 45

とが強く求められている。

高校生になれば、集団の規律や社会のルールに従い、互いに協力しながら各自の責任を果たすことによって、集団や社会が成り立っていることを客観的に理解できる発達の段階にある。また、人間関係に広がりが見られるとともに所属する集団や地域の中で責任や役割を担う機会が一層増えてくる。

こうしたことを踏まえて、ここでは、社会生活上のルールやモラルの意義やそれらを遵守することの意味について考えさせて公共の精神や規範意識及び倫理観などの道德性の涵養を図ったり、自律・自製の心などの大切さについて理解させたりするとともに、社会の一員として、経済生活や職業生活、あるいは家庭や地域などの生活において果たすべき役割や責任について自覚を深めさせるとともに、社会人としてふさわしい言葉遣いや態度など社会生活を営む上で必要なマナーやスキルについて体験的に習得させるなど社会的自立に向けた指導が大切である。

また、自主的、自律的な生き方は、義務や責任と表裏一体のものであり、高校生であっても社会の一員としてその行為に自己責任が求められることを理解させ、社会的な自立を促すとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度と能力を養うことが必要である。

具体的には、集団生活・社会生活におけるルールやマナーや公共の精神や規範意識、社会人としての義務と役割、社会生活と自己責任、情報化社会におけるモラルなどの題材を設定し、公民科等との関連も図りながら展開していくことが重要である。なお、情報化の影の部分に関しては、携帯電話など情報機器による権利侵害の加害者、被害者にならないための情報モラルや情報安全等に関する知識を身に付けさせるよう、情報科等と連携しながら取り組むことが大切である。また、その時々々のホームルームや学校における生活上の問題、地域や社会の出来事、新聞やビデオ等の資料などを取り上げ、話し合いやディベート、パネルディスカッションなどの様々な方法を工夫して展開していくことも考えられる。その際には、ホームルーム活動の他の活動内容や項目との関連、生徒指導等との関連などを図ることも必要である。

エ 男女相互の理解と協力

高校生の時期は、身体的にほぼ成熟し、男女それぞれの性的な特徴が明確になってくる。それにつれて、異性への関心も高まり、異性との交友を望むようになり、意識する異性の対象がかなり特定化される傾向も強まってくる。そして、男女が相互に相手を異性として強く意識するようになることが、かえって男女における身体的・精神面の違いの理解や、異性と人間関係を築くことに当たってのルールやマナーについての理解の妨げとなる場合もある。

このため、男女相互の理解を一層深めるとともに、人間として互いに協力し尊重し合う態度を養うことが大切である。その際、日常の諸問題などに対して互いに協力して問題を解決し、共に充実した学校生活を築くような主体的な意識や態度を育成するとともに、家庭や社会における男女相互の望ましい人間関係の在り方や男女共同参画社会などについて、幅広く考えていくことが望まれる。

具体的には、例えば、男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、異性交遊の望ましい在り方、男女共同参画社会と自分の意識などの題材を設定し、アンケートやインタビューをもとに話し合ったり、新聞やテレビ等の資料をもとに話し合ったり討論したりして展開していくことが考えられる。

なお、「男女相互の理解と協力」については、性に関する指導との関連を図ることが大切である。性に関する指導については、青少年の性意識の変化、性モラルの低下などが指摘されていることを十分に考慮し、特別活動全体を通して行う人間としての在り方生き方に関する指導との関連を重視するとともに、特に、保健体育科の「保健」との関連を図り、心身の発育・発達における個人差にも留意して、生徒の実態に基づいた指導を行うことが大切である。

オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立

情報化の進展など社会の急速な変化の中で、青少年の人間関係の希薄さや他人に共感して思いやる心の弱さなどが指摘されている。それがいじめや暴力行為などの問題行動や不登校などの一つの要因となっていることに留意し、高校生段階においても、人間関係を形成する力や自

己表現力，他者への思いやり，正義感，連帯感や協力心などをはぐくむ取組を積極的に進めていく必要がある。また，グローバル化が進み，国や社会の間を情報や人材が行き交い，相互に密接・複雑に関連する中では，対話を重ねつつ，他者や社会，自然や環境と共に生きる，積極的な「開かれた個」であることが求められる。社会的な自立を目指そうとする高校生段階から，コミュニケーション能力の育成と多様な人間関係の確立は重要な課題であり，他者の言葉や意見に耳を傾け，自分の考えや思いを適切に表現する力，様々な集団において望ましい人間関係を築く力を高めることが求められている。

生徒は，家庭における人間関係，学校における生徒間の多様な人間関係，教師と生徒の人間関係，地域の人間関係など様々な人間関係の中で生きている。高校生になると，所属する集団も増加し，人間関係もより広がる。それぞれの集団の目標や成り立ち，それぞれの人間関係の特質，場面や状況に応じたふさわしい表現や行為などについて十分に理解させた上で，これらさまざまな人間関係について振り返らせ，その集団の中での行動の仕方や生き方について考え，望ましく円滑な人間関係の確立に資するようにすることが大切である。なお，指導にあたっては，これまで集団への適応や対人関係の困難さを抱えてきた生徒に対する十分な配慮が求められる。

具体的には，望ましい人間関係の在り方，豊かな人間関係づくりと自己の成長，自己表現とコミュニケーション能力などの題材を設定し，ロールプレイングや体験発表を取り入れた話し合い，自己表現力やコミュニケーション能力を高める体験的な活動，ホームルーム成員等の親睦を深める活動など，様々な展開の工夫が考えられる。

カ ボランティア活動の意義の理解と参画

近年，ボランティア活動への参加，地域の文化団体やスポーツクラブなどへの参加など，人々の社会貢献や社会参加の機会が増えてきている。そのため，学校教育において社会貢献や社会参加を果たすために必要な知識や技能の習得，資質の育成が大切である。

ボランティア活動は，個人の自由意思を基本とし，自分の技能や時間等を進んで提供し，他人や社会に貢献する活動とされ，他人を思いやる心，互いを認め合い共に生きていく態度，自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また，よりよい社会づくりに主体的かつ積極的に参加・参画していく手段としても期待されている。したがって，生徒が自らも社会の一員であることと社会における自分の役割を自覚し，互いが支え合う社会の仕組みを実感する上で重要な意味をもつとともに，他の人々や社会のために役立つ体験をしながら，そのことを通して自尊感情を高め，自己実現を図り，自他が共に価値ある大切な存在として共生していることを実感し豊かな心情を培うことができる活動である。

ここでは，このようなボランティア活動の意義を理解させることによってボランティア精神の涵養を図り，自発的な参加への意欲を高め，またボランティア活動の方法等についての啓発を図ることが望まれる。特に高等学校段階では，中学校での経験やより広い社会的認識に立って，人間としての在り方生き方についての自覚や認識を深め，社会的自立に結び付けていくことが大切である。

具体的には，社会福祉活動，環境保全・保護活動，災害援助活動，地域のコミュニティづくり，国際社会への貢献・協力など，ボランティア活動の様々な場面や実際について生徒自身が調べ紹介したり，ボランティア活動に携わっている人や生徒のボランティア体験談などをもとに話し合うなど，ボランティア活動の意義の理解や自己の在り方生き方についての自覚や認識を深めていくことなどが考えられる。その際，自発性・無償性・公共性・先駆性等のボランティア活動の基本的性格について理解させ，実践意欲の喚起を促すことが大切である。また，学校内や地域等で可能なボランティア活動体験を企画し，ボランティア活動に必要な知識や技能を体験的・実践的に学ぶことも重要である。その際には，生徒の主体的な活動が行われるよう指導・助言することが大切である。

なお，ここでのボランティア活動が，生徒会活動や学校行事，総合的な学習の時間などの活動や学習に発展していくことも考えられる。逆にそれらの体験や学習をきっかけにしてホームルーム活動として行うボランティア活動を自主的に企画・実行することも考えられる。さらに

は、勤労生産・奉仕的行事に参加しての体験発表や話し合い、生徒会活動の一環として行われるボランティア活動の取組をもとにした話し合いなど、事後の振り返りによる体験の内面化や共有化・一般化を図る活動も考えられるので、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間などとの関連を十分図ることが望まれる。

キ 国際理解と国際交流

国際化・情報化がますます進展する今日、国際社会に生きる日本人としての自覚に立ち、外国の生活や文化を理解し、諸外国の人々と隔てない心で接し、互いに尊重し、積極的かつ豊かに交流し、国際社会の平和と発展に貢献することのできる資質や態度を養うことが求められている。そのためには、我が国や郷土の歴史や伝統・文化に対する理解を深め、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくことが大切である。

国際社会の中に生きる日本人としての必要な知識や考え方などは、地理歴史科に属する科目をはじめとする各教科・科目の中で学習するが、ホームルーム活動では、こうした知識等を基盤として、国際社会に関する認識を深め、国際社会に生きる主体的な日本人としての在り方生き方を探求し、国際協調と豊かな国際交流、国際貢献の在り方を考えていくことが必要である。

ここでは、そうした観点から、具体性のある話し合い活動や体験的な活動などを展開させるような指導が考えられる。例えば、マスコミ等の国際理解や国際交流をテーマにした記事や番組を取り上げディスカッションしたり、外国での生活経験をもつ地域の人や国際貢献を担う人々の体験談などを聞いて話し合ったり、留学生など外国の人々との意見交換や交流会などを実施したりして、国際理解や国際交流の在り方について深めていくことが考えられる。その際、高等学校段階の生徒の視点からこれらのテーマを具体的にとらえ展開するとともに、生徒自身の課題として積極的に取り組めるよう自主的で実践的な活動を促す工夫が必要である。

ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立

高校生の心身の発達は目覚ましい。中学生の時期に比べ落ち着いてきてはいるが、身体的な発達に心理的な発達が十分に伴わず、心身のバランスを崩し不適応に陥ってしまうこともあることを考え、自己の心身の健康状態や生活態度についての理解と関心を深め、生涯を通じて積極的に健康の保持増進を目指すような態度や規律ある習慣の育成に努めることが大切である。特に、生活習慣の乱れ、ストレス及び不安感が高まっている現状を踏まえ、心の健康を含め自らの健康を維持し、改善することができるように指導・助言することが重要である。

また、性に対する正しい理解を基盤に、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、適切な行動がとれるように指導・援助を行うことも大切であり、性的情報の氾濫する現代社会において、自己の行動に責任をもって生きることの大切さや、人間尊重の精神に基づく男女相互の望ましい人間関係の在り方などと結び付けて指導していくことが重要である。

さらに近年、高校生の飲酒や喫煙の問題の深刻化、さらには薬物乱用なども指摘されている。これらの問題については、心身の健康とのかかわりや薬物乱用等に陥る心理や背景などについて具体性に富んだ取り上げ方をすることが大切であり、特に、薬物乱用については、その有害性、違法性について正しく理解させ、薬物乱用は絶対に行ってはならないし、許されることではないという認識を身に付けさせることが必要である。

具体的には、心の健康や体力の向上に関する事、口腔の衛生、生活習慣病とその予防、望ましい食習慣の確立など食育に関する事、運動・休養の効用と余暇の活用、喫煙、飲酒、薬物乱用などの害や対処方法に関する事、性情報への対応や性の逸脱行動に関する事、エイズや性感染症などの予防に関する事、ストレスへの対処と自己管理や規律ある習慣などについて生徒の発達の段階やホームルームの実態を踏まえて題材を設定し、身近な視点からこれらの問題を考え意見を交換できるような話し合いや討論、実践力の育成につながるロールプレイングなどの方法を活用して展開していくことや、専門家の講話やビデオ視聴を通しての話し合いなどの活動の展開も考えられる。こうした活動を通して、自らの健康状態についての理解と関心を深め、望ましい生活態度や規律ある習慣の確立を生徒自らが図っていくことが望まれる。

なお、心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立にかかわる指導は、保健体育科の「保健」をはじめとした各教科・科目の学習との関連、ホームルーム活動の他の活動内容との

関連について学校全体で共通理解を図ることが大切である。また、個々の生徒の状況に応じた個別指導が必要となる場合もあることを踏まえ、指導内容によっては集団指導と個別指導との内容を区別しておくなど計画性をもつとともに、保護者の理解を得ながら実施することも必要である。さらに、指導の効果を高めるため養護教諭などの協力を得ながら指導することも大切である。

ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

いじめや暴力行為、凶悪化する青少年の非行など、最近の生徒には社会全体の風潮と相まって生命の軽視という傾向が見られる。また、生徒が種々の事故や災害にあたり、犯罪等の被害を受けたりすることも多くなっている。そのため、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念をもって自他の生命をかけたえのないものとして尊重する精神と態度や規律ある習慣を確立するとともに、学校内外を含めた自分の生活行動を見直し、自ら安全に配慮するとともに、危険を予測できる力や危険を回避し的確に行動できる力を高めていくよう日ごろからの注意の喚起や指導が必要である。また、日ごろの備えを含め自然災害等に対しての心構えや適切な行動がとれる力を育てることも大切である。さらに、高校生としての自覚に立って自己の安全を確保するのみならず、身の回りの人の安全を確保する態度をはぐくむことが重要である。

取り上げる題材としては、生命の尊重に関する事、防犯を含めた生活安全や交通安全に関する事、種々の災害時の安全に関する事、環境整備に関する事、規律ある習慣に関する事などが考えられる。特に、交通安全については、高校生の年齢では自転車や自動二輪車による事故が多いこと、自動車の運転や同乗中の事故が少なくないことを踏まえ、社会の一員としての自覚と社会的責任の意識を高める指導を行うことが重要である。また、種々の事故の原因となる生活環境や生活行動を自ら見直し、安全の確保や環境の整備について考えさせ、危険を除去できる自主的、実践的な態度を養うことも必要である。したがって、事故の発生状況や危険箇所の調査結果や映像資料等をもとにした話し合い、「ひやり、はっとした」といった体験に基づく感想や発表、安全マップの作成、実技を通じた学習、ロールプレイングなど実践力の育成につながる様々な方法による展開が考えられる。

生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立にかかわる指導は学校教育全体を通じて行われる保健指導や安全指導等との関連を密にする必要があり、教職員の共通理解を図るとともに、保護者の理解と協力を得て、地域と連携しながら実施することも必要である。また、内容によっては、養護教諭や関係団体などの協力を得ながら指導することも大切である。

(3) 学業と進路

生徒が、自己の将来に夢や希望を抱き、その実現をめざして、今、何を学ぶべきかを考え、自らすすんで学習に取り組む意欲を持ち、教科・科目や類型等を選択するよう、また、将来の生き方や進路に関する体験をしたり、情報の活用を図りながら、自己の個性や学習の成果を生かす進路を自らの意志と責任で選択決定していくことは高校生にとって極めて重要なことである。

また、生徒が、将来直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人が、学ぶこと、働くこと、そして生きることについて自己の問題として真剣に受け止め、それぞれの深い結びつきを理解していくことが必要である。

なお、今回の改訂で、学習指導要領第1章総則第5款の5に示す教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項において、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進することとされた。

これらを受けて、ここでは学ぶことと働くことを通じた人間としての在り方生き方の自覚、日々の学習や進路を主体的に選択する能力の育成、望ましい勤労観・職業観の形成などについて取り上げていく。

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用
- ウ 教科・科目の適切な選択
- エ 進路適性の理解と進路情報の活用
- オ 望ましい勤労観・職業観の確立
- カ 主体的な進路の選択決定と将来設計

ア 学ぶことと働くことの意義の理解

学ぶことにより、知識や技術・技能を習得することはもとより、新たな興味・関心をかきたてられたり、自己の可能性を発見したりすることは、学ぶ者が味わうことができる楽しさであり、喜びであり、そのような楽しさ、喜びを実感し、充実した学校生活を送ることは生徒自身の願いであろう。しかし、学習のつまずきや困難を克服できないことから、あるいは学習に思うような成果が得られないことなどから学習に意欲をもてない、時には、学ぶ目的を見失って、学校生活を続ける意欲をなくしてしまう生徒も見られる。

このような生徒の願いや迷いを受け止め、教科・科目等の学習で直面している問題について、生徒自らが解決を図ることができるよう、また、なぜ学ぶのか、学ばなければならないのかなど、学校で学ぶ意義や目的を考え、学習や活動に意欲的に取り組むとともに、将来の社会的自立や職業的自立に資するような内容を取り上げることが大切となる。

そこで、生徒が、様々な学習集団の中で、多様な学習内容・方法を通して、興味・関心の分野を広げたり、深めたりする、得意なことを一層伸ばす、自分の新たな可能性を発見する、あるいは自分の将来の夢や希望を実現するために努力するなどの観点から、学ぶことと働くことの意義を理解することができるよう、日常の教科・科目等の学習とその選択、あるいは進路の選択決定や将来の生き方を考える学習などとの関連を図りながら、活動を進めることが考えられる。

具体的には、自分のよさや得意なことを伸ばす学習、充実した人生と学習、学ぶことと職業などについて題材を設定し、卒業生や上級生、地域の職業人、あるいは生涯学習に取り組む保護者などの体験談やインタビューを取り入れながら、自分の考えをまとめ、発表したり、話し合ったり、ディベートを行ったりする活動などが考えられる。

特に、入学当初、あるいは進級当初に、各教科・科目等の授業開始時期において、何を学ぶのか、何のために学ぶのか、学んだことをどう生かしていくのかなど、各教科・科目等を学ぶに当たってのガイダンスが行われるが、その際には、学ぶことの意義を、働くことの意義とも関連させながら考えさせていく活動が重要である。また、就業体験（インターンシップ）等と関連させ、それらの事前、事後の指導として、生活や社会、職業や仕事、将来の進路などについて考えさせ、話し合う取組もある。さらに、卒業時期には、今までの学びを振り返り、社会的自立・職業的自立と自己実現を深めていく活動の展開なども考えられる。なお、中学校での職場体験などキャリア教育との一貫性・連続性に留意する必要がある。

イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用

生徒が自ら進んで学習に取り組む意欲・態度を育成することは、「生きる力」の育成をめざし、生涯学習の基礎づくりを担う学校教育の重要な課題である。しかしながら、学習の積み重ねが必要な教科・科目などでのつまずきや、学習方法が分からないことなどから、学ぶ意欲を失いがちな生徒が少なくない。

学校生活の根幹に関わる学業上の問題について、生徒が、学び方を学び、勉強することの楽しさを実感したり、自分にふさわしい学習方法を見出し、学習の悩みを克服するなどして、学習に意欲をもって取り組むよう、また、学校図書館を積極的に活用するよう、内容を取り上げる。

特に、学校生活・学業不適応等から中途退学者の多い1年生の時期には、自ら学習計画を立

てて実行する中で、学習意欲を向上させ、望ましい学習習慣を確立させていくことが大切である。また、学年が進むにつれ、生徒主体の教科・科目等の学習の事後指導として、学習の過程を振り返りながら、「自ら学ぶ」ことの意義を理解する活動、学習方法の改善や予習・復習の習慣の形成について話し合い、自分にふさわしい学習方法や習慣の確立を促す活動などが考えられる。

具体的には、学習意欲と学習習慣、自ら学ぶ意義や方法などについて題材を設定し、教科担任の教師との連携の下で、生徒が主体的、意欲的に取り組むことができた教科・科目等の学習などについて、その学習過程を振り返りながら、主体的、意欲的に取り組むことができた理由やそこから学ぶことができた事柄などについて話し合う活動の展開などが考えられる。その際、自主的な学習を深める場としての学校図書館等の役割に目を向け、積極的に活用する態度を養うことも大切である。

また、必要に応じて、学習相談等の個別指導を行い、学習のつまずきから学校生活への不適応が生じることがないように配慮する必要がある。

ウ 教科・科目の適切な選択

高等学校教育の改革の進展とともに、生徒の選択の幅の拡大といった観点から、単位制、総合学科あるいは多彩な類型やコースを設置した特色ある新しいタイプの高等学校も新設されている。このような改善、改革の下で、生徒が教科・科目あるいは類型やコースを適切に選択し、意欲をもって進んで学習に取り組み、充実した学校生活を送るとともに、自己の個性を伸ばすことが期待される。

このような期待を受けて、生徒が、教科・科目や類型、コースの選択に当たっての考え方や選択の仕方を理解し、自分なりの選択基準をもって、適切に選択するよう、また、選択の過程で、教科・科目や類型、コースの学習に積極的に取り組もうとする心構えが持てるよう、さらには、教科・科目等の選択を諸活動の選択にも生かすよう、内容を取り上げる。

どのような選択教科・科目が設けられ、それらがどのような学習内容で、どのような選択が可能であるのか、設けられている類型やコースがそれぞれどのようなねらいをもち、どのような教科・科目から構成されているのかなどについて、十分に理解するための活動が考えられる。また、そのような活動を踏まえて、生徒が、自分の興味・関心や能力をさらに伸ばす選択、将来希望する進路や職業との関連に基づく選択など、様々な選択の視点があることを理解し、自分なりの考え、理由をもって、教科・科目や類型、コースを選択することができるように指導・援助する活動などが考えられる。

この指導に当たっては、ガイダンスの機能の充実を図る観点から、ホームルーム活動の時間のみならず、教科・科目等の時間との関連を十分に図るとともに、教務、各教科及び学年の担当教師などが協力して、教科・科目や類型、コースの選択のためのオリエンテーションや体験学習、あるいは上級生の経験に学ぶ会などを計画的に実施することが大切である。また、そのような指導を踏まえて、選択教科・科目の理解と私の選択、先輩に学ぶ類型やコースの選択、などについて題材を設定し、選択教科・科目をどのような視点で選択したらよいかを話し合ったり、どのような理由で、どのような類型、コースを選択しようとしているかを互いに発表し合ったりする活動の展開が考えられる。

エ 進路適性の理解と進路情報の活用

生徒が希望する進路との関係において、自己の性格、職業的な能力・適性、興味・関心などについて理解を深めることができるよう、また、産業・経済の動向に関する情報、職業や職業生活の実情に関する情報など、進路の選択決定に必要な情報を収集、活用するとともに、情報社会を生きる上で必要となる主体的な情報収集やその活用能力を育成することができるよう、内容を取り上げる。

ここでは、生徒が自分のよさに気づき、伸ばそうという意欲がもてるよう、多面的に自分自身をみつめ自分を知る活動、他者から見た自己像から自分を知る活動、他者との活動を通して自分を知る活動、そして職業適性などから客観的に自分を知る活動などが考えられる。また、自己の個性を生き方や進路と結びつけて考え、自分のよさを発揮し、個性を生かす進路、生き

方があることを知るために、当面する進路に関する情報を収集し、整理して、自分や友人が活用できる資料としてまとめる活動などが考えられる。

具体的には、自分を知る、職業と適性などについて題材を設定し、自分の興味・関心、得意な教科の学習や活動、性格や行動など多面的に自分自身を見つめたり、生徒が互いのよさを認め合い、確かめ合ったりする活動の展開、あるいは職業興味検査、職業適性検査等を活用して、個性を生かす職業について考える活動の展開が考えられる。また、生き方を学ぶ、学ぶ制度と機会、職業調べなどについて題材を設定し、地域の社会人や職業人の講話を聞いたり、インタビューしたりする活動、就業やボランティアにかかわる体験を通して、生き方や進路の多様性を理解する活動の展開、あるいは上級学校や企業などを訪問、見学したり、体験入学や就業体験などをして、その結果をまとめたり、発表したりする学習の展開が考えられる。その際、情報活用能力育成の観点から、インターネット等の効果的な活用や自ら調べた情報をまとめ、発信していく取組も有効である。特に卒業学年の時期においては、自己を見つめ、体験等で得た情報を整理し、自分にふさわしい進路を選択決定していく過程を理解する活動の展開も考えられる。

なお、職業適性を取り上げ、適性と進路との関係について考えさせるに当たっては、進路についての夢や希望を抱き、その実現のための強い意志と努力に優る適性はないという理解が得られるよう留意することも大切である。

オ 望ましい勤労観・職業観の確立

人は人生の半分以上を職業人として過ごす。職業や勤労についてどのような考えをもち、日常生活の中でそれぞれの役割を果たすとともに、どのような職業に就き、どのような職業生活を送るかは、人がいかに生きるか、どのような人生を送るかということに深くかかわっているのである。しかし今日、勤労・職業に対する理解の不足や安易な考え方など、若者の勤労観・職業観の未成熟が指摘されている。また、雇用をめぐる状況も急速に変化しており、それだけに、望ましい勤労観・職業観を確立することは、進路指導、さらにはキャリア教育にとって重要な課題である。このことは、将来の社会的自立、職業的自立の観点から、就職者のみならず、進学者についても同様の課題となっており、普通科等においてより指導の充実が求められる。

このような課題を踏まえて、生徒が、様々な社会的役割や職業及び職業生活について理解するとともに、人は何のために働くのか、なぜ働かなければならないのかを考え、将来、職業人、社会人として自立し、生きがいのある人生を築こうとする意欲・態度をもつことができるよう、内容を取り上げることが大切である。

具体的には、職業と仕事、働くことの意義と目的、職業生活、働くことと生きがいなどについて題材を設定し、調査やインタビューをもとに話し合ったり、発表やディベートを行ったりするなどの活動の展開が考えられる。また、家庭や地域との連携を深めながら、保護者や地域の職業人の職業や勤労にかかわる体験を聞いたり、学校行事などでの事業所や福祉施設等における就業体験やボランティア体験などの事前、事後の指導として、調査、話し合い、感想文の作成、発表を行うといった活動の展開も考えられる。

その際、勤労・職業に関する実際の体験などを通して、生徒が、働くことの楽しさや厳しさを知り、勤労・職業についての関心を高めるとともに、勤労・職業の目的や意義を、人は生計を維持するためばかりでなく、職業を通じて社会の一員としての役割を果たし、自己の能力・適性を発揮しているということが理解できるよう指導・援助することも大切であり、各教科・科目等との有機的な関連を図った指導の充実が望まれる。

カ 主体的な進路の選択決定と将来設計

産業構造・就業構造の変化に加えて、いわゆる正規雇用以外の雇用形態も増え、これまでの終身雇用、年功序列あるいは学(校)歴による処遇といった企業の雇用慣行等の変化が進んでいる。また、生活の大半を仕事に費やす職業生活の在り方も見直されてもいる。このように社会の変化の中で、人は、その人生において、何回もの進路の選択を迫られるようになっている。

このような変化を視野に入れながら、生徒が、人の生き方、人生のありようについて、その

多様性を理解するとともに、自分の将来の生き方や生活について夢や希望をもつことができるよう、また、それを実現するための進路計画を立て、自らの意志と責任で、進路を選択決定できるように、内容を取り上げる。

その際、内容項目の「工 進路適性の理解と進路情報の活用」や「オ 望ましい勤労観・職業観の確立」の活動との関連を図りながら、将来の生活における職業人、家庭人、地域社会の一員などとしての役割や活動を理解し、生徒が自身の理想とする将来の生活を描いたり、将来設計を進路計画として立案する活動などが考えられる。また、直面する卒業後の進路選択の問題を、生徒が自分自身の課題として受け止め、自ら解決するために、例えば、就職を希望する企業や進学を希望する大学等の選択決定に当たって、何を知り、何をどのように考え、いかに行動し、判断すべきかなどの視点から検討する活動などが考えられる。

具体的には、人生と生きがい、30年後の私などについて題材を設定し、地域の職業人や福祉団体関係者等の講話とその感想文の作成、発表、話合いといった活動の展開、ライフプランの作成や進路計画の立案を行い、発表する活動の展開などが考えられる。また、志望校・希望職業の選択、進路の選択と私の悩みなどについて題材を設定し、志望校や希望職業の選択について、進路目的の明確化、目的実現のための選択肢（各学部・学科や各企業の特色など）の理解、各選択肢で求められる選択の条件や必要な努力についての理解、選択理由の明確化、選択の結果とその受け止め方など、選択のためのスキルを学ぶ学習の展開などが考えられる。

なお、当面する進路の選択の指導に当たっては、個別指導としての進路相談を、ホームルーム活動における指導との関連を図りながら適切に行うことが大切である。

3 ホームルーム活動の指導計画

各活動・学校行事の指導計画の作成については、学習指導要領第5章の第3の1の(1)で、次のように示している。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験などの勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

以上のことから、ホームルーム活動の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮する必要がある。

(1) 学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする

ア 学校の創意工夫を生かすこと

ホームルーム活動の指導計画の作成に当たっては、学校の教師全体の創意工夫を生かすことにより、高等学校入学から卒業までを見通して、学校の目標を達成するにふさわしい指導計画とすることが大切である。学校全体の指導計画をもとにして、学年、ホームルームの実態や学科の特色に応じ、ホームルーム担任や当該学年の教師などが創意工夫を十分に生かし、それぞれの指導計画を作成する必要がある。

イ 学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮すること

ホームルーム活動においては、生徒がホームルームや学校で当面する生活上の様々な問題を内容として取り上げるが、生徒の実態は、学校や地域などの状況によって異なっているので、指導計画はそれらを十分に配慮して作成する必要がある。

指導計画の作成に関しては、各内容ごとに生徒の発達の段階や生徒の興味・関心、能力・適性等を考慮し、学年間の系統性などに十分配慮する必要がある、題材の設定や指導・援助の仕方などを工夫する必要がある。

また、入学当初から卒業までの生徒の変化を十分考慮して指導計画を作成することが大切である。特に、中学校との接続と発展に配慮し、生徒の社会的自立に向けて一層主体的な活動ができるような指導計画の作成が大切である。

中学校における学級活動と高等学校におけるホームルーム活動の内容(学習指導要領)

中学校(学級活動)	高等学校(ホームルーム活動)
<p>学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。</p> <p>(1) 学級や学校の生活づくり</p> <p>ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決</p> <p>イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理</p> <p>ウ 学校における多様な集団の生活の向上</p> <p>(2) 適応と成長及び健康安全</p> <p>ア 思春期の不安や悩みとその解決</p> <p>イ 自己及び他者の個性の理解と尊重</p> <p>ウ 社会の一員としての自覚と責任</p> <p>エ 男女相互の理解と協力</p> <p>オ 望ましい人間関係の確立</p> <p>カ ボランティア活動の意義の理解と参加</p> <p>キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成</p> <p>ク 性的な発達への適応</p> <p>ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成</p> <p>(3) 学業と進路</p> <p>ア 学ぶことと働くことの意義の理解</p> <p>イ 主体的な学習態度の形成と学校図書館の利用</p> <p>ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用</p> <p>エ 望ましい勤労観・職業観の形成</p> <p>オ 主体的な進路の選択と将来設計</p>	<p>学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。</p> <p>(1) ホームルームや学校の生活づくり</p> <p>ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決</p> <p>イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動</p> <p>ウ 学校における多様な集団の生活の向上</p> <p>(2) 適応と成長及び健康安全</p> <p>ア 青年期の悩みや課題とその解決</p> <p>イ 自己及び他者の個性の理解と尊重</p> <p>ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任</p> <p>エ 男女相互の理解と協力</p> <p>オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立</p> <p>カ ボランティア活動の意義の理解と参画</p> <p>キ 国際理解と国際交流</p> <p>ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立</p> <p>ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立</p> <p>(3) 学業と進路</p> <p>ア 学ぶことと働くことの意義の理解</p> <p>イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用</p> <p>ウ 教科・科目の適切な選択</p> <p>エ 進路適性の理解と進路情報の活用</p> <p>オ 望ましい勤労観・職業観の確立</p> <p>カ 主体的な進路の選択決定と将来設計</p>

ウ 生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること

ホームルーム活動は、具体的な活動のねらいに沿って展開される生徒の自主的、実践的な活動である。そのため、可能な限り生徒自らの発案、創意を大切に、活動計画の作成や実践を進めていくことがホームルーム活動の特質である。

このような特質を十分に生かし教育的な効果を高めるためには、それぞれのホームルームの実態に即した組織を設け、生徒一人一人が役割を分担し、活動計画を立てて責任をもって実践する機会を豊富に用意する必要がある。特に、高校生の時期には、その発達段階として自我の形成もかなり進み、自主性も高まっているので、生徒の自発的、自治的な活動をできるだけ尊重し、生徒が自らの力で組織を作り、活動計画を立て、協力し合っ望ましい集団活動を行うように導くことが大切になる。

しかし、生徒の自主性が高まるとはいえ、生活体験や社会体験もまだ十分とはいえ主観的な考え方にこだわる面もあるので、教師の適切な指導や個別的な援助が必要であり、生徒の心情をよく理解するとともに、望ましい集団活動が展開されるよう指導・援助の在り方の工夫に努め、生徒の自主的、実践的な活動を促していくことが大切である。

(2) 各教科・科目、総合的な学習の時間などの指導との関連を図る

特別活動と各教科・科目、総合的な学習の時間などとの関連については、本解説の第2章、第2節の5において述べている。ホームルーム活動の指導計画の作成に当たっては、全体として高等学校教育の目標を達成する観点から、各教科・科目等で学習した知識・技能、能力や態度との有機的な関連を図ることが重要である。例えば、ホームルーム活動の内容項目は、公民科や保健体育科、家庭科の学習内容とも関連する部分が多い。また、特色ある教育課程の編成に資するよう設けられる学校設定科目・教科や「産業社会と人間」との関連を図ることにより、ホームルーム活動の内容の充実を図ることができ、指導計画の作成に当たっては、そうした観点からの配慮が必要である。

(3) 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する

生徒は、ホームルームや学校の一員として学校生活を送るとともに、家庭や地域の一員として生活しており、ホームルーム活動の指導においては、家庭や地域等との連携・協力が重要な意味をもっている。そこで、ホームルーム活動の指導計画の作成に当たっては、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫することが大切である。

例えば、ホームルーム活動の(2)「適応と成長及び健康安全」や(3)「学業と進路」などは、生徒の家庭での生活との関連が深く、家庭と連携・協力することによって、より効果的なホームルーム活動を展開していくことが可能となる。その際、保護者や家庭などの個人情報やプライバシーなどの問題に十分留意して指導計画を作成したりする必要がある。また、指導内容によっては、関係機関等の専門家などから話を聞くなど積極的に地域の人材を活用することは、望ましい工夫の例である。

(4) ボランティア活動や、就業体験など勤労にかかわる体験的な活動の機会を取り入れる

学校教育の現状がややもすれば知識の習得に偏りがちになっていることや生徒の生活環境の変化等により、生徒がボランティア活動など社会奉仕や勤労にかかわる活動を実際に体験する機会が少なくなっている。ボランティア活動や、就業体験など勤労にかかわる体験的な活動の機会を教育活動に積極的に取り入れることは、高等学校段階の生徒にとって、人間としての在り方生き方を探求し、社会的自立を促す上で極めて大切である。

そこで、できる限り生徒にボランティア活動などの社会奉仕の体験や、就業体験など勤労にかかわる体験を得させるように計画し、それを通して、社会貢献や社会参加の意義を正しく理解し、望ましい人間観や勤労観・職業観を身に付け、将来社会人としての自立した生き方ができるよう配慮することが大切である。

(5) 生徒指導及び教育相談の充実を図る

ホームルーム活動などの指導計画の作成にかかわって、学習指導要領第5章の第3の1の(2)で、次のように示している。

(2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談(進路相談を含む。)についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

ホームルームは、学校における生徒指導を進めるための基礎的な場として最も適している。そこでは、生徒の発達の段階に即して、基本的な生活習慣の確立にかかわる日常的な指導とともに、学校生活への適応や豊かな人間関係の形成、学習への主体的な取組や進路の選択など、生徒が当面する諸課題への対応や健全な生活態度の育成に資する活動についての指導・援助が中心に行われる場でもある。さらに、道徳性の育成、心身の健康・安全や食に関する指導、教育相談などが積極的かつ計画的に行われることにより、学校の教育活動全体を通じて行われる生徒指導が深められる場であるといえる。

このようにホームルームという場は、生徒にとっても教師にとっても重要な場であり、学校生活の基盤としての役割をもっている。それゆえ、学年や学科、学校全体の協力体制の下に意図的・計画的にホームルーム経営を進め、生徒が心理的に安定して帰属できる「心の居場所」としてホームルームづくりに心掛けることが大切である。

そのためにはホームルーム活動の指導において、生徒指導の機能が十分に生かされることが大切である。また、集団場面の学習成果が個別に生かされて生徒一人一人のものとなるためには、個別指導の中心的なものである教育相談が十分に行われることが必要であり、生徒の家庭との密接な連絡の下に行われることによってその効果も一層高まることになる。

教育相談はホームルーム活動の指導内容のすべてにかかわるが、高等学校生活における変化への対応や社会的な自立に向けた指導を重視する観点からも、特に適応指導、進路相談などに関しては充実を図る必要がある。

このような生徒指導及び教育相談が十分に行われるようにするためには、指導計画を整備し活用することが大切である。

(6) ガイダンスの機能を充実する

ホームルーム活動などの指導計画の作成にかかわって、学習指導要領第5章の第3の1の(3)で、次のように示している。

(3) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう〔ホームルーム活動〕等の指導を工夫すること。特に、高等学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。

ア ガイダンスの機能を充実するよう〔ホームルーム活動〕等の指導を工夫すること

ホームルーム活動は、学校での基礎的な生活の場であるホームルームにおいて、新しい環境の中で、豊かな人間関係を築き学校生活への意欲を高めるなど、ホームルームや学校の生活への適応とその充実・向上を図る活動でもある。ガイダンスの機能の充実は、こうしたホームルームや学校生活への適応や人間関係の形成について、生徒が学校における諸活動や集団の意義、内容などについて十分に理解し、よりよい適応や望ましい人間関係の形成に向けて積極的に活動する意欲や態度を養うために重要であり、主にホームルーム活動の場を中心に展開されるこ

とが必要である。

各学校において特に工夫が求められるのは、入学時、新学期といった学校生活や学年の新しい生活あるいは学習や諸活動の開始時期などにおいて、認め合い、励まし合う集団の中で、生徒がこれから始まる生活に対して、十分な情報を得、見通しをもって、学校生活に積極的に取り組む意欲がもてるよう指導・援助することである。そのため、ホームルーム担任が各ホームルームの指導の充実に取り組むことはもとより、ホームルーム担任が連携協力して学年全体の指導の充実を図るため、指導内容によって、学年の教師や他の教師の協力を得たり、保護者の教育力あるいは上級生等の経験を活用したりすることも大切となる。

また、進路等の選択については、これまで各学校が取り組んできた人間としての在り方生き方の指導としての進路指導に加え、卒業後の進路の多様化、更に生涯を通じたキャリア教育の推進を踏まえて、生徒が自己の個性を発見し、伸ばしていくといった観点から適切な進路選択ができるよう、上級学校等の教育内容やその特色等をよりよく理解するために必要な情報の収集・提供の在り方について、上級学校との連携による体験入学の機会の複数化や企業・事業所などへの訪問、卒業生の経験の活用など、ホームルーム活動の内容・方法を工夫していくことが大切になっている。

こうした観点から、入学から卒業までを見通した系統的、発展的なガイダンスの計画を立てることが大切である。

イ 高等学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適應するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること

高等学校生活は、それまでの中学校での生活と異なり、教師と生徒及び生徒相互の人間関係も一層多様化し、学習面でも新しい教科・科目、選択学習の拡大など、生活環境や学習環境が大きく異なってくる。また、新たな発達上の課題を抱えるようになる。

特に、高等学校入学当初は、新しい集団、新しい教科・科目などの変化に興味・関心をもち、新たな決意や目標をもちやすい時期であるとともに、生徒同士や生徒と教師の新たな人間関係や未知の事柄への不安を抱く時期でもある。その中で、新しい学習環境や人間関係につまずいて、学校生活への不適應を起こすことも少なくない。

ホームルーム活動の指導計画の作成に当たっては、生徒の実態に応じて、高校入学後の学校不適應等に十分配慮し、また、中学校の学級活動との接続も図って、生徒に希望や目標をもたせるとともに、達成感を味わわせることができるよう工夫するだけでなく、学校不適應等に配慮した適切な適應指導の充実が重要である。そのため、中学校との連携を深め、高等学校への体験入学、保護者等への説明会など、学校全体で取り組んでいく工夫などが大切である。

(7) 社会的な自立と人間としての在り方生き方に関する指導を充実する

ホームルーム活動などの指導計画の作成にかかわって、学習指導要領第5章の第3の1の(4)で、次のように示している。

(4)〔ホームルーム活動〕を中心として特別活動の全体を通じて、特に社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ること。

ア 社会的な自立の意義

義務教育を終えた高等学校の生徒は、自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあるといえる。したがって、生徒が自らも社会の一員であることを自覚し、自分の生き方に責任をもつとともに、他の人々や社会のために役立つことを通して自己実現を図ることが求められる。また、近い将来において、職業人、社会人として

自立していくための態度や能力を身に付けていくことが求められている。急速に変化する現代の社会においては、生涯を通して自己成長を図ることが必要であるが、特に、高等学校段階は自立した職業人、社会人として生きる上での自己形成の時期として重要な意義をもっている。

イ 人間としての在り方生き方に関する指導

人は誰もが社会的存在であり、社会的に自立し自己実現を図るためには、人間としての在り方生き方についての自覚を深めていくことが根底になければならない。人間としての在り方生き方に関する教育は、学習指導要領第1章総則第1款の2に示されているように、学校の教育活動全体を通じて行うこととされている。特別活動は実際の生活経験による学習、すなわち「なすことによって学ぶ」ことを通して、全人的な人間形成を図るものであり、各教科・科目などにおける指導の充実と相まって、調和と統一のある人間形成を目指す上で重要である。したがって、特別活動において重点的に人間としての在り方生き方に関する指導を行うことが期待されており、道徳教育の充実を図る視点から指導計画を作成していくことも重要である。

ウ ホームルーム活動を中心として行われること

ホームルーム活動は、その特質として生徒会活動や学校行事、各教科・科目などと相互補完の機能をもっており、そこでの学習や活動がホームルーム活動によって生かされたり、逆にホームルーム活動が他の学習や活動の動機付けになったりする。したがって、人間としての在り方生き方の指導の充実は、特別活動の中ではホームルーム活動を中心にして図られることになる。ホームルーム活動の中でも、とりわけ活動内容の(2)、(3)が密接に関連しているので、ここでの活動を中心として行うことが大切である。

エ 特別活動の全体を通じて行われるようにすること

人間としての在り方生き方に関する指導は、ホームルーム活動を中心にして行われるものであるが、特別活動の「なすことによって学ぶ」という特質を生かす意味では、ホームルーム活動の活動内容の(1)や、生徒会活動及び学校行事などの果たす役割も大きい。実施に当たっては、相互の関連を十分図るとともに、できるだけボランティア活動や、就業体験など勤労にかかわる体験的な活動を取り入れ、生徒一人一人が社会とのかかわりの中で、自分自身の生き方を主体的に考え、活動していくような工夫が望まれる。また、人間としての在り方生き方に関する指導を特別活動の全体を通じて行うことは、各教科・科目や総合的な学習の時間の指導に対し特別活動の特質を十分に発揮することにもなる。

オ 他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ること

公民科の「現代社会」は、「人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養」うことを、「倫理」は、「人間としての在り方生き方について理解と思索を深め」ることを目標に掲げ、また、「総合的な学習の時間」は、「自己の在り方生き方を考えることができるようにする」ことを目標に掲げている。特別活動においても、「人間としての在り方生き方についての自覚を深め」ることを目標としていることから、人間としての在り方生き方に関する指導では、公民科や総合的な学習の時間との関連を重視し、特にホームルーム活動においては、これらの学習の成果を生かすことが大切である。こうした点から、ホームルーム活動の指導計画の作成に際し、ホームルーム担任が公民科をはじめ各教科・科目や総合的な学習の時間の担当教師などの協力を得ることが考えられる。なお、その場合でも、ホームルーム活動をはじめ特別活動においては、できるだけ生徒の自主的、実践的な活動を助長するような指導・援助の工夫が必要である。

(8) 年間指導計画の作成

ホームルーム活動は、入学から卒業までを見通して生徒の発達の段階及び特性等を踏まえ、系統立てて指導するとともに、年間を通して計画的に指導する必要がある。そのためには、まず学校として入学から卒業までを見通した各学年ごとの年間指導計画を作成する必要がある。その際には、学習指導要領でホームルーム活動の内容として示された(1)のアからウ、(2)のアからケ、(3)のアからカについて、入学から卒業までの間に年間指導計画に位置づける必要がある。その場合、必要に応じて内容間の関連を図ったり、統合したりして、配当された時間の中でホームル

ーム活動の目標が達成できるように指導計画を作成することが大切である。また、学年ごとの内容の発展や深化についても配慮しなければならない。

さらに学校として作成した各学年ごとの年間指導計画を基にして、ホームルームの実態に応じたホームルームごとの年間指導計画や1単位時間の指導計画を作成することが必要である。

ホームルームごとの年間指導計画は、学校として作成した各学年ごとのホームルーム活動の年間指導計画に基づき、ホームルーム担任が学年・ホームルームや生徒個々の実態及び課題などを考慮して作成する計画であり、生徒が作成する活動計画のよりどころとなるものである。また、ホームルーム活動が、生徒の学校生活における学習や生活の基盤であるホームルームを単位として展開される活動であることから、ホームルーム経営や学年経営との関連を図って作成することが大切である。

学校としての年間指導計画やホームルームごとの指導計画に示す内容としては、次のようなものが考えられる。

- ・学校や学年、ホームルームの指導目標
- ・育てたい力
- ・指導内容（予想される議題やテーマ）と時期
- ・指導の時間配当
- ・指導方法
- ・指導教材（必要に応じて）
- ・評価など

なお、1単位時間の指導計画は、一般的には、「ホームルーム活動指導案」と呼ばれるものであるが、この指導計画には、生徒が作成した活動計画を配慮した題材や、事前及び事後の活動も含めての1単位時間における生徒の活動の過程や形態等についての見通しが示されていることが大切である。

(9) ホームルーム活動に充てる授業時数等

ホームルーム活動の授業時数等の取扱いについては、学習指導要領第1章総則の第4款の1、4及び6並びに第7款の5で、次のように示している。

第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

1 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

4 ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

6 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

第7款 通信制の課程における教育課程の特例

5 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

ア ホームルーム活動の授業時数

特別活動のうち、ホームルーム活動の授業時数について、「原則として、年間35単位時間以上とするものとする。」と示されている。これは、人間としての在り方生き方に関する教育に

において中核的な役割を果たすことが期待されているホームルーム活動については、年間 35 単位時間という授業時数を最低限確保すべきことを定めるとともに、ホームルーム活動の充実を図るため、さらに必要に応じて年間 35 単位時間を超えて授業時数を配当するよう定めたものである。そのため、「標準」ではなく、「以上」という文言が付されているのであり、ホームルーム活動の授業時数については、学校や地域、生徒の実態や発達の段階等に応じて、年間 35 単位時間以上（1 単位時間は 50 分として計算する）の授業時数を適切に定める必要がある。

また、ホームルーム活動については、特定の学期又は期間に行うことができる各教科・科目の授業と異なり、年間 35 週行うことを標準として必ず毎週実施することが示されている。これは、ホームルーム活動が、生徒の、学校生活への適応や人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であり、このねらいを達成するためには、教師と生徒の人間関係と信頼関係を築く場や機会を十分に確保する必要があるからである。特に、高等学校では、教科担任制をとっており、ホームルーム担任が生徒と不断に接しているわけではない。そこで、ホームルーム活動については毎週実施することとし、それによってホームルーム担任と生徒との信頼関係を築き、学校生活への生徒の適応とその生活の充実・向上を図ることが必要である。

なお、定時制の課程においては、生徒の勤務の実態、交通事情などの特別の事情がある場合には、「ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとする」とされており、今回の改訂により、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができるとの規定を追加している。これは今回の改訂により、第 5 章特別活動で取り組むべき内容について具体的に明示しており、定時制の課程において、これらの活動すべてを行うことが難しい特別な事情がある場合には、その一部を行わないものとする」としたものである。学校においては、ホームルーム活動に関する今回の改訂の趣旨を踏まえて、地域や生徒の実態等を考慮しながら、ホームルーム活動の授業時数又は内容を適切に定める必要がある。

また、通信制の課程の特別活動については、学習指導要領第 1 章総則第 7 款の 5 に、「ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに 30 単位時間以上指導するものとする。」とされており、ホームルーム活動の重要性を踏まえた適切な実施が必要である。今回の改訂において、「なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとする」との規定を追加しているが、このホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができる」との規定を追加した趣旨は定時制の課程と同様である。

イ ホームルーム活動の授業時数の取扱い

学校において定めたホームルーム活動の授業は、毎週実施し、年間 35 単位時間以上行うわけであるが、学校や生徒の実態に対する配慮、学校生活への適応やガイダンスの充実、人間としての在り方生き方に関する指導の形態や方法の工夫などの観点から、その方が教育効果を高めることができる場合には、年間の授業時数を確保しながら、適切な計画の下に授業の 1 単位時間を弾力的に運用することができる（第 1 章総則第 4 款の 7）。その場合でも、ホームルーム活動の年間指導計画に基づいて、ホームルーム活動における各活動内容のねらいが十分に達成されるよう実施されなければならない。

なお、毎日の授業の前後に「朝の会」や「帰りの会」あるいは「ショートホームルーム」等の名称をもって、ホームルームごとに時間が設定される場合が少なくなく、また、その教育的効果も高いと考えられるが、これらの時間における指導は、ホームルーム活動と密接な関連をもちながらも、ホームルーム活動そのもののねらいの達成を目指すものではないので、学習指導要領で定めるホームルーム活動の時間とは明確に区別できるように留意すべきである。

4 ホームルーム活動の内容の取扱い

ホームルームは、学校における家庭であるといわれる。一人一人の生徒にとって、ホームルームがそのような役割を果たすためには、様々なホームルーム活動を通して、教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の望ましい人間関係を育て、精神的に支え合うとともに、生徒が互いに向上していく集団の育成を目指すことが大切である。こうした観点に立って、教師は、生徒に対して愛情をもって公平に接し、個々の生徒についての理解を深めながら指導・援助を進めることが重要である。

ホームルーム活動における内容の取扱いについては、学習指導要領第5章の第3の2の(1)で、次のように示している。

(1)〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。

このことから、ホームルーム活動の指導に際しては、次の事項に留意することが必要である。

(1) 指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにする

ホームルーム活動の活動内容は、(1)のホームルームや学校の生活の充実・向上を目指す活動と、(2)や(3)のように主に個人の問題をホームルームでの活動を通して解決する活動からなっており、これらの内容を展開する生徒の活動形態は、主として集団全体での取組や集団としての意思決定などを進めていくような自発的、自治的な活動の形態と、集団として取り組みながらも主として個人が選択し行動していくような自主的、実践的な活動の形態とに大きく分けて考えることができる。

しかし、生徒の自主的、実践的な活動を基盤として望ましい集団としての自発的、自治的な活動が生み出され、他方、自発的、自治的な活動を通して生徒の自主的、実践的な活動も高められていくわけであり、ホームルーム活動の活動内容についても、(1)は自発的、自治的な活動で、(2)、(3)は自主的、実践的な活動であると固定的に分ける必要はない。例えば、(1)においてもホームルームや学校生活への適応を図る活動があることや、(2)の「イ 自己及び他者の個性の理解と尊重」や「エ 男女相互の理解と協力」などのように、(1)の内容と深くかかわるものもあるので、(1)、(2)、(3)のいずれの場合も両者の活動形態を念頭に置き、どちらに力点を置いて指導するかについては、題材のねらいや内容、生徒の実態などから適切に判断するなどの弾力的な考え方に基づく指導方法の工夫が大切である。

生徒の活動形態による指導内容等の特質として、自発的、自治的な活動については、集団の全員が協力して課題等を解決し、集団の目標を達成していく過程を通して、自治的な態度や能力などの公民的資質を育成することが期待される。また、自主的、実践的な活動は、「生きる力」の基盤となる主体的な問題解決能力や自律心を養うことにより、自主的、実践的な態度や能力を育成することが期待される。

そこで、ホームルーム活動においては、その活動内容の特質から生徒の活動形態を適切に選択するとともに、どのような能力や態度を育てるのかを明確にしながら、指導に当たることが特に重要である。

(2) よりよい生活を築くための諸活動の充実

生徒は、ホームルーム編成によりそれぞれのホームルームに所属することとなる。所属を同じくした生徒たちは、最初から共通する目標を明確にもっているわけではない。同じホームルームとい

う集団に所属した生徒が、その中で相互に望ましい人間関係を形成しながら、その一員として有意義な集団生活を送るためには、次のような活動を充実させる必要がある。

ア 集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動を充実する

ホームルームの中でそれぞれの生徒が自主的、実践的な態度を身に付けながら、望ましい集団を形成していくためには、ホームルームとしての共通の目標を設定したり、その目標を達成するための具体的な方法や役割の分担を検討したりする必要がある。

特にホームルーム活動の活動内容(1)においては、ホームルームや学校の生活上の諸問題の解決のために集団としての意見をまとめ、その成員が課題解決のための組織を作ったり、仕事を分担したりする必要がある。その際に成員の様々な考え方をそれぞれの意見として出し合い、相互に尊重し合いながら、最終的にはホームルームとしての意見をまとめていかなければ集団としてよりよい生活を築いていくことはできない。

ホームルーム活動で取り扱わなければならない諸問題には、ホームルーム独自の問題もあれば学校全体にかかわる問題もある。それぞれの問題に関して、生徒が自分自身の考えを率直に述べられるような配慮が大切であり、集団の一員として集団全体の合意を作り上げる活動を充実していくことが求められる。

そのためにも、小学校や中学校の学級活動における様々な経験や体験した手法などを通じて、意見の異なる人と議論して協同的に問題解決する態度を育成することや、意見の対立が生じたとき、その対立を乗り越えて問題解決をする方法を身に付けることが期待される。

イ 自分たちできまりをつくって守る活動を充実する

ホームルームや学校という集団生活においては、生徒はホームルームや学校における様々なきまりを守って生活する必要がある。例えば、学校全体のきまりには、各学校の実態に応じて生徒指導上必要とされるきまりなどがあり、また、生徒会規約や学年・ホームルームのきまりのように生徒自らがホームルームや学校におけるよりよい生活のために定めるきまりもある。健康で安全な学校生活を送るためには、校則などの他律的なきまりを守るだけでなく、学校における基礎的な生活集団において、生徒自ら自律的にきまりを作って守り、生徒一人一人がそれぞれ内面化して、規律ある習慣の確立を図る必要がある。

ホームルームや学校でのよりよい生活のために生徒自らが自分たちの話し合い活動によりきまりをつくりそれを守る活動は、まさしく自発的、自治的な活動であり、自分たちで決定したことについて責任を果たす活動に他ならない。このように集団の意思決定に主体的にかかわり、その決定を尊重するという活動を通して、生徒は集団の一員としての自覚を高め、自主的、実践的な態度を身に付けていく。

このような活動の充実を図ることにより、生徒の規範意識が高まり、社会性が育成されていくのである。

ウ 人間関係を形成する力を養う活動を充実する

今回の学習指導要領の改訂によって、特別活動の目標において「人間関係」を築くことが重視されるとともに、新たに設けられたホームルーム活動の目標については、「望ましい人間関係を形成」することが明確に示されている。

このような目標を達成するためには、人間関係を形成する力を養うための活動を充実することが必要である。生徒同士や異年齢の人たちとよりよい人間関係を形成していくためには、実際の生活の中での諸活動を通して信頼関係を形成しつつ、相互に援助し合う活動を意図的に計画する必要がある。また、人間関係を形成する力を養うためには、ホームルーム活動の活動内容の指導において、常に生徒同士の人間関係形成能力の育成に配慮することも重要であり、望ましい人間関係やよりよい集団生活を形成するのに必要な社会的なスキルを学ぶ場を適宜設けることも考えられる。

こうした様々な取組を通して、コミュニケーション能力や人間関係形成能力を高めることは重要であるが、同時に、実際にホームルームで課題とすべき諸問題を解決しようとする過程において、実践的に人間関係を形成する力が培われるような配慮が必要である。その過程での様々な活動の中で、人間関係に問題が生じることが少なくなく、その際に人間関係の問題に適切

に対処し、関係改善を図ろうとする態度を育成することが重要である。人間関係を形成する力は、ホームルームの中の現実の人間関係を高める中で一層養われていくものであろう。

(3) 指導内容の重点化と内容間の関連や統合などの工夫

ホームルーム活動の内容の取扱いにかかわって、学習指導要領第5章の第3の2の(2)で、次のように示している。

(2)〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、入学から卒業までを見通して、必要に応じて内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、〔ホームルーム活動〕については、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。

このことから、ホームルーム活動の内容の取扱いに当たっては、主に以下の事項に配慮することが必要である。

ア 学校や地域及び生徒の実態に応じて取り上げる指導内容の重点化を図ること

学習指導要領に示すホームルーム活動の内容は、ホームルームや学校の生活の充実と向上にかかわる活動、生徒が当面する諸課題への対応及び健全な生活態度の育成に資する活動などで構成され、(1)から(3)の三つの活動内容について、それぞれ内容項目を示している。

ホームルーム活動は、学校における基礎的な生活集団としてのホームルームを基盤に営まれる活動であり、生徒の実態はもとより、各学校や地域、各ホームルームの実態に即して、指導の重点を明らかにし、それに沿った指導内容や方法を工夫することは、指導する教師にとって大切な配慮事項の一つである。

各学校においては、学習指導要領に示す(1)、(2)、(3)の活動内容を、ただ単に均等に取り上げるのではなく、学校やホームルームの実態に即し、生徒の実態を的確に把握してねらいを明らかにした上で、各学校の当該年度の教育目標や特色ある学校づくりにかかわる具体的な課題、生徒指導上の課題やホームルームの共同生活上の課題、生徒個々が抱えている問題や悩みなども踏まえ、特に重要と考えられる事項を、より多くの時間をかけて重点的に取り上げることがホームルーム活動のねらい達成の上からも必要である。また、取り上げる内容のねらいによっては、その達成のために系統的、発展的な指導が可能になるよう配慮することが大切である。

イ 入学から卒業までを見通して必要に応じて内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができる

高等学校のホームルーム活動は、(1)、(2)、(3)の活動内容に整理され、それぞれの活動内容においては、入学から卒業までを見通して取り扱うものとして複数の項目が示されている。具体的には、中学校と同じように各学年ごとにいずれの内容項目も扱うことを基本としつつも、学校の特色や生徒の実態等に応じ、入学から卒業までの間にいずれの内容項目も扱う場合など、多様な取組が考えられる。

ホームルーム活動の内容については、各内容項目ごとの指導に必ず1単位時間を充てなければならないものではなく、いくつかの内容項目を統合したり、内容の関連を図って指導することも考えられる。いずれの場合にも、学校や生徒の実態を十分に考慮した上で、入学から卒業までの見通しの上に指導計画に盛り込むことが重要である。

生徒の実際のホームルームや学校の生活において、学習指導要領に示された(1)、(2)、(3)の活動内容は、相互に関連し合っており、指導計画を作成する際には、学校、生徒の実態に応じて内容間の関連を図ることが重要である。

具体的には、活動内容(2)の「イ 自己及び他者の個性の理解と尊重」、「ウ 社会生活にお

ける役割の自覚と自己責任」,「エ 男女相互の理解と協力」,「オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立」などを,活動内容(1),(3)の内容項目と関連させながら深めていくこと等の工夫が考えられる。また,活動のねらいを十分に検討し,効果が期待される場合は,二つの活動内容を統合させて指導することも考えられる。

さらに,学習指導要領第1章総則第1款の2に示された道德教育の目標を踏まえた上で,ホームルーム活動の目標を達成するための効果が期待される場合には,ホームルーム活動の活動内容(1),(2),(3)に示されていない内容を加えて指導することも可能である。

また,ホームルーム活動は学校生活の全般にかかわる事項を扱うので,生徒会活動や学校行事で生じる様々な問題の対処の仕方なども取り上げることになり,ホームルーム活動における適切な指導・援助の在り方は,生徒会活動や学校行事の充実と深くかかわっているものであることに留意する必要がある。

いずれの場合にも,学校や生徒の実態を十分に考慮した上で,指導計画の作成に取り組むことが重要である。

ウ 個々の生徒についての理解を深め,信頼関係を基礎に指導を行うこと

ホームルーム活動のねらいを十分に達成するためには,生徒一人一人がもつ学校生活への期待や希望,また生徒自身が抱えている問題や悩み,さらに将来の進路や生き方についての願いや不安などを適時,適切に取り上げて活動の内容に組み込んでいく必要がある。

そのためには,生徒に関する記録や資料による客観的な理解だけでなく,共感的な姿勢に立って生徒理解を深め,信頼関係を築くことが重要である。また,この信頼関係を基礎として,生徒が率直に意見を述べ,自己受容や自己理解を深め,共同生活や自分自身の生活にかかわる諸問題を共に解決していこうとする望ましい集団活動の形成について,適切な指導・援助を行うことが大切である。

さらに,問題解決の仕方等について,教育相談などの個別の場面で援助をする場合でも,教師と生徒との間に信頼に基づく人間関係をつくろうとする姿勢が大切であり,それは教師の基本的な心構えである。

なお,このような教師の指導・援助の姿勢は,生徒にとっても学ぶところが多く,生徒相互の人間関係づくり,ひいてはホームルームや学校への生活への適応,その充実と向上に繋がっていくものといえる。

〔その他の指導上の留意事項〕

ホームルーム活動の指導に当たっては,次の事項についても留意することが大切である。

ア 生徒やホームルームの実態,生徒の当面する諸課題等に対応して,弾力的に指導内容の重点化を図るようにすること。

イ 望ましい集団や人間関係を築き上げていく生徒の主体的な活動を助長するとともに,生徒一人一人の個性の伸長を図り,自己を生かす能力や態度を高めていくようガイダンスなど指導・援助の在り方を工夫すること。

ウ ホームルーム内の人間関係や個人の不安や悩み,生徒の実態等を十分に把握すること。

エ 入学から卒業までを見通したホームルーム活動の計画的,継続的な指導に留意すること。また,ホームルーム活動と,生徒会活動及び学校行事などとの関連にも留意し,それぞれの活動が,その特質を生かして進められるとともに,相互の内容の充実結びつくよう内容の適時性や,適切な扱いに留意するとともに体験的な活動の充実にも配慮すること。

オ 生徒の自発的,自治的な活動の場面,教師が計画的な指導を行う場面のいずれであっても,生徒の自主的,実践的な活動を助長するよう,できる限り生徒が自ら進んで活動しようとする意欲を引き出すように指導・援助すること。

カ ホームルームの成員の意思を相互に尊重し合いながら,きまりや活動計画などを作り,それに基づいてみんなが協力し,目標を達成していけるような生徒自身による活動を,できるだけ多く体験させるようにするとともに,活動の展開に際しても,個々の生徒が生かされる望ましい集団活動が行われるよう常に配慮することや,必要に応じて議長や司会者に的確な助言をす

るなど，教師の適切な指導・援助が必要である。

キ 生徒の自発的な活動を尊重するという建前にこだわって放任に近い状態にしたり，反対に必要以上に細かい点まで指示し過ぎて，自発的な活動を生かす場面であるのに，その配慮に欠けたりして，偏ったものにならないようにすることが大切である。

第2節 生徒会活動

1 生徒会活動の目標

生徒会活動の目標は、学習指導要領第5章の第2の〔生徒会活動〕の1「目標」で、次のように示している。

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

生徒会活動は、全生徒を会員として組織し、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。このような生徒会の集団における望ましい集団活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育成することが生徒会活動の目標である。

生徒会活動においては、このような目標を実現する過程で、生徒の自主性・主体性を育てるとともに、学校集団としての活力を高め、健全で豊かな学校生活が展開できるような集団を育成することが期待される。

生徒会活動で育てたい「望ましい人間関係」とは、豊かで充実した学校生活づくりのために、一人一人の生徒が生徒会組織の一員としての自覚と責任感をもち、共に協力し、信頼し支え合おうとする人間関係である。また、ボランティア活動など奉仕の精神を養う社会的活動への参画や協力、他校や小学校・中学校との交流、地域の人々との幅広い交流など、学校外における活動を通して、他者を尊重し、共によりよい集団生活や社会生活を築こうとする開かれた人間関係である。

生徒会活動で育てたい「自主的、実践的な態度」とは、生徒自ら目標をもち、学校や社会の一員としてよりよい学校生活へ貢献するための役割や責任を果たし、学校生活全体の充実・向上にかかわる問題について、みんなで話し合って協力して解決したり、集団や社会の一員としての自覚に基づき、学校や地域社会の生活の充実・向上に積極的に関わったりしていく自主的、実践的な態度である。

高等学校の生徒会活動においては、小学校での児童会活動や中学校での生徒会活動で身に付けた態度や能力を基礎にし、生徒の自発的、自治的に活動する態度や能力を高めていくようにすることが必要であり、自主的、実践的に活動できる場や機会の計画的な確保も含めた学校の一貫した指導体制の下に運営される必要がある。

その際、生徒の自主性、自発性をできるだけ尊重し、生徒が自ら活動の計画を立て、生徒がそれぞれの役割を分担し、協力し合って望ましい集団活動を進めるよう、教師が適切に指導・援助することが大切である。

2 生徒会活動の内容

生徒会活動の内容については、学習指導要領第5章の第2の〔生徒会活動〕の2「内容」で、次のように示している。

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

- (1) 生徒会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力
- (5) ボランティア活動などの社会参画

生徒会活動は、「学校の全生徒をもって組織する生徒会において」と示しているとおり、全生徒が協力し合って目標の達成を図り成果を生み出していく活動である。

その活動内容としては、生徒会の組織づくりや運営などの活動はもとより、異年齢集団における交流や実践的な活動、ホームルーム活動や部活動など生徒の諸活動についての連絡調整に関する活動、学校行事の企画・運営に協力する活動、さらにボランティア活動など学校外での社会参画も含め、生徒の学校生活全体の充実・向上にかかわる多様な活動内容が挙げられる。

これらの活動内容は相互に関連し合っているが、また、ホームルーム活動や学校行事などの活動内容とも深く関連している。その点を踏まえ、特別活動の内容相互の関連を図って、充実した生徒会活動を進めていくことが必要である。

(1) 生徒会の計画や運営

この活動内容は、生徒会活動の計画や運営に関しての、通常、学校内で行われる生徒会としてのあらゆる活動を意味する。その活動の内容は、生徒会行事など生徒会の直接的な活動の企画・立案、実施（運営）などの広い範囲にわたるだけでなく、生徒会の規約や組織の改廃、役員を含む各種の委員の選出をはじめ、実践面の中心になる各種の委員会の組織における活動のすべてが含まれると考えられ、それらを通して学校生活の充実や向上を目指す活動である。

学校生活の充実や改善向上を図るために、生徒会役員会や各種の委員会などを通して、継続的に行われる具体的な活動としては、例えば次のようなことが考えられる。

ア 学校生活における規律とよき校風の確立のための活動

生徒が充実した学校生活を送るためには、学校生活における規律が必要であるとともに、生徒が進んでその規律を守ることが大切である。規律は、とかく拘束的なもののように受け取られやすいが、むしろ豊かな充実した集団生活を営むためにこそ必要である。学校生活を律するきまりには、通常、学校の校則や生徒心得として定めたもの、生徒間の申し合わせによる生活のきまりなどが考えられる。生徒会においては、このようなきまりについて考えたり、改善したり、広く全生徒の間で正しく実践されることにより、生徒自らが学校生活における規律を確立するとともに、各学校がよりよい校風を確立し、継承し、発展させていくことが大切である。

イ 環境の保全や美化のための活動

清潔で美しい学校の環境は、生徒が快適な学校生活を営むための基礎的な条件であることはいうまでもない。このような学校の環境の整備は、基本的には学校の管理上の責任に属することであるが、整備された環境であっても、生徒自身がその保全に努め、清潔に保つように努力をしなければその維持は望めない。そこで、例えば、校内の美化運動や緑化運動を盛り上げたり、資源やゴミ問題等への課題意識を深めたりするなど、生徒会活動として積極的に取り組むことが期待される。

ウ 生徒の教養や情操の向上のための活動

生徒会活動を通して、お互いの教養を高めることは、生徒の生活の向上のために大切である。また、情操の陶冶を目指すことについても同様である。生徒会活動におけるこれらの活動の具体例としては、学校新聞や生徒会誌の編集発行、読書会、音楽鑑賞会、各種の文化的な発表会、地域行事等の紹介などが考えられる。このような活動は、生徒会活動の中でも創意工夫の余地

の大きいものであり、生徒の自主的で創造的な活動が期待される。

エ 望ましい人間関係を深めるための活動

生徒会活動を通して、生徒相互の心の交流を図り、より望ましい人間関係を深め、全生徒の間に所属感や連帯感を高めていくことは、学校生活を充実していく上で大切なことである。例えば、新入生を迎える会や卒業生を送る会、校内球技大会、各種のレクリエーションなどの行事にかかわる活動などが広く考えられる。

オ 身近な問題の解決を図るための活動

学校生活における身近な問題を取り上げ、生徒全員の問題として、その解決を図ることは生徒会の大切な活動である。例えば、生徒会新聞で学校生活上の問題点について広く意見を求めたり、集団生活におけるルールやマナーについて訴えたりすることも考えられる。こうした問題については、教師の共通理解と適切な指導が大切なことはいうまでもない。

なお、いじめや暴力などの問題を生徒会として取り上げ、生徒集会などで話し合っていくことは、生徒自ら自己の在り方生き方を見つめ、正義感や倫理観を身に付ける上で重要である。学校としては、このような生徒の主体的な活動を大切にしながら、学校と家庭や地域との連携・協力を積極的に進め、その問題の解決に全力で当たることが必要である。

(2) 異年齢集団による交流

生徒会活動を通して、ホームルームや学年を超えた生徒相互の心の交流を図り、より望ましい人間関係を深め、全生徒の間に所属感や連帯感を高めていくことは、学校生活を充実していく上で大切なことである。

生徒会活動は、各種の委員会活動など異年齢集団による実践的な活動を特質としているが、また同時に、異年齢集団による交流を活性化する役割を担っている。そうした活動として、例えば、新入生を迎える会や卒業生を送る会、校内球技大会、各種のレクリエーションなどの行事にかかわる活動などが広く考えられる。異年齢集団による交流活動は、それぞれの役割や責任などについて考えながら、生徒同士の密接なかわりを通し、人間関係について気付いたり学んだりすることが多く、その教育効果も極めて大きい。

さらに、社会の一員としての自覚を深めるために、異年齢集団による交流活動を、学校内だけでなく学校外まで広げていくことも必要である。例えば、小・中学生や、幼稚園や保育所に通う幼児との交流活動や地域の高齢者等との交流などが考えられるが、これは、活動内容(5)の「ボランティア活動などの社会参画」とも関連させて幅広く取り組むこともできる。

その際、特に学校外での異年齢集団による交流は、その活動も広がりをもつので、事前及び事後の指導を適切に行い、活動のねらいはもとより、相手に対する様々な心遣いや配慮を意識させることが大切である。相手を意識し、尊重する活動は、自分を知り人に学ぶ有効な機会であり、社会の一員としての役割を果たすことへとつながる。これらの活動は、生徒会活動の年間活動計画に位置付け、学校の特色として全生徒が参加する取組にしたり、各種の委員会が主体的に取り組む活動にしたりすることも可能である。このような活動は、生徒一人一人に、生徒会の一員としての自覚と生徒会活動への関心・意欲を高めるとともに、地域に根ざした生徒会活動をつくり出す貴重な機会ともなる。

(3) 生徒の諸活動についての連絡調整

生徒会活動は、それ自身一つの独立した生徒の活動であるとともに、学校内の様々な他の生徒の活動についての連絡調整に関する機能をもっている。これは、他の生徒の活動に見られない生徒会活動の特質の一つである。

生徒会は、全生徒を会員とする組織であるから、学校における生徒の生活の全体にわたっての充実や改善・向上に努め、学校内の様々な生徒の活動についての連絡調整に関する機能を発揮する必要がある。また、こうした生徒会活動の連絡調整機能が十分に発揮されることを通して、ホームルーム活動をはじめとする様々な生徒の活動がより一層活性化されていくことが期待されている。このため、生徒会の活動の内容の一つにあげているのである。

生徒会の行う「連絡調整」の機能としては、具体的には、生徒会の行事とのかかわりにおける各ホームルームとの連絡調整、放課後等に行われる生徒の自発的、自治的な活動としての部活動などの年間を通した活動の計画の調整、利用する施設設備、活動の時間などの調整、予算の編成などが考えられる。これらの活動は、学校生活の充実・向上を導く生徒の諸活動を円滑に進めることに役立つ、ひいては、生徒会の一員としての自覚を促し、生徒会活動に対する生徒の関心・意欲を高めることに役立つのである。

また、部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化、学問等に興味と関心をもつ同好の生徒が、教職員の指導の下に、主に放課後などにおいて自発的・自主的に活動するものであり、生徒会活動においても部活動に留意することが望まれる。

(4) 学校行事への協力

学校行事は、その名称が示しているように、学校が計画し、実施するものであるが、それらを効果的なものにするためには、生徒がそれぞれの行事の趣旨をよく理解し、これに協力することが大切である。

特に、学校行事は、全校又は学年や学科を単位として実施されることが多いので、全校の生徒を会員として組織している生徒会として、それぞれの行事の内容に応じて、計画や実施に積極的に協力し、参加することが大切である。例えば、生徒会でも実行委員会などを組織し話し合ったり、各種の委員会等の活動の中に学校行事への協力を位置付けたりすることで、生徒一人一人が学校行事に参加し協力する意識が高まると考えられる。また、こうした関連を図ることによって、生徒一人一人が担う役割についての自覚や責任感が培われるとともに、生徒相互の連帯感も深まり、活動の幅も広がり、生徒会活動の充実にも結び付くのである。したがって、学校行事を行うに当たっては、教師の適切な指導によって、生徒会の立場から自主的、積極的な協力ができるように配慮することが大切である。

このように生徒会活動は、学校行事と関連が深いので、生徒会の組織としてそれぞれの行事の特質に応じて積極的に参加・協力させることによって、その行事を充実させるとともに、愛校心や学校への所属感を深め、よりよい校風の確立と学校の伝統の継承、発展などを図ることに役立つものとなる。

(5) ボランティア活動などの社会参画

生徒会活動としては、学校内で行われる生徒会としての活動のほかに、地域社会のボランティア活動への参画、他校との交流、地域の人々との意見交換や地域の担い手として地域行事への参画、地域の文化の継承、国際交流など、生徒の学校生活全体の充実・向上に結び付くような学校外の活動も、その活動内容として挙げられる。もちろん、生徒会活動としては、学校内の活動がまず挙げられるが、高校生の発達の段階からみて、生徒の関心が広く学校外の事象に積極的に向けられることは望ましいことである。

特に、様々なボランティア活動や地域の人々との幅広い交流など社会貢献や社会参加等に関する活動は、生徒が社会の一員であるということの自覚を深め、人間尊重の精神に立って社会の中で共に生きる豊かな人間性を養うとともに、自分を見つめなおし自己実現に向かって人生を切り拓く力をはぐくむ上で大切な活動であるといえる。

具体的には、生徒会の呼びかけなどによるボランティア活動、例えば、地域の福祉施設や社会教育施設等での様々なボランティア活動、また、有意義な社会的活動への参画・協力（地域の文化・スポーツ行事、防災や交通安全、国際交流など）、さらに、学校間の交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流及び共同学習など、地域や学校、生徒の実態に応じて多様な活動が考えられる。

こうした学校外の活動については、その教育的ねらいを十分に吟味し、学校の教職員全体の共通理解と適切な指導の下に、家庭や地域との連携・協力を十分に図りながら、生徒の自主的、自発的な活動が助長されることが必要である。また、その際、関連する各教科・科目や総合的な学習の時間等の成果を生かし、ホームルーム活動や学校行事として行うボランティア活動と関連を図ること

も、こうした活動の充実にとって重要である。

3 生徒会活動の指導計画

各活動・学校行事の年間指導計画の作成については、学習指導要領第5章第3の1の(1)で、次のように示している。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

以上のことから、生徒会活動の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮する必要がある。

(1) 学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする

ア 学校の創意工夫を生かすこと

生徒会活動の活動内容は多様であり、その実践により生徒の学校生活全般を活性化し、豊かにするとともに、学校外における様々な活動を通して学校と地域を結び付け、地域の活性化に寄与したりもしている。それだけに、学校は、学科の構成とその特徴、生徒の実態、あるいは地域の特色などに応じた指導計画の作成に創意工夫することが必要であり、それによって特色ある生徒会活動が展開され、学校生活が一層、充実・向上することになる。

また、生徒が充実した学校生活を経験するためにも、自分たちの学校・地域に愛着をもち、その学校・地域への所属感を高めることは大切であり、生徒会活動では、それぞれの学校の特色を生かした、よりよい校風を確立し、継承し、発展させていくことが重要である。

イ 学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮すること

学校の規模や学科の構成をはじめ、教職員の組織や校務分掌、施設・設備などの諸条件や地域社会の実態などを考慮する。また、一部の生徒の活動にとどまることなく、一人一人の生徒が生徒会組織の一員としての自覚をもつことができるよう指導計画を作成する必要がある。また、小学校の児童会活動や中学校での生徒会活動で身に付けた態度や能力を生かすことができるよう、生徒の自治的な活動に関する知識や経験の程度、社会性や公共性にかかわる資質や能力・態度なども十分に把握して実情に即した指導計画を工夫することが大切である。

また、生徒の発達のな特徴をとらえ、生徒の興味・関心、能力・適性に関する十分な生徒理解に基づくとともに、生徒の教科・科目等の学習や部活動、生活の実態や意識などを十分に把握して、各学校における重点目標、指導の内容・方法、活動の方針などを明確にし、それらに応じた指導計画を作成するようにすることが必要である。

中学校と高等学校における生徒会活動の内容(学習指導要領)

中学校	高等学校
学校の全生徒をもって組織する生徒会において	学校の全生徒をもって組織する生徒会において

<p>て、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。</p> <p>(1) 生徒会の計画や運営</p> <p>(2) 異年齢集団による交流</p> <p>(3) 生徒の諸活動についての連絡調整</p> <p>(4) 学校行事への協力</p> <p>(5) ボランティア活動などの社会参加</p>	<p>て、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。</p> <p>(1) 生徒会の計画や運営</p> <p>(2) 異年齢集団による交流</p> <p>(3) 生徒の諸活動についての連絡調整</p> <p>(4) 学校行事への協力</p> <p>(5) ボランティア活動などの社会参画</p>
---	---

ウ 生徒による自主的，実践的な活動が助長されるようにすること

生徒会活動においては，委員会活動や部活動など諸活動の特質に応じて，できるだけ生徒自らが活動計画を立てるように援助することが大切である。高校生という発達段階から見れば，教師から与えられた計画に従うだけでなく，生徒自らが活動計画を立て，取り組むことにより，責任感や連帯感を養い，活動意欲を高めることができる。そこで，生徒会活動の各内容の特質に応じて，生徒による自主的，実践的な活動が助長されるよう指導することが必要である。しかし，生徒が始めから自主的，実践的に生徒会活動に取り組めるわけではない。小学校の児童会活動や中学校の生徒会活動の成果を生かしたり，生徒のリーダーシップを生かしたりしながら，活動計画を立てるよう，担当教師が適切に指導・援助することが大切である。

とりわけ，今回の改訂において，「異年齢集団による交流」が，内容に加えられたことから，他学年など，異年齢の集団ごとの担当教師が十分に連携を図って指導計画を作成することが必要である。

さらに，生徒会活動の全体を通して，教師と生徒及び生徒相互の望ましい人間関係を深めるようにし，生徒が自主的に判断，行動し積極的に自己を生かしていくことができるように配慮することが大切である。特に，生徒会活動が行われる諸集団において生徒一人一人が何らかの役割を持ち，自己の責任や判断に基づいて仕事を遂行し，充実感や存在感を味わうための援助ができるような指導計画を作成する必要がある。

(2) 各教科・科目及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る

特別活動と各教科・科目，総合的な学習の時間等との関連については，本解説の第2章の第2節の5において述べているが，生徒会活動の指導計画の作成に当たっては，各教科・科目等の学習の成果を生かしていくことが大切である。例えば，風紀委員会やボランティア委員会，新聞委員会など各種委員会の活動方針や計画の作成等に当たって，各教科・科目や総合的な学習の時間との関連も図り，活動のねらいを明確にしたり，活動する内容に広がりをもたせたりすることが大切である。

(3) 家庭や地域の人々との連携，社会教育施設等の活用などを工夫する

生徒会活動は，生徒の自主的・自発的な活動を効果的に展開し，開かれた学校づくりを進めるために，校内の活動はもとより，校外にも目を向けて，自主的，実践的に活動することに教育的意義がある。そこで，校内の活動のみでなく，他校や地域社会との連携や交流を深めるなど，校外での活動へ広がるようにすることが重要である。

そのためには，家庭や地域との連携や交流を深め，その教育力の活用を図ったり，地域の自然や文化・伝統を生かしたり，社会教育施設等を活用した教育活動を展開していくことが必要である。また，各学校が，家庭や地域に対して，学校便りやホームページ，PTA 会報，地域の広報誌等に学校の生徒会活動の状況を広く知らせるとともに地域の活動状況を知ることも効果的である。

(4) ボランティア活動などの体験的な活動を充実する

学校教育の現状がややもすれば知識の習得に偏りがちになっていることや生徒の生活環境の変化等により，生徒がボランティア活動など社会奉仕や勤労にかかわる活動を実際に体験する機会が少なくなっている。ボランティア活動や，就業体験など勤労にかかわる体験的な活動の機会を教育活

動に積極的に取り入れることは、高等学校段階の生徒にとって、人間としての在り方生き方を探求し、社会的自立を促す上で極めて大切である。

そこで、生徒にボランティア活動などの社会奉仕の体験や、就業体験など勤労にかかわる体験をできるだけ多く得させるように計画し、それを通して、社会貢献や社会参加の意義を正しく理解し、望ましい人間観や勤労観・職業観を身に付け、将来社会人としての自立した生き方ができるよう配慮することが大切である。

(5) 生徒指導の機能を生かす

指導計画の作成にかかわって、学習指導要領第5章の第3の1の(2)で、次のように示している。

(2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

生徒会活動においては、教師と生徒及び生徒相互の望ましい人間関係を深めるようにし、生徒が主体的に判断、行動し、積極的に自己を生かしていくことができるように配慮することが大切である。特に生徒会活動が行われる諸集団において生徒一人一人が何らかの役割をもち、自己の責任や判断に基づいて仕事を遂行し、充実感や存在感を味わうための援助ができるような指導計画を作成する必要がある。

また、生徒会活動においては、様々な組織や集団に分かれて活動することが多いが、ホームルームや年齢等が互いに異なる成員による活動であり、生徒は様々な悩みや問題をかかえることも少なくない。したがって、担当教師とホームルーム担任教師が連携して教育相談を行えるように配慮して計画を作成することが大切である。

(6) 年間指導計画の作成

生徒会活動の指導は、各種の教育活動や生徒の学校生活の流れなどとの関連を図りながら入学から卒業までを見通して、学校全体として計画的に展開されていく必要があるため、指導計画においては学校の教育活動全体の流れを明確にし、生徒自らが活動計画を作成できるよう配慮することが必要である。

そのため、指導計画の作成に当たっては、各組織別の指導の方針を明確にするとともに、生徒が作成する組織ごとの活動計画を十分に配慮に入れて、全教職員の共通理解と協力を基盤に指導計画を作成することが大切である。また、生徒の発達的な特徴をとらえ、生徒の希望や関心を知り、それに応じた指導計画を作成するとともに、必要に応じて、校内の活動のみでなく、他校との相互交流を図ったり、地域社会との連携を深めたりするなど、校外での活動への広がりを図る指導計画の作成にも留意することが望まれる。

生徒会活動の年間指導計画に示す内容としては、次のものが考えられる。

- ・学校における生徒会活動の目標
- ・生徒会の組織と構成
- ・活動時間の設定
- ・年間に予想される主な活動
- ・活動場所
- ・活動に必要な備品、消耗品
- ・指導上の留意点
- ・生徒会役員会、各委員会を指導する教職員の指導体制
- ・評価など

(7) 生徒会の組織

生徒会の組織は各学校の実情に即して作られるので、その名称や内容については学校により違いがあるが、一般的には、「生徒総会」及び「生徒評議会(中央委員会など)」、「生徒会役員会(生徒会執行部など)」、「各種の委員会(常設の委員会や特別に組織される実行委員会など)」などの組織から成り立っている場合が多い。これらの組織の役割は、おおむね次のようになっている。

「生徒総会」は、全生徒による生徒会の最高審議機関であり、年間の活動計画の決定、年間の活動の結果の報告や承認、生徒会規約の改正など、全生徒の参加の下に、生徒会としての基本的な事項についての審議を行う。「生徒評議会」は、生徒総会に次ぐ審議機関として、生徒会に提出する議案などの審議、ホームルームや各種の委員会から出される諸問題の解決、ホームルーム活動や部活動などに関する連絡調整など、生徒会活動に関する種々の計画やその実施の審議に当たる。「生徒会役員会」は、年間の活動の企画と計画の作成、審議を必要とする議題の提出、各種の委員会の招集など、生徒会全体の運営や執行に当たる。また、学校の生徒を代表する組織として、様々な取組の推進的な役割を担ったり、学校の良さや特徴などの情報を学校外に発信するなどの役割を担ったりする。「各種の委員会」は、例えば、生活規律に関する委員会、健康・安全や学校給食に関する委員会、ボランティアに関する委員会、環境美化に関する委員会、さらに合唱祭や文化祭、体育祭などの実行委員会など、学校の実情や伝統によって種々設けられ、生徒会活動における実践活動の推進の役割を担っている。

このように生徒会の組織は、学校の全生徒にかかわる広がりをもち、その運営はホームルーム活動や他の生徒の諸活動とも深く関連するなど多面的である。生徒会活動の教育効果を高めるためには、生徒がそれぞれの役割を分担し、活動の計画を立てて自主的に実践する場や機会が豊富であることが重要である。特に、高等学校段階であれば、これまでの集団運営の経験等を生かして主体的にその運営に携わることが望まれる。そこで、生徒の自主性、自発性をできるだけ尊重し、生徒が自ら活動の計画を立て、協力し合って望ましい集団活動を進めるよう指導・援助することが大切である。しかし、生徒の発達の段階から言っても、その活動内容・範囲が極めて広いので、生徒会活動を活性化し、その教育的価値を高めていくためには、教師の適切な指導・援助と、活動に必要な場や機会の計画的な確保も含めた学校の一貫した指導体制の下に運営される必要がある。

(8) 生徒会活動に充てる授業時数等

生徒会活動の授業時数等の取扱いについては、学習指導要領第1章総則の第4款の5及び6並びに第7款の5で、次のように示している。

第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

5 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

6 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

第7款 通信制の課程における教育課程の特例

5 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。

生徒会活動については、生徒の自主性、社会性の伸長に深く結びつく活動であり、教師の適切な指導の下に、生徒の異年齢集団による自発的、自治的な活動を一層活発に行えるようにするため、ホームルーム活動との関連も図りつつ、活動に必要な場や機会を年間を通じて計画的に確保するよう留意すべきである。

そのためには、各委員会ごとに話合いの時間を、定期的に放課後や昼休み等に設定し、生徒会活動の活性化を図る取組が重要である。また、活動計画を全生徒に周知していくような時間を設けていくことも大切である。学校全体、あるいは学年などを単位とした適切な指導計画と授業時数を充てることが大切であり、学校の創意工夫が望まれる。

5 なお、定時制の課程においては、特別な事情がある場合には、「生徒会活動の内容の一部を行わないものとする事ができる」とされているが、これは今回の改訂により追加したものである。今回の改訂により、生徒会活動で取り組むべき内容について具体的に明示しており、定時制の課程において、第3章第1節ホームルーム活動において示したとおり、これらの活動すべてを行うことが難しい特別な事情がある場合には、その一部を行わないものとする事ができるとしたものである。10 この点については、通信制の課程についても同様である。

4 生徒会活動の内容の取扱い

15 生徒会活動における内容の取扱いについては、学習指導要領第5章の第3の2の(1)、(2)では、次のように示している。

- | |
|---|
| <p>(1)〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。</p> <p>(2)〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、入学から卒業までを見通して、必要に応じて内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。</p> |
|---|

30 このことから、生徒会活動の指導に際しては、次の事項に留意することが必要である。

(1) 指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにする

35 生徒会活動は、生徒自らが自発的、自治的に集団活動を進めていくという特質をもっている。ここでは、全生徒がそれぞれの役割と責任を分担し、活動の計画を立て、主体的に活動を展開していくことによって、特性等を伸ばし、自主的、実践的な態度を高めていくとともに、豊かな人間性、社会性を養っていくことに大きな意義がある。そのため、ここでの、「適切な指導」とは、生徒の自発的、自治的な活動を助長する指導であり、生徒会の役割や意義を生徒に十分理解させるよう指導するとともに、生徒を中心に置き、必要な情報や資料を十分に提供し、生徒の自主的な活動を側面から援助することが大切であり、受容的な態度で、根気よく継続して指導を続けることが必要である。また、活動の過程にあって起こってくる様々な問題や困難への対応についても、適切な指導・援助を与えるようにすることが必要である。そのためには、担当する教師を組織的に定め、教師間の連携を緊密にすることが大切である。

40 また一方、この自発的、自治的な活動は特別活動の目標の達成のために必要な学習活動の形態の一つであり、その活動には、一定の制限や範囲があることについても生徒に理解させ、必要な場合には的確な助言や指示などを行うなど適切に指導をしていくことが大切である。このような指導が効果的に行われていくためには、日ごろから教師と生徒との触れ合いを深め、信頼関係を築いてい

くことが大切である。

(2) 内容相互の関連を図るようにする

自発的、自治的な活動が積極的に展開されるためには、まず第一に、活動に必要な場や機会を年間を通じて計画的に確保できるよう各学校が工夫することが大切である。例えば、「生徒総会」や「生徒会役員選挙」、「新入生を迎える会」や「卒業生を送る会」などの生徒会の行事は、その準備の時間も含め、ホームルーム活動や学校行事などとの関連も図って、学校の年間計画の中に位置付けることも必要だろう。また、「生徒評議会（中央委員会など）」や「各種の委員会」の活動については、ホームルーム活動との関連を図り、特定の曜日などを決めて開催したり、その活動内容を発表する機会をもてるなどの工夫が一層考えられる。さらに、学校生活の充実や改善向上を図るための活動としての生徒集会やボランティア活動などについても、学校の創意を生かし内容相互の関連を図るような工夫が大切である。

(3) よりよい生活を築くための諸活動の充実

生徒会活動においては、学校生活における課題を解決したり、学校生活をよりよくしたりするための、生徒の自発的、自治的な諸活動を充実させる必要がある。そのためには、生徒会を構成する各組織が、校内の生活規律の充実や美化活動、あいさつ運動や遅刻防止運動など、具体的な目標を立て、よりよい学校生活づくりに参画するような取組を推進することが必要である。

ア 集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動を充実する

集団における諸活動を充実させるためには、民主的な手続きとしての話し合い活動により、集団の成員の総意の下、取り組むことが大切である。集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動の充実は、生徒会活動に生徒が自発的、自治的に取り組んだという自信と意欲につながることから、話し合いの意義や内容、方法、手順などを集団の成員が共通理解できるように、教師が適切に指導することが大切である。

集団としての意見をまとめるためには、集団の成員に方針を周知するとともに、集団全体の意見を吸い上げなければならない。そうした話し合い活動を進めていくためには、中学校での学級活動や生徒会活動における話し合い活動の経験を生かすとともに、担当の教員の指導の下、生徒会役員や各種の委員会の委員長等がリーダーシップを十分発揮して、話し合いの準備を進める必要がある。そのため、生徒会のリーダー研修会や会議運営の講習会等を計画的に実施していくことも考えられる。

また、生徒総会や行事等の実行委員会、各種の委員会での話し合い活動を充実させるためには、各ホームルームにおける話し合い活動が重要な役割を担うことになる。そのためにも、生徒会活動とホームルーム活動とを十分に関連させながら指導することが大切である。

イ 自分たちできまりをつくって守る活動を充実する

学校生活上の問題を解決するために、また学校生活を充実・改善するために、さらに自主的な学校生活の充実と向上のために、きまりをつくることが大切である。自分たちが、学校や学年のきまりをつくって守る活動を行うことで、自発的、自治的に活動に取り組む態度が育ち、次の活動への自信と意欲にもつながり、学校や社会の一員としての自覚も高まる。そこで、学校生活における課題を解決するための活動や、学校生活を充実・向上させるための実践的な活動などを、教師の適切な指導の下で、生徒会役員会や各種の委員会及びホームルームなどが連携し合って創意工夫していくようにすることが大切である。

具体的には、学校生活の規律を守るためのきまり、校内の美化を保持するためのきまりなどをつくって守る活動が考えられるが、これらの活動は、各種の委員会や学年などの限られた集団だけで取り組むのではなく、生徒会全体として生徒一人一人ができることは何かを考えていくことが大切で、それが生徒の役割の自覚と責任の遂行につながる。ここでも教師の働きかけが重要で、担当の教師同士が連携し、生徒が自主的、自発的に活動していると実感できる指導・援助が必要である。

ウ 人間関係を形成する力を養う活動を充実する

生徒会活動は、ホームルームや学年の枠を超えて、異年齢の人とかかわるという特質をもっている。具体的には、生徒総会や各種の委員会など、他の学年の人とかかわる活動、ボランティア活動など、学校外の人とかかわる活動が考えられる。ここでは、生徒が自己の特性等を生かしリーダーシップを発揮したり、学校の生活全体の充実や向上という観点から生徒個人の在り方やホームルームの在り方を見つめ直すなど、より広い視野からの自発的、自治的な活動が展開される。また、ボランティア活動や地域の人々との交流などの社会参画活動においては、社会生活における自発的、自治的な活動の意義や社会的責任などを学ぶ重要な機会となる。

今回の改訂では、特別活動の目標に「人間関係」が示されたように、生徒一人一人に望ましい人間関係を形成する力が求められ、生徒会活動においても学校内外における異年齢集団による活動を積極的に行うことが期待される。こうした活動を生徒が自発的、自治的に行うことを通して、学校生活をより豊かな充実したものにするとともに、生徒一人一人が人間関係の構築や自主性、自発性の伸長を図り、自主的、実践的な態度を高め、豊かな人間形成を図っていくことが望まれる。

そこで、生徒会の活動においても、人とかかわりや人の在り方生き方を学ぶなど、人間関係を形成する力を養う活動を意識して指導することが大切である。そのためには、リーダー研修会や各種委員会で社会的なスキルの向上にかかわる研修、そのための広報活動の充実などの工夫も考えられる。

(4) 指導内容の重点化とともに、内容間の関連や統合を図る

高等学校の生徒会活動は、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の活動内容に整理され、それぞれの活動内容においては、入学から卒業までを見通して取り扱うものとして複数の項目が示されている。実際の生徒会活動においては、学習指導要領に示されるこれらの活動内容は相互に関連し合うものであり、指導計画を作成する際には、学校、生徒の実態に応じて指導内容の重点化を図ったり、内容間の関連を図ることが重要である。

〔その他の指導上の留意事項〕

生徒会活動の指導に当たっては、次の事項についても留意することが大切である。

ア 教師の適切な指導の下に、生徒が主体的に考え、判断し、自主的に実践し、さらに活動の結果についても自ら評価し、生徒会活動全体の充実や改善・向上を図ることができるようにすること。このため、生徒会の各組織が活動計画を作成する際には、各ホームルームなどの意見を十分に取り入れるようにすること。

イ 生徒会の組織は、学校や生徒の実態に即して適切に定めるようにし、生徒総会や各種の委員会などにおける諸活動が有機的な関連をもって行われるようにするとともに、その健全な運営を図り、個々の生徒のもつ考えや意見を十分に反映するとともに、学校生活を楽しく規律正しいものにし、望ましい校風を築き、社会参画への意識が高められる活動となるようにすること。

ウ 生徒会活動においては、一部の生徒の活動にとどまることなく、一人一人の生徒に生徒会組織の一員としての自覚をもたせ、中学校での生徒会活動で身に付けた態度や能力を基礎にし、生徒の自発的、自治的に活動する態度や能力を高めていくようにすること。また、活動内容・範囲が広いので、自主的、実践的に活動できる場や機会の計画的な確保も含めた学校の一貫した指導體制の下に運営すること。

エ 活動の計画や内容は、生徒会の会報や生徒会だよりの発行、校内放送や掲示板の活用などの広報活動を通して、常に全校生徒に周知するとともに、新入生に対して、生徒会活動への理解を深める機会を設けるなど、生徒会活動についての関心や意識を高めるように工夫すること。また、地域に対して自分たちの活動を知らせるような工夫も望まれる。

オ 全校、学年又は学科等の集会活動を計画する際には、各ホームルームの意見や希望を尊重するとともに、その実施に当たっては、生徒それぞれの役割を分担するとともに、参加する生徒に集会のねらいを明確に示し、協力し合って望ましい集団活動が進められるようにすること。

カ 生徒会役員会や各種の委員会等における活動目標の設定や活動計画の作成、実施方法の決定

などが，生徒の自発的，自治的な活動として適正に行われるよう適切な指導・援助を行うこと。

キ 生徒会活動のねらいが達成できるよう，生徒会活動と，ホームルーム活動及び学校行事等との関連を十分に図るようにすること。

ク 教職員の協力体制を確立するとともに，活動内容に応じて，積極的に家庭や地域との交流が進められるよう適切に指導すること。また，学校外の活動等については，生徒の安全配慮に十分留意すること。

第3節 学校行事

1 学校行事の目標

学校行事の目標については、学習指導要領第5章の第2の〔学校行事〕の1「目標」で、次のように示している。

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

学校行事は、全校若しくは学年又はそれらに準ずる比較的大きな集団を単位として、日常の学習や経験を総合的に発揮し、その発展を図る体験的な活動である。このような大きな集団における望ましい集団活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築き、社会的に自立しようとする自主的、実践的な態度を育成することが学校行事の目標である。

このような目標を実現する過程で、生徒は、自己理解をいっそう深め、規律、協同、責任、思いやりなどの社会性、集団や社会における自己の生かし方、集団行動における望ましい態度などを育てることになる。また、それと相乗的に、集団としての活力と学校生活の張りともたらされ、学校生活そのものが楽しく豊かなものになることが期待される。さらには、学校行事は学校の文化やよりよい校風をつくるとともに、学校の特色となつて、生徒の愛校心を高めることにつながる。

学校行事で育てたい「望ましい人間関係」とは、全校若しくは学年又はそれらに準ずる比較的大きな集団において、学校生活を豊かな実りあるものにするために、生徒がホームルームや学年、又はそれを超えた様々な生徒と主体的にかかわる中で、喜びや苦勞を分かち合いながら、共通の目標を達成しようとするなど、共に協力し、信頼し支え合おうとする人間関係である。また、地域の様々な人々との幅広い交流、就業体験やボランティア活動などの社会体験などを通して、他者を尊重する態度、社会生活上のルールやマナーを遵守する姿勢、望ましい社会的行動や役割などを身につけ、協力してよりよい集団生活や社会生活を築いていこうとする開かれた人間関係である。

学校行事で育てたい「よりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度」とは、教師の意図的、計画的な指導の下に、社会で共に生きること働くことの意義と尊さを実感し、生徒自らが目標をもち学校や社会の一員としての役割や責任を果たそうとするなど、社会的に自立しようとする態度を含め、人間としての在り方生き方についての自覚を深めるとともに、学校や地域、社会などの実生活の様々な場面において自己を生かし、協力してよりよく発展させようとする自主的、実践的な態度である。

学校行事は、学校が計画し実施するものであるとともに、生徒が積極的に参加し協力することによって充実する教育活動である。したがって、指導に当たっては、放任にならないよう十分に配慮することを前提として、行事の特質や生徒の実態を踏まえ、生徒の自主的な活動を助長することが大切である。とりわけ、社会的自立や社会貢献を念頭においた体験活動を推進するなどには、生徒が活動のために必要な基礎的な知識や技能を十分身に付けていない場合もあり、教師の適切な指導・助言が必要である。

2 学校行事の内容

学校行事については、学習指導要領第5章の第2の〔学校行事〕の2「内容」で、次のように、その特質と5種類の行事を示している。

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

- (1) 儀式的行事
- (2) 文化的行事
- (3) 健康安全・体育的行事
- (4) 旅行・集団宿泊的行事
- (5) 勤労生産・奉仕的行事

学校行事は、全校若しくは学年又はそれらに準ずる比較的大きな集団の中で、生徒の積極的な参加による体験的な活動を行うことによって、学校生活に秩序と変化を与え、全校及び学年集団への所属感や連帯感を深め、日常の学習の総合的な発展を図るとともに、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うものである。

この「体験的な活動」、あるいは「学校生活に秩序と変化を与え」は、他の教育活動では容易に得られない教育的価値を実現する場としての学校行事の特質を述べたものである。これは、ともすると単調になりがちな学校生活に望ましい秩序と変化を与える学校行事を、年間を通して計画的に実施することによって、生徒の学校生活にリズムを与え、折り目を付け、より生き生きとした生活を実現するのである。さらに、このような学校行事の体験を積み重ねることによって、「集団への所属感や連帯感を深め」、「公共の精神を養い」、「学校生活の充実と発展に資する」ことを期待しているのである。

この「集団への所属感や連帯感」、「公共の精神」さらに「学校生活の充実と発展」は、学校行事だけで達成できるものではない。学校行事も他の教育活動と相まって高等学校教育の目標の達成を目指すものである。したがって、学校行事が他の教育活動における学習なり経験なりを総合的に取り入れ、その発展を図り、効果的に展開されるようにする必要がある。また、日常の各教科等の学習を充実したものにすることによって学校行事も成果をあげ、学校教育全体の調和を図り真に学校生活を豊かな実りあるものにするのである。

こうした特質をもつ学校行事として、学習指導要領は5種類の行事を示している。

(1) 儀式的行事

ア 儀式的行事のねらいと内容

儀式的行事については、学習指導要領第5章の第2で、次のように示している。

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

儀式的行事のねらいは、次のように考えられる。

生徒の学校生活に一つの転機を与え、生徒が相互に祝い合い励まし合って喜びを共にし、決意も新たに新しい生活への希望や意欲をもてるような動機付けを行い、学校、社会、国家などへの所属感を深めるとともに、厳かな機会を通して集団の場における規律、気品のある態度を

育て、公共の精神を養う。

儀式的行事としては、入学式、卒業式、開校記念日における儀式、始業式、終業式などが考えられる。このほか、対面式や朝会など、学校行事として行われるものはここに含めることができる。

イ 実施上の留意点

(ア) 儀式的行事は学校の教育目標との関連を図り、実施する個々の行事のねらいを明確にし、これを生徒に十分に理解させるとともに、できる限り生徒にいろいろな役割を分担させ、使命感や責任感の重要性についての自覚を深める機会とする。

(イ) 儀式的行事の教育効果は、生徒の参加意欲とその儀式から受ける感銘の度合いによって大きく左右される。したがって、いたずらに形式に流れたり、厳粛な雰囲気や損なったりすることなく、各行事のねらいを明確にし絶えず行事の内容に工夫を加えることが望ましい。

(ウ) 儀式の種類によっては、単に学校や地域社会の一員としての連帯感の育成にとどまらず、国民としての自覚を高めるとともに、社会に対する貢献の意識や国際理解、人類愛の精神の涵養に役立つ機会とする。

(エ) 入学式や卒業式などにおいては、国旗を掲揚し、国歌を斉唱することが必要である。その取扱いについては、本解説の第4章第3節「入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い」を参照されたい。

(2) 文化的行事

ア 文化的行事のねらいと内容

文化的行事については、学習指導要領第5章の第2で、次のように示している。

平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。

文化的行事のねらいは、次のように考えられる。

生徒が各教科・科目等で修得した知識や技能を更に深め、そこでは得られない知識や技能を修得し、目的に向かい協力してやり遂げることにより、個性を伸ばし、自主性、創造性を高めるとともに、成就感や連帯感を味わい、責任感と協力の態度を養う。

また、学習活動の成果を学校の内外で発表する等の機会を通して、発表する能力を育てたり、他者の発表等を見たり聞いたりする際の望ましい態度を養うとともに、校風を理解し、家庭や地域の人々との交流を深め、美しいものや優れたもの、芸術的なもの、地域や我が国の伝統文化に触れることによって、豊かな情操を養い、生涯にわたり、文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与する態度や能力を育てる。

文化的行事には、生徒が各教科などにおける日ごろの学習や活動の成果を総合的に発展させ、発表し合い、互いに鑑賞する行事と、外部の文化的な作品や催しを鑑賞するなどの行事とがある。前者には、文化祭（学校祭）、音楽会（合唱祭）、弁論大会、各種の発表会（展覧会）などがあり、後者には、音楽鑑賞会、映画や演劇の鑑賞会、伝統芸能等の鑑賞会や講演会などが考えられる。

イ 実施上の留意点

(ア) 文化的行事を実施する際には、生徒の自発的な創意工夫を生かしながら学習活動の成果を発表し、相互の努力を認め合い、協力して活動を展開するように援助する。同時に、生徒がそれぞれ自己の成長の跡を振り返り、さらに自己を一層伸長させようとする向上の意欲を高めるように指導する。

(イ) 行事の実施の機会を通して、教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の望ましい人間関係を深め、生徒理解を図り、それに基づく個々の生徒の能力や特性の伸長に役立てるように配慮す

ることも大切である。

(ウ) 本物の文化や芸術に直接触れる体験を通して、情操を高め、豊かな教養の育成に資するとともに、生涯にわたり、文化や芸術に親しんだり、集団や社会の一員として伝統文化の継承に寄与しようとしたりする態度をはぐくむこと。

(I) 生徒の発達段階や実態に配慮し、生徒の希望や意見を生かし、この行事の一部については、生徒が自ら活動の計画を立て、意欲的に活動できるように援助することが大切である。

(オ) 文化的行事の中には、事前の準備や事後の片付けにある程度の時間を必要とするものもあるが、生徒に過重な負担のかかることのないように配慮するとともに、秩序ある活動を進め、調和のとれた指導計画を作成する必要がある。

(3) 健康安全・体育的行事

ア 健康安全・体育的行事のねらいと内容

健康安全・体育的行事については、学習指導要領第5章の第2で、次のように示している。

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

健康安全・体育的行事のねらいは、次のように考えられる。

健康を保持増進するためには、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活をするのが重要であることを自覚し、生徒が自己の発育、発達や健康の状態などを知り、それらの結果に基づいて、実際の生活の中で自主的、自律的に健康で安全な生活を送る意欲や態度を育成する。同時に、自他の生命の尊重を自覚し、心身の健康や安全を確保するための適正な判断や対処をする能力を培う。

また、体力・気力の充実など、心身の健全な発達に資するとともに、スポーツや運動に親しむ資質や能力を育て、生涯にわたって実践する習慣を身に付ける契機とするとともに、競争や協同の経験を通して、公正に行動し、進んで規則を守り、互いに協力して責任を果たすことなど、社会生活に必要な態度を養う。

健康安全・体育的行事としては、健康診断、疾病予防、交通安全を含む安全指導、薬物乱用防止指導、非常災害の際に備えての避難訓練や防災訓練、健康・安全に関する意識や実践意欲を高める行事、体育祭（運動会）、各種の球技大会や競技会などが考えられる。

これらの行事の中には、学校保健安全法や消防法の規定に従って実施されるものもあるが、いずれも学校教育の内容として取り上げる以上、それぞれのねらいを明らかにし、教育的な価値を十分に生かすように配慮することが大切である。

また、このような健康安全・体育的行事を行うに当たっては、学習指導要領第1章総則の第1款の3の趣旨が十分に生かされるように、特に配慮することが必要である。

イ 実施上の留意点

(ア) 健康・安全に関する行事において、例えば、健康診断を実施する場合には、健康診断や健康な生活のもつ意義、人間の生命の尊さ、異性の尊重、健康と環境との関連などについて、ホームルーム活動、生徒会活動及び各教科・科目などの内容との密接な関連を図り、健康・安全に関する指導の一環としてその充実を期すること。

その際、参加の心構えなどについて理解させ、関心をもたせるようにするとともに、事後においては、例えば、体に疾病などが発見された生徒の措置、事故や災害から自他の安全を守ることの意義などの指導について十分配慮すること。

(イ) 安全に関する行事については、最近の交通事故の実態、交通規則などを理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、災害や犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷

静，迅速，的確に判断して対処する能力を養い，自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。また，喫煙，飲酒，薬物乱用などの行為の有害性や違法性，防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ，正しく判断し行動できる態度を身に付けること。

(ウ) 体育に関する行事においては，生徒の活動の意欲を高めるように工夫するとともに，全体として調和のとれたものとし，特に生徒の負担の度合いなどに慎重に配慮することが大切である。また，学校全体として，健康や安全についての指導の徹底を期すること，特に事故の発生の際に備えて，その防止，万一の場合の準備や緊急時の対策などについても，あらかじめ十分に配慮しておく必要がある。

(I) 体育に関する行事を実施する場合には，運動に親しみつつ体力を向上させるというねらいが十分に達せられるようにするとともに，教育的な価値を発揮するように努める必要がある。また，日ごろの学習の成果を学校内外に公開し，発表することによって，学校に対する家庭や地域社会の理解と協力を促進する機会とすること。

なお，この行事には，家庭や地域との結び付きの強いもの，他校や他機関との関連において実施するものなどがある。これらの機会を通して，相互の理解や連携を促進することはもとより，積極的に改善を図るなど，学校行事として，また生徒の集団活動としての教育的価値を高めるよう配慮しなければならない。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

ア 旅行・集団宿泊的行事のねらいと内容

旅行・集団宿泊的行事については，学習指導要領第5章の第2で，次のように示している。

平素と異なる生活環境にあつて，見聞を広め，自然や文化などに親しむとともに，集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

旅行・集団宿泊的行事のねらいは，次のように考えられる。

平素と異なる生活環境の中にあつて，集団行動を通して自律心を養い，自主的に集団の規律や秩序を守る態度を育成するとともに，自然や文化などに親しむ体験を積むための実際的な機会として貴重である。また，校外における集団活動を通して，教師と生徒が寝食を共にすることによって，教師と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いや信頼関係の大切さを経験し，生涯の楽しい思い出を作ることにもできる。このように，日常の生活と異なる生活環境の中における生徒の内面を理解するための機会としても，旅行・集団宿泊的行事は教育的な価値が高い。さらに，自律的な集団行動を通して，健康や安全，集団生活のきまりや社会生活上のルール，公衆道徳などについて望ましい体験を得ることにより，人間としての在り方生き方についての自覚を深める。

旅行・集団宿泊的行事としては，遠足，修学旅行，移動教室，集団宿泊，野外活動などが考えられる。

イ 実施上の留意点

(ア) 生徒の自主的な活動の場や機会を十分に考慮し，生徒の役割分担，生徒相互の協力，きまりや約束の遵守，人間関係を深める活動などの充実を図ること。また，文化的行事や健康安全・体育的行事，勤労生産・奉仕的行事との関連などを重視して，単なる物見遊山に終わることのない有意義な旅行・集団宿泊的行事を計画・実施するよう十分に留意すること。

(イ) 指導計画の作成とその実施に当たっては，行事の目的やねらいを明確にした上で，その内容に応じて各教科・科目，総合的な学習の時間，ホームルーム活動などとの関連を工夫すること。また，事前の学習や，事後のまとめや発表などを工夫し，体験したことがより深まるような活動を工夫すること。

(ウ) ホームルーム活動などにおいて，事前に，目的，日程，活動内容などについて指導を十分

に行い、生徒の参加意欲を高めるとともに、保護者にも必要事項について知らせておく。

(I) 実施に当たっては、地域社会の社会教育施設等を積極的に活用するなど工夫し、十分に自然や文化などに触れられるよう配慮する。

(オ) 生徒の心身の発達の段階、安全、環境、交通事情、経費、天候、不測の事故、事故の発生時における対応策などに十分配慮すること。特に、教師の適切な管理の下での生徒の活動が助長されるように事故防止のための万全な配慮をする。また、自然災害などの不測の事態に対しても、自校との連絡体制を整えるなど適切な対応ができるようにする。(なお、計画の実施に関しては、「小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について」(昭和43年10月2日付け、文初中第450号文部省初等中等教育局長通達)、「修学旅行における安全確保の徹底について」(昭和63年3月31日付け、文初高第139号文部事務次官通達)などを参照すること。)

(5) 勤労生産・奉仕的行事

ア 勤労生産・奉仕的行事のねらいと内容

勤労生産・奉仕的行事については、学習指導要領第5章の第2で、次のように示している。

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

勤労生産・奉仕的行事のねらいは、次のように考えられる。

勤労生産・奉仕的行事にかかわる様々な体験活動を通して、勤労の尊さや意義を理解し、職業や進路の選択と社会的自立に必要な望ましい勤労観や職業観を身に付けたり、共に助け合って生きる人間として必要な社会奉仕の精神を身に付けたりするなど、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、将来の社会人として自立していくための態度や能力を育てる。

また、勤労や社会奉仕の尊さを体験することを通して、創造する喜びや共に生きる喜びを味わうとともに、生徒が相互に協力し合って実践し、優れた校風や伝統を築くことに役立つ。

勤労生産・奉仕的行事としては、就業体験(インターンシップ)、各種の生産活動、上級学校や職場の訪問・見学、全校美化の行事、地域社会への協力や学校内外のボランティア活動などが考えられる。例えば、生徒が中心となって学校や地域の環境美化のための活動を工夫すること、学校の内外での勤労や生産の体験、就業体験を行うこと、乳幼児の保育体験、障害のある人や高齢者の介護体験などを通してボランティア活動について学んだり体験したりすることなどが考えられる。これらの体験を通して、勤労の尊さや意義を理解し、職業や進路の選択に役立つ勤労観や職業観を身に付けたり、共に生きる人間として必要な社会奉仕の精神を養うなど、将来の社会人としての生き方を深めることができるように指導することが大切である。

イ 実施上の留意点

(ア) 指導計画の作成とその実施に当たっては、行事の目的やねらいを明確にした上で、その内容に応じて各教科・科目、総合的な学習の時間などの指導との関連を図り、学校教育全体として豊かな教育活動を構築するよう十分留意すること。また、事前の活動や、事後のまとめや発表などを工夫し、体験したことがより深まるような活動を工夫すること。

(イ) 今日の高校生の生活の実態や社会の要請からみて、学校行事における就業体験など、望ましい勤労観や職業観を育成する活動は、学校教育全体として行うキャリア教育の一環として位置づけ、自己の能力・適性等についての理解を深め、職業や進路、人間としての在り方生き方にかかわる啓発的な体験が行われるようにすることが重要である。就業体験やボランティア活動などについては、その教育的な意義が一層深まるとともに、高い教育効果が期待されることなどから、学校の実態や生徒の発達の段階を考慮しつつ、一定期間(例えば1週間

(5日間)程度)にわたって行われることが望まれる。なお、各学校で職業教育を実施するに当たっては、キャリア教育の推進の観点から、各教科・科目、総合的な学習の時間や特別活動において、産業現場における長期間の実習を取り入れることが期待される。

5 (ウ) 学校行事におけるボランティア活動は、生徒がボランティア活動について学んだり、体験したりして、ボランティア精神を養い、自己の在り方生き方を見つめ、将来社会人としてボランティア活動に積極的に参加していく意欲や態度を養うことに意義があり、ボランティア教育(ボランティア学習)を含めた教育活動として広くとらえられるものである。その際、ホームルーム活動や生徒会活動として行うボランティア活動との関連を図ることや、生徒の自主性・主体性が発揮されるように工夫することが必要である。

10 (イ) 生徒の発達の段階や特性、これまでの経験などに留意しながら、生徒の入学から卒業までを見通した学校としての計画的、系統的な教育活動の展開を図るようにすること。また、家庭や地域の人々、関係機関、事業所や企業、ボランティア関係団体、社会教育施設、自治会等との連携を深め、豊かな教育活動を進めていくことに十分留意すること。

15 (オ) 就業体験や学校外におけるボランティア活動などの実施に当たっては、生徒の心身の発達の段階や適性等を考慮して計画し、実施することが望まれる。その際、生徒の安全に対する配慮を十分に行うようにする。

3 学校行事の指導計画

20 各活動・学校行事の年間指導計画の作成については、学習指導要領第5章の第3の1の(1)で、次のように示している。

25 (1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験などの勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

以上のことから、学校行事の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮する必要がある。

35 (1) 学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする

ア 学校の創意工夫を生かすこと

学校行事は学校が計画し実施する教育活動であるだけに、特別活動の他の内容と異なり、一層学校の創意工夫に基づいた特色ある内容が計画しやすいと考えられる。

40 豊かな心をもちたくましく生きる人間の育成や人間としての生き方に関する指導を重視する観点からも、特に、集団生活の充実、自然との触れ合いや本物の文化や芸術に触れたり鑑賞したりする活動、勤労や奉仕にかかわる体験的な活動などが一層充実されるように、学校の創意工夫を生かした指導計画の作成が行えるように配慮する必要がある。

イ 学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮すること

45 学校の規模の大小、指導に当たる教師の組織や特性をはじめ、体育館や運動場などの施設や設備の実態、更に学校の所在する地域の自然的、地理的、文化的な環境、施設・設備の状況、地域の人々の学校教育への理解と協力の可能性、及びこれらについての今後の見通しなどにつ

いて配慮することが大切である。また、生徒の興味や関心、能力・適性等に関する十分な生徒理解に基づいて、各学校における重点目標、指導の内容、活動の方法などを明確にしておくことも重要である。生徒の発達段階については、生徒の心身の発達の状況に応じて学校行事への参加、協力の可能性や程度、学校行事の種類の特質などに応じての自主的な活動の可能性や程度などを十分に把握して指導計画を作成する必要がある。

特に生徒への健康・安全に留意し、無理のない活動ができるように配慮することが必要である。

また、学校行事については、生徒の入学から卒業までを見通して学校全体としての計画的、発展的な指導計画を作成することが必要なことはもとより、中学校段階での学校行事の成果や生徒の経験を生かしてより発展的な教育活動を展開していくことが必要である。そのためには、中学校との連絡や連携を十分に図ることが大切である。

中学校と高等学校における学校行事の内容（学習指導要領）

中学校	高等学校
<p>全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。</p> <p>(1) 儀式的行事 学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。</p> <p>(2) 文化的行事 平素の学習活動の成果を発表し、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。</p> <p>(3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。</p> <p>(4) 旅行・集団宿泊的行事 平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p>	<p>全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。</p> <p>(1) 儀式的行事 学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。</p> <p>(2) 文化的行事 平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。</p> <p>(3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。</p> <p>(4) 旅行・集団宿泊的行事 平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。</p>

ウ 生徒による自主的，実践的な活動が助長されるようにすること

学校行事は，学校が計画し実施するものであるとともに，各種類の行事に生徒が参加し協力することによって行われる教育活動である。また学校行事は，内容の種類や特質に応じて生徒の自主的な参加の仕方や程度は異なるが，多くの行事では，生徒による自発的な活動を幅広く取り入れることができる。例えば，文化祭などにおいては，積極的に自分たちで作り上げていこうとする自主的，実践的な活動が期待できる。したがって，行事の特質や，生徒の実態に応じて，生徒の自主的な活動を助長することが大切である。その際，放任になることがないように，また，発達の段階からいって生徒が活動のために必要な基礎的な知識や技能を十分身に付けていない場合もあるので，教師の適切な指導・助言が当然必要である。さらに，生徒が行事の意義を十分に理解した上で，自発的に参加し協力するようになることが大切である。

このため，事前の準備の段階からそれぞれの行事の実施に必要なことを様々に工夫し，責任の遂行の大切さを理解したり，満足感や成就感を味わうことができるように指導・援助を行うことが必要である。また，事後指導においては活動の成果等を振り返り，次の活動や他の教科等での学習への意欲を高めたりする場を適切に位置付け，生徒の自主的，実践的な活動が助長されるように指導を行う必要がある。

エ ボランティア活動や，就業体験など勤労にかかわる体験的な活動の機会を取り入れること

ボランティア活動や，就業体験など勤労にかかわる体験的な活動の機会を教育活動に積極的に取り入れることは，高等学校段階の生徒にとって，人間としての在り方生き方を探求し，望ましい人間関係を形成して，集団への所属感や連帯感を深め，公共の精神を養い，協力してよりよい学校生活や社会生活を築き，社会的に自立しようとする自主的実践的な態度を育てる上で，極めて大切である。

そこで，生徒にボランティア活動などの社会奉仕の体験や，就業体験など勤労にかかわる体験をできるだけ多く得させるように計画し，それを通して，社会貢献や社会参加の意義を正しく理解し，望ましい人間観や勤労観・職業観を身に付け，将来社会人としての自立した生き方ができるよう配慮することが大切である。

(2) 各教科・科目及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る

各教科・科目等の学習活動は，それぞれ独自の教育的意義をもちながらも相互に関連し合って，全体として学校の教育目標の達成を目指すものである。

特に学校行事は，平素の教育活動の総合的な発展の場であるから，日常の教育活動の成果が生かされるようにすることが大切である。したがって，学校行事の指導計画も，各教科・科目，総合的な学習の時間及び特別活動の他の内容などの指導計画と有機的に関連し合うように作成することが大切である。

さらに，その際，総合的な学習の時間や各教科・科目において行われる入学から卒業までの体験活動の相互の関連やバランスを考えるとともに，中学校において実施される体験活動との関連にも留意し，望ましい集団づくりを進めていく上で，価値ある学校行事が重点化して行われるよう配慮する必要がある。

(3) 家庭や地域の人々との連携，社会教育施設等の活用などを工夫する

学校行事は，家庭や地域の人々の参加や協力を得るなど，お互いの連携や交流を深め，開かれた学校づくりを進めていく上で，重要な役割を果たしている。また，地域の幅広い教育力を活用して行う様々な学校行事は，生徒の調和のとれた人間形成を図るとともに，人間としての在り方生き方についての自覚を深める上で極めて重要である。

そこで，指導計画の作成に当たっては，家庭や地域の人々との連携を深め，その教育力の活用を図ったり，地域の自然や文化，伝統を生かしたり，社会教育施設等を活用したりする活動が展開できるよう工夫することが大切である。

(4) 生徒指導の機能を生かす

学校行事などの指導計画の作成にかかわって、学習指導要領第5章の第3の1の(2)で、次のように示している。

(2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

学校行事は生徒の学校生活の流れに望ましい変化をもたらし、学校生活に色彩を添え、折り目を付け、学校生活をより豊かなものにするという意義を有している。さらに、生徒が協力して活動することによって、成就感や充足感を味わい、望ましい校風を育て、連帯感を高めるなど、他の活動では得がたい教育的な意義をもっている。

学校行事を通して生徒が確かな存在感をもつとともに、自己を見つめ、自己の成長を確認し、社会的な自己実現の喜びを味わうことができるようにするために、学校行事における事前から事後にかけての活動の過程において、すべての生徒が何らかの役割や分担をもち、それを自己の選択や判断に基づいて遂行する体験を重ねることができるよう配慮することが大切である。そのためには、生徒一人一人が行事の中での人間的な触れ合いを深め、個性を発揮して積極的に活動できるよう、活動の場や機会を豊富にもった指導計画の作成が大切である。

また、学校行事においては、他のホームルームや学年の生徒との接触や交流が行われるとともに、通常のホームルーム生活だけでは得られない、幅広い人間関係を体験することができる。このことは、学校の中で起こりがちな他の学年やホームルームなどに対する排他的な態度や感情が生ずることを防ぐのに役立つばかりでなく、より大きな集団への所属感や連帯感を培い、愛校心を高めることに役立つ。

これらのことから、学校行事においても生徒指導の機能を生かすことが望まれる。

(5) 年間指導計画の作成

学校行事は、全校若しくは学年又はそれらに準ずる比較的大きな集団による教育活動である。したがって、その実施に当たっては、学校の全教職員が行事の目標や指導の重点などを共通理解し、一体となって指導に当たらなくてはならないことから、全教職員がかかわって入学から卒業までを見通した適切な年間指導計画を作成し、学校全体の協力的な指導体制を確立して、組織的に指導に当たる必要がある。

学校行事は、全校、学年又は学科等の全生徒が集団として活動するのであるから、その指導計画は、特に慎重な検討を経て立案する必要がある。

学校行事の指導計画には、年間の学校行事全体にわたる年間指導計画と個々の行事についてのより具体的な個別の行事指導計画がある。

年間指導計画には、学期ごと、月ごとなどに、実施予定の行事名、指導時数、参加の対象、目標、実施の内容、他の教育活動との関連などを取り上げるのが通例である。これらのほかに、行事全体の実施に要する経費や、学校の施設・設備の活用の計画や、評価の観点など必要である。

また、個別の行事指導計画においては、ねらい、内容（事前、当日、事後）、実施の時期、場所、時間、指導上の留意事項、評価の観点などを取り上げるのが一般的である。このほか、所要経費や準備日程、役割分担などを明確にした、実施上の具体的な計画が必要である。

(6) 学校行事に充てる授業時数

学校行事の授業時数等の取扱いについては、学習指導要領第1章総則の第4款の5で、次のように示している。

5 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

5 学校行事は、課程にかかわらず、入学から卒業までを見通して計画的に実施するものであり、その授業時数が学習指導要領第1章総則の第4款の5に示されたものである。

10 高等学校における学校行事は、体験的な活動を通して、特別活動の目標を達成していく全校若しくは学年又はそれらに準ずる比較的大きな集団の単位による実践的な活動である。ここでは、生徒の安全の確保等にも十分配慮しつつ、学習指導要領に示された学校行事のねらいが実現できるよう、各教科・科目等との関連も図りつつ、各学校が創意工夫を発揮して適切な授業時数を充てる必要がある。

15 なお、学校行事については、勤労生産・奉仕的行事や旅行・集団宿泊的行事などで様々な体験活動が取り込まれているが、それらは特別活動以外の他の教育活動との関連を図って実施されている場合もある。例えば、就業体験などが、総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ、自己の在り方生き方を考える学習活動として行われる場合があるが、このような場合は、同時に勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするという特別活動の勤労生産的な行事と同様の成果も期待できる場合も多い。その際は、特別活動と総合的な学習の時間のそれぞれの特質を生かし、活動のねらいを明確にした上で、各学校の教育の全体像を踏まえて両者の活動を有機的に関連させ、より教育的意義の高い教育活動を構築することが必要である。

4 学校行事の内容の取扱い

25 学校行事における内容の取扱いについては、学習指導要領第5章の第3の2の(3)で、次のように示している。

30 (3)〔学校行事〕については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、入学から卒業までを見通して、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

このことから、学校行事の指導に際しては、次の事項に留意することが必要である。

(1) 特色ある学校行事の創意工夫をすること

40 学校行事はその内容が多彩であり、各種類の行事が様々な特色をもち、その体験的な活動を通して、一人一人の生徒の多様な能力・適性、興味・関心などが生かされ、望ましい集団活動を通して幅広い人間関係を得ることにより、豊かな人間性、社会性の育成を図る活動である。また、学校行事は生徒が協力して活動し、成就感、充足感、連帯感を高め、望ましい校風を育てる活動である。学校行事を、学校生活をより豊かに充実する教育活動として実施するためには、実施する行事の教育的意義を明確にするとともに、学校や地域及び生徒の実態を考慮し、各学校の創意工夫を生かした特色ある行事、特色ある学校づくりを進める観点に立って精選を図る必要がある。

(2) 各種類ごとの重点化や行事間の関連や統合を図り精選すること

各行事の充実した活動を通して、生徒が活動の意義を理解し、成就感や達成感を体験するためには、学校行事の実施までの計画や活動内容にゆとりをもつことが大切であり、各学校の実態や学校行事の特質に応じた重点化や行事間の関連・統合を図った精選が必要である。

学校行事の精選に当たっては、各学校が取り上げる内容について、家庭や地域社会と協力し連携を深めながら、特に重視する教育的価値のある内容や学校としての特色ある教育活動として認められる活動を重点化していくことが大切である。また、これまで別々に実施していた各種類の行事について、そのねらいや活動内容が関連又は共通したり、入学から卒業までを見通した系統性や発展性、各教科・科目等の指導との関連から、それぞれの学校行事の特質を踏まえた上で、一つの行事のなかに他の行事の内容を活動として取り込み統合するなどの工夫も考えられる。例えば、旅行・集団宿泊的行事として実施される集団宿泊や修学旅行に、文化的行事のねらいを積極的に取り入れたり、勤労生産・奉仕的行事の勤労体験や地域社会へ貢献する活動等を取り入れる、各教科・科目等の学習活動を関連付けたりするなど様々な創意工夫の発揮が望まれる。

さらに、総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する学校行事に替えることができるといった総則の弾力的な取扱いについても考慮する必要がある。

なお、従前の学校行事について、そのねらいが不明確のまま従来の慣行を踏襲している活動や事前の準備や事後の整理等に時間をかけすぎている行事については、計画や内容について十分に検討して見直す必要がある。

(3) 地域の人々との交流を図る行事を工夫すること

現代の高校生にとって、他人を思いやる心や社会貢献の精神を養うとともに、社会生活のルールや基本的なモラルを習得していくことは、豊かな人間性や社会性などの育成を図る上で極めて重要なことである。

そのためには、特に地域の人々との触れ合いを深め、様々な交流を図る活動を積極的に取り上げるようにすることが必要であり、各行事の実施に当たっては、学校や地域及び生徒の実態に応じて、例えば、学校行事に幼児、高齢者、障害のある人々を招待して一緒に交流し、人間的な触れ合いを深め共に学ぶことができるような活動内容を工夫していくことが大切である。また、他の高等学校や保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校などとの交流、例えば就業体験やボランティア活動などを通じた社会的交流や文通など、様々な取組の充実が考えられる。なお、これらの活動の場合には、十分に事前の打合せを行い、教育的な効果が十分あがるよう配慮することが大切である。

(4) 自然体験や社会体験などの体験活動を充実すること

都市化や核家族化・少子化が進行し、情報機器が普及する中で、間接体験が増加する反面、自然との触れ合いや社会参加の活動など直接体験が減少してきている。様々な人間関係の中で協力し合いながら自然の中で活動する体験は、自然の美しさ、神秘性、厳しさなどに触れさせ、感動や驚きを与えるとともに、自然や環境への理解を一層深め、自主性や協調性、忍耐力や社会性などをはぐくむ。就業体験や勤労体験、ボランティア体験は自分の力でやり遂げた喜びや充実感を味わうとともに、自立心や責任感を身に付け、人間としての在り方生き方の探求に結びつくものである。このことから、自然の恵みに感動する心をはぐくむ自然体験や、社会の一員としての役割や望ましい勤労観・職業観を確立するための社会体験などの体験活動を、意図的・計画的に実施できるようにすることが大切である。

(5) 体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりする活動を充実すること

体験活動については、その場限りの活動で終わらせることなく、事前にそのねらいや意義を生徒に十分理解させ、活動についてあらかじめ調べたり、準備したりすることなどにより、意欲をもつ

て活動できるようにするとともに、事後には、体験を通して感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら振り返り、文章等でまとめたり、発表し合ったりする活動を重視し、他者と体験を共有して幅広い認識につなげる必要がある。その際、情報機器を効果的に活用するなどの工夫も考えられる。

〔その他の指導上の留意事項〕

学校行事の指導に当たっては、次の事項についても留意することが大切である。

ア 実施する行事のねらいを明確にし、その意義を理解させ、綿密な計画の下に、積極的、実践的な活動の意欲を育成すること。その際、ホームルーム活動との関連を図り、事前指導・事後指導を計画的に行うこと。また、上述(5)の具現化に努め、指導の効果を高めるように配慮すること。

イ 学校行事においては、教師間の十分な連携協力に基づく指導体制の下に、生徒の健康や安全を考慮し、特に負担過重にならないようにすること。

ウ 教師の指導の下に、生徒の創意をできるだけ生かすとともに、秩序やルールを守り品位のある活動によって校風が高められるようにすること。

エ 生徒一人一人が集団の中での人間的な触れ合いを深め、個性を発揮して積極的に活動できるよう、活動の場や機会を豊富にすること。その際、個々の生徒の特性等を配慮した役割分担にも留意すること。

オ 学校行事の計画、準備、実施、その評価などの各過程において、生徒会活動などとの関連を図りつつ、生徒にとって可能な範囲で自主的な活動を行わせ、個々の生徒に積極的な活動を促し、自主的な協力や自律的な態度を養うこと。

カ 個々の行事の特質に応じて家庭や地域社会との連携を深めながら、学校の特色や創意を生かした行事を工夫すること。

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

平成20年1月の中央教育審議会の答申において、特別活動の課題として、次のことが示された。

特別活動の充実が学校生活の満足度や楽しさと深くかかわっているが、他方、それらが子どもたちの資質や能力の育成に十分つなげていない状況も指摘されている。

学校段階の接続の問題としては、小1プロブレム、中1ギャップなど集団への適応にかかわる問題が指摘されている。

情報化、都市化、少子高齢化などの社会状況の変化を背景に、生活体験の不足や人間関係の希薄化、集団のために働く意欲や生活上の諸問題を話し合っ解決する力の不足、規範意識の低下などが顕著になっており、好ましい人間関係を築けないことや、望ましい集団活動を通じた社会性の育成が不十分な状況も見られる。

特別活動について、全体の目標は示しているが、各内容ごとの目標は示していない。このため、活動を通して何を育てるかが明確でないことや、総合的な学習の時間などとの教育活動の重なりも指摘されている。

特別活動の中でも、その基盤的な役割を担う学級活動やホームルーム活動の内容については、小学校では6年間を通じた活動内容をまとめて示しているため、発達や学年の課題に対応した適切な活動が行われにくいとの指摘がある。また、中学校及び高等学校では、内容が網羅的になっているため、重点を置きたい内容の指導に力が注ぎにくいとの指摘がある。

このことを踏まえ、特別活動を充実させることにより、生徒にとっての学校生活を楽しく豊かにするとともに、生徒の資質や能力の育成に十分つなげるようにするため、以下に示すことに即して、学校として適切な指導計画や指導するための資料などの教材を作成し、指導方法を工夫するなどして各内容を取り扱う必要がある。

第1節 指導計画の作成に当たっての配慮事項

1 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成

特別活動の全体計画や年間指導計画の作成については、学習指導要領第5章の第3の1の(1)で、次のように示している。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験などの勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

特別活動の目標は、特別活動の各活動・学校行事の実践的な活動を通して達成されるものであり、その指導計画は、学校の教育目標を達成する上でも重要な役割を果たしている。したがって、調和のとれた特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教師の協力の下で作成することが大切である。

ここで示した「特別活動の全体計画」とは、特別活動の目標を調和的かつ効果的に達成するために各学校が作成する、特別活動の全体の指導計画のことである。

このような特別活動の全体計画を作成する際には、全教師が指導に当たるため、全教師の共通理解と協力体制が確立されるよう、例えば、各学校における特別活動の役割などを明確にして重点目標を設定したり、各活動・学校行事の内容を示したりすることが大切である。また、特別活動に充てる授業時数、設置する校内組織(校務分掌)や実施する学校行事等を明らかにしておくことが大切である。さらに、生徒の実態を十分に把握するとともに、生徒の発達の段階や特性を生かすようにし、教師の適切な指導の下に、生徒の自主的、実践的な活動が助長できるような全体計画を作成することが求められる。

特別活動の全体計画に示す内容には、次のようなものが考えられる。

特別活動の重点目標

〔ホームルーム活動〕、〔生徒会活動〕、〔学校行事〕の目標

〔ホームルーム活動〕、〔生徒会活動〕、〔学校行事〕の全体的内容

特別活動に充てる授業時数や設置する校内組織(校務分掌)

〔ホームルーム活動〕に充てる授業時数

各教科・科目などとの関連

評価など

学校教育には、教育課程には位置付けられていないが、教育的意義が大きく特別活動と関連が深い、ショートホームルーム(朝の会や帰りの会など)、日常に行われている清掃や日直などの当番の活動、さらに、放課後等に生徒の自主的、実践的な活動として行われる部活動などがあるが、これらとの関連などについても、特別活動の全体計画に示しておくことも大切である。なお、部活動の教育的な意義等については、学習指導要領第1章総則の第5款の5の(13)に示されている。

この特別活動の全体計画に基づいて、年間を通じた〔ホームルーム活動〕、〔生徒会活動〕、〔学校行事〕ごとの目標、その内容や方法、指導の流れ、時間の配当、評価などを示したものが、「各活動・学校行事の年間指導計画」である。

(1) 学校の創意工夫を生かす

特別活動は、その特質や内容からみて、各学校ごとに、それぞれの特色を生かした創意ある指導計画を立てて実施することが、特に期待されている。そのためには、まず、地域や学校、生徒の実態等を踏まえ、学校としての基本的な指導方針を立て、それに即した創意ある計画を立てることが重要である。そして、その取り組み方については、弾力的で柔軟に実施できるようにすることが大切である。

各学校における創意工夫は、地域の特色、学校や生徒の実態、そしてこれまでの実施の経験や反省などを生かして発揮されていくものであり、指導計画の作成に当たって学校としての校内体制を確立していくとともに、学校の創意や工夫を生かした教育活動を行うために必要な時間が確保できるよう、全教師が協力していくことが大切である。

(2) 学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮する

学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮して指導計画を作成することは、各教科・科目などの指導計画においても大切なことであるが、生徒の自主的、実践的な活動を助長する特別活動においては、特に重要である。したがって、指導計画を作成するためには、生徒の興味・関心、能力・適性等に関する十分な生徒理解に基づいて、各学校における重点目標、指導の内容、活動の方法などを明確にしておくことが大切である。

(3) 生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする

特別活動においては、教師の適切な指導の下に生徒による自主的、実践的な活動が助長され、そうした活動を通して特別活動の目標の実現が目指される教育活動である。そこで、できるだけ生徒自身による計画に基づく活動を生かし、生徒が自ら進んで活動を行うように指導する必要がある。特に、高校生ともなれば、他から与えられた計画に従わせるだけでは活動意欲を失わせることにもなるので、特別活動の各内容及び活動内容の特質に応じて、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるように指導することが必要になってくる。すなわち、望ましい集団活動とするためには、生徒が活動の計画を立てて実践するように配慮することが大切であり、そのことが特別活動における指導の基本の一つであるといえる。しかし、その際にも、常に教師による適切な指導がなされなければならない。

(4) 各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図る

特別活動の指導に当たっては、各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図る必要がある。具体的には、各教科・科目などで育成された能力が特別活動で十分に活用できるようにするとともに、特別活動で培われた協力的で実践的な態度や能力が各教科・科目などの学習に生かされるようにする関連である。

また、特別活動の体験活動と各教科・科目や総合的な学習の時間の学習活動との関連性がある場合には、相互に関連させて展開するよう配慮することが大切である。体験的な活動は全教育活動で配慮することが必要であるが、特に、特別活動、総合的な学習の時間の学習活動のいずれにおいても体験活動の充実、人間としての在り方生き方について考え、深めることが求められていることでもあり、各学校が学校や地域の実態を生かして両者の関連に十分配慮する必要がある。そのことによって、それぞれのねらいが一層生かされ、特色ある教育活動づくりが推進されることにもなる。

これらのことを踏まえ、各学校が教育目標の具現化に向けて、特別活動と各教科・科目、総合的な学習の時間、生徒指導などとの関連を図った独自の全体計画を作成するためには、学校の実態を十分に考慮し、特別活動として何を重視すべきかなど重点目標を定め、それぞれの役割を明確にしておく必要がある。

(5) 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する

特別活動は、家庭や地域等との連携・協力が重要な意味をもつ教育活動であり、そうした幅広い教育力を活用した学校内外での体験活動は、生徒の調和のとれた人間形成を図るとともに人間とし

での在り方生き方についての自覚を深める上で、極めて重要である。

そのためには、各学校が、家庭や地域との連携や交流を深め、その教育力の活用を図ったり、地域の自然や文化・伝統を生かしたり、社会教育施設等を活用した教育活動を展開していくことが必要であり、特別活動の指導計画の作成に当たっては、地域や学校の特色を生かした指導計画の作成に配慮することが大切である。

(6) 特別活動の授業時数

特別活動に充てる授業時数については、学習指導要領に則して、各学校が創意工夫を発揮し、特別活動の目標を達成するよう適切に定めることが必要である。このことについては、学習指導要領第1章総則の第4款において、次のように示している。

- 1 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間 35 週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間(夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。)に行うことができる。
- 2 全日制の課程における週当たりの授業時数は、30 単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。
- 3 定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする。
- 4 ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間 35 単位時間以上とするものとする。
- 5 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。
- 6 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。
- 7 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科・科目等」という。)のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10 分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。
- 8 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

各学校においては、これらの規定に基づいて、学校や生徒などの実態を考慮し、ホームルーム活動以外の特別活動の授業時数を配当することになる。実際には、年間の授業に充て得る総授業時数から各教科・科目及び総合的な学習の時間別に示された時数を除いた中から配当することになる。具体的には、本解説の第3章において〔生徒会活動〕、〔学校行事〕について示していることを踏まえ、それぞれの目標やねらいが十分に達成できるようによく検討した上で年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるなどして、全体計画を作成することとする。

なお、定時制の課程においては、生徒の勤務の実態、交通事情などの特別の事情がある場合には、「ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。」とされている。学校においては、〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕に関する今回の改訂の趣旨を踏まえて、地域や生徒の実態等を考慮しながら、〔ホ

ームルーム活動〕の授業時数や〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕の内容を適切に定める必要がある。

また、通信制の課程の特別活動については、学習指導要領第1章総則の第7款の5に、「ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとしてすることができる。」と示されており、〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕の重要性を踏まえた適切な実施が必要である。

なお、〔ホームルーム活動〕については、本解説の第3章の第1節を参照すること。

2 生徒指導の機能を十分に生かす

指導計画の作成にかかわって、学習指導要領第5章の第3の1の(2)で、次のように示している。

(2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

生徒指導は、学習指導要領第1章総則の第5款の5の(3)に示されているように、「教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう」に指導・援助を行うものである。その機能が有効に働くためには、共感的な人間関係を育成し、生徒に確かな存在感を与えると同時に、自己決定の場や機会をより多く用意し、生徒が自己実現の喜びを味わうことができるよう、指導上の配慮を行うことが大切である。

特別活動は、その目標や内容、指導の形態や方法において生徒指導と深くかかわるものがあり、上に述べたような生徒指導の機能を指導計画の作成に十分に生かすことにより指導の効果があがるものといえる。

また、特別活動の指導は、主に集団場面において生徒の集団活動の指導・援助を通じて行われることから、生徒指導も集団場面における指導が基本となる。そして、特別活動の指導も生徒指導も、究極的には生徒一人一人の望ましい人格形成を図ることをねらいとしているので、〔ホームルーム活動〕等で学んだ内容を、生徒一人一人が身に付けるためには、集団場面に続いてあるいは並行しての個別場面における指導がぜひとも必要である。

個別指導の代表的な形態には教育相談があるが、教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。また、生徒との相談だけでは不十分な場合が多いので「生徒の家庭との連絡を密に」することも必要である。

また、「進路相談」は、教育相談の中に含まれるため、括弧書きで示しているが、この相談は、卒業の時期に限らず、計画的、継続的な実施によって成果を上げるように配慮する必要がある。

教育相談の適切な計画を立てるためには、次のことに留意することが大切である。

ア 平素から、個々の生徒の理解に必要なかつ適切な資料を豊富にすること。

イ 全教師による協力的な取組により、全生徒を対象とし、すべての生徒の能力・適性等を最大限に発揮できるように努めること。

ウ 生徒との直接の相談だけにとどめず、家庭との連絡を密にし、生徒、教師、保護者の三者による相談のような形態も大切にすること。

エ ホームルーム担任による定期的な相談だけでなく、学校全体で相談活動が随時行われるよう

学校としての相談体制の確立を図ること。

オ〔ホームルーム活動〕等における活動の内容との関連性にも考慮し、相談活動がより充実するように努めること。

なお、各活動・学校行事に則した解説については、本解説の第3章の〔ホームルーム活動〕、〔生徒会活動〕、〔学校行事〕の、それぞれの「指導計画」を参照すること。

3 ガイダンスの機能を充実する

指導計画の作成にかかわって、学習指導要領第5章の第3の1の(3)で、次のように示している。

(3) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう〔ホームルーム活動〕等の指導を工夫すること。特に、高等学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。

ガイダンスの機能の充実は、学習指導要領第1章総則の第5款の5の(2)で、「生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。」と示しているように、生徒が自己の現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成を図る学校全体の取組である。

特に、生徒指導や進路指導にかかわって、生徒のよりよい適応や成長、進路等の選択にかかわる、集団場面を中心とする指導・援助であり、生徒一人一人の可能性を最大限に開発しようとするものである。具体的には、生徒のホームルーム・学校生活への適応や望ましい人間関係の形成、学業や進路等における主体的な取組や選択及び自己の在り方生き方などに関して、学校が計画的、組織的に行う情報提供や案内、説明及びそれらに基づいて行われる学習や活動などである。したがって、ガイダンスの機能を充実するための工夫とは、ガイダンスの個々の活動について、ねらいを持ち、その実現のために、これまでよりも適時に、適切な場や機会を設け、よりよい内容・方法で実施するよう改善を図ることであり、また、そのための指導計画を立て、教師の共通理解と協力により、その効果を高めるようにするということである。

〔ホームルーム活動〕にかかわる配慮事項については、本解説の第3章の第1節の3の(6)で解説しているが、〔生徒会活動〕や〔学校行事〕においても工夫することが大切である。例えば、〔生徒会活動〕では、委員会や部活動などについての上級生によるガイダンスの機会が多いし、高等学校入学時に行われる学校行事や啓発的な体験に関する学校行事等においてガイダンスの機能の充実を図ることも望まれる。そこで、〔ホームルーム活動〕や〔生徒会活動〕、〔学校行事〕との関連も図ってガイダンスの機能の充実を図ることが大切である。

4 社会的な自立と人間としての在り方生き方に関する指導を充実する

指導計画の作成にかかわって、学習指導要領第5章の第3の1の(4)で、次のように示している。

(4)〔ホームルーム活動〕を中心として特別活動の全体を通じて、特に社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ること。

人間としての在り方生き方に関する教育は、学習指導要領第1章総則の第1款の2に示されているように、学校の教育活動全体を通じて行うこととされている。特に、若者の社会的な自立の遅れが指摘される今日、社会の一員としての自ら果たすべき役割や責任についての自覚を深めさせ、社会生活を営む上で不可欠なマナーやスキルを体験的に習得させることが求められている。実際の生活経験による学習を通して全人的な人間形成を図る特別活動は、各教科・科目などにおける指導の充実と相まって、調和と統一のある人間形成を目指す上で重要である。したがって、特別活動において重点的に、社会的な自立と人間としての在り方生き方に関する指導を行うことが期待されているのであり、その充実は道徳教育やキャリア教育の推進の観点から大切である。

とりわけ〔ホームルーム活動〕の活動内容の(2)、(3)は、社会的な自立に向けた人間としての在り方生き方の指導と密接に関わっており、〔ホームルーム活動〕を中心にして在り方生き方の指導の充実を図られる必要がある。

また、特別活動の「なすことによって学ぶ」という特質を生かす意味では、〔ホームルーム活動〕、〔生徒会活動〕、〔学校行事〕相互の関連を十分図るとともに、できるだけ多くボランティア活動や、就業体験など勤労にかかわる体験的な活動を取り入れ、生徒一人一人が社会とのかかわりの中で、自分自身の在り方生き方を主体的に考え、活動していくような工夫が望まれる。

さらに、公民科の「現代社会」は、「人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養う」ことを、「倫理」は、「人間としての在り方生き方について理解と思索を深め」ることを目標に掲げている。また、総合的な学習の時間では、「自己の在り方生き方を考えることができるようにする」ことが目標とされている。「人間としての在り方生き方についての自覚を深め」ることを目標とする特別活動においては、公民科や総合的な学習の時間との関連を重視し、特に〔ホームルーム活動〕では、それらの学習の成果を生かすことが大切である。

第2節 内容の取扱いについての配慮事項

1 ホームルーム活動，生徒会活動の取扱い

学習指導要領第5章の第3の2の(1)，(2)には，次のように示している。

- (1)〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については，指導内容の特質に応じて，教師の適切な指導の下に，生徒の自発的，自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに，内容相互の関連を図るよう工夫すること。また，よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動，人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。
- (2)〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕については，学校や地域及び生徒の実態に応じて，取り上げる指導内容の重点化を図るとともに，入学から卒業までを見通して，必要に応じて内容間の関連や統合を図ったり，他の内容を加えたりすることができること。また，〔ホームルーム活動〕については，個々の生徒についての理解を深め，生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに，生徒指導との関連を図るようすること。

(1) 指導内容の特質に応じて，教師の適切な指導の下に，生徒の自発的，自治的な活動を効果的に展開するとともに，内容相互の関連を図るよう工夫する

自主的，実践的な活動の助長については，すでに学習指導要領第5章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(1)で，特別活動のいずれの内容を扱う場合においても留意されなければならない事項として示されているので，ここでは特に，〔ホームルーム活動〕及び〔生徒会活動〕について「指導内容の特質に応じて，教師の適切な指導の下に，生徒の自発的，自治的な活動が助長されるようにする」と示されているわけである。

自発的，自治的活動は，上に述べた自主的，実践的な活動を基盤として展開されるものであり，集団内における自治的な活動の経験を通して，社会性や公民性を育てる活動である。そこでは，集団内の望ましい人間関係にも配慮しながら，人間尊重の精神に立って自治的な集団活動を営むことが必要であるが，主体的な集団運営の経験の浅い高校生段階では，集団における民主的な運営や望ましい人間関係に十分留意した教師の指導・援助が重要である。

(2) よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動，人間関係を形成する力を養う活動などを充実する

よりよい生活を築くための諸活動の充実に関しては，〔ホームルーム活動〕については本解説の第3章の第1節の4の(2)，〔生徒会活動〕については本解説の第3章の第2節の4の(3)に示していることを踏まえ，各学校で適切に取り扱うこと。

(3) 指導内容の重点化と内容間の関連や統合を図る

学校や地域及び生徒の実態に応じた指導内容の重点化や，入学から卒業までを見通した上での内容間の統合化に関しては，本解説の第3章の第1節の4の(3)のア，イに示していることを踏まえ，各学校で適切に取り扱うこと。

(4) 個々の生徒についての理解を深め，信頼関係を基礎に指導を行う

〔ホームルーム活動〕において，個々の生徒についての理解を深め，生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに，生徒指導との関連を図るようすることに関しては，本解説の第3章の第1

節の4の(3)のウに示していることを踏まえ、各学校で適切に取り扱うこと。

2 学校行事の取扱い

学習指導要領第5章の第3の2の(3)には、次のように示している。

(3)〔学校行事〕については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、入学から卒業までを見通して、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

〔学校行事〕については、ここに示したことを踏まえ、本解説の第3章の第3節の4に基づいて適切に取り扱うこと。

3 学校給食の取扱い

学校給食の取扱いについては、学習指導要領第5章の第3の2の(4)には、次のように示している。

(4) 特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うこと。

規則正しく調和のとれた食生活は、健康の保持増進の基本であり、近年の生徒等の食生活の乱れが、生活習慣病はもとより心の健康問題にも発展するなど食に起因する新たな健康課題を生起していることから、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることは極めて重要な課題となっている。

高等学校の時期は、男女ともに心身の発育・発達が著しいことから、食育の観点を踏まえ、自己の健康を管理し改善していく資質や能力の基礎を育成するため、自分の食生活を見直し、自ら改善して、生涯を通じた望ましい食習慣の形成と食事を通して望ましい人間関係や明るい社交性がはぐくまれるよう指導する必要がある。

高等学校における学校給食は、現在主として定時制の課程において行われているが、その教育課程上の位置付けとしては、学校の指導の方針、施設・設備、生徒の実態などに応じて異なっているので、それぞれの学校の実態に即した教育活動として行われている。生徒の自発的な活動を醸成する機会として役立てることを含めて、〔ホームルーム活動〕、〔学校行事〕などの特別活動の一環として、そのいずれかの指導計画の中で実施されている場合もある。

いずれの場合であっても、食事に対する理解や望ましい食習慣を育成することに役立つばかりでなく、健康についての指導や、食事に対する自己管理の能力を育成するための重要な機会であるため、特に「特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導

を行うこと。」と示している。

生徒たちが心を開き，明るい雰囲気の中で，望ましい食習慣と豊かな人間関係を育成するように配慮して実施することが大切である。

5 なお，学校給食を実施していない学校においては，〔ホームルーム活動〕の健康・安全に関する指導のなかで，食に関する望ましい習慣の形成について，指導の充実を図ることが大切であることは言うまでもない。

第3節 入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の取扱い

このことについて学習指導要領第5章の第3の3では、次のように示している。

入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである。

学校において行われる行事には、様々なものがあるが、この中で、入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるものである。このような意義を踏まえ、入学式や卒業式においては、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」こととしている。

入学式や卒業式のほかに、全生徒及び教職員が一堂に会して行う行事としては、始業式、終業式、運動会、開校記念日に関する儀式などがあるが、これらの行事のねらいや実施方法は学校により様々である。したがって、どのような行事に国旗の掲揚、国歌の斉唱指導を行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当である。

国旗及び国歌の指導については、中学校社会科において「国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること」としている。

入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の指導に当たっては、このような中学校社会科における指導の趣旨を踏まえつつ、国旗及び国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることが大切である。

第4節 特別活動の指導を担当する教師

特別活動の指導を担当する教師の在り方については、教育課程の基準というよりは学校運営に関することであり、また、学校組織の基本として自明のことであることから学習指導要領では特に示されていないが、ここでは再確認という意味でまとめておく。

特別活動の内容は多様であり、このため指導に当たる教師については、対象になる生徒の集団の種類や規模に応じて適正な分担が必要である。特別活動の各内容の特質に応じて、教師間の望ましい指導の組織と役割の分担を明確にし、指導計画の作成・実施の過程を重視して、協力体制の確立を図っていくことが必要である。

ところで、高等学校においては、全日制・定時制・通信制課程により、また、総合学科や単位制による課程などの実情によって、特別活動の指導の担当についても各学校の特色を生かした取組が望まれる。しかし、〔ホームルーム活動〕については、生徒が学校の生活への適応を図るとともに、その充実と向上、そして当面する諸課題への対応と健全な生活態度を育成していく基盤をなすことを踏まえ、特に、学習指導要領第5章の第3の4で〔ホームルーム活動〕の指導の在り方について示しているのである。

(1) 〔ホームルーム活動〕の場合

〔ホームルーム活動〕については、日常のホームルームの生徒の実態を十分に把握し、それに即した指導が行われなければ十分な成果は期待できない。このために、ホームルームの生徒を最もよく理解できる立場にあるホームルーム担任が適しており、ホームルーム経営の充実を図ることが必要である。同時に、活動する内容によっては、ホームルーム担任や学年の教師集団に加えて他の教師等の特性や専門性を生かした方が効果的である場合も少なくない。例えば、生徒指導にかかわる問題、進路に関する問題、健康・安全や食の問題を取り上げる場合は、各内容に応じて、生徒指導主事、進路指導主事、保健体育担当教諭、養護教諭、栄養教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などが、ホームルーム担任や学年の教師集団とともに指導に当たることにより一層の効果を上げることもできる。

また、選択教科・科目の選択や生徒指導・進路指導などのガイダンスに当たっては、学年全体そして学校全体として取り組むことも大切であり、学年の協働体制、他の教職員の協力体制、さらに家庭や地域等の教育力の活用など、〔ホームルーム活動〕の充実のための各学校の創意工夫が極めて重要である。

ところで、〔ホームルーム活動〕をはじめ、特別活動の教育的な成果のいかに、指導に当たる教師の姿勢に影響されるところが大きい。そこで、以下、特別活動の充実のため、指導に当たる教師が留意すべき諸点を挙げてみることにする。

ア 教師と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いを基盤とする指導であること。

イ 生徒の問題を生徒と共に考え、共に歩もうとする教師の態度が大切であること。

ウ 生徒に接する際には、常に温かな態度を保持し、公平かつ受容的で、生徒に信頼される教師であること。

エ 教師の教育的な識見と適正な判断力を生かすとともに、問題によっては毅然とした態度で指導に当たる必要があること。

オ 生徒の自主的、実践的な活動を助長し、常に生徒自身による創意工夫を引き出すように指導すること。

カ 集団内の人間関係を的確に把握するとともに、人間尊重の精神に基づいて生徒が望ましい人間関係を築くように指導に努めること。

(2) 〔ホームルーム活動〕以外の場合

〔ホームルーム活動〕以外には、〔生徒会活動〕及び〔学校行事〕があり、いずれもホームルームや学年の所属を離れた集団による活動となることが多い。これらの中には、固定した集団もあれ

ば、臨時に編成する集団もあり、担当の教師が広い範囲にまたがる場合が多い。このように、教師が集団で指導に当たる場合には、教師間の連携・協力が特に大切であり、全教師の共通理解に基づいて、次のような配慮の下に指導することが重要である。

5 ア 〔生徒会活動〕の場合、全生徒の組織としての活動であるから、〔生徒会活動〕の全体の指導に当たる教師、各種の委員会の指導を担当する教師などを適切に定め、教師間の連携を緊密にし、協力しながら適切な指導を行うこと。

10 イ 〔学校行事〕の場合、指導の対象となる生徒集団が大きいほか、特別活動の他の内容や各教科・科目などの学習と関連する場合が多く、また、家庭や地域社会と連携して実施する場合もあるので、それぞれの〔学校行事〕の計画や指導の在り方を十分に検討するとともに、全教師の役割分担を明確にし、学校の指導体制の確立のもとに協力して指導に当たるようにすること。

第5節 特別活動における評価

評価については、学習指導要領第1章の第5款の5の(12)で、次のように示している。

(12) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

このことは、個性の伸長を目指し、実践的な活動を特質とする特別活動において、特に配慮すべきことであり、指導計画の作成、計画に基づく活動、活動後の反省という一連の過程のそれぞれの段階で評価する必要がある。

特別活動の評価において、最も大切なことは、生徒一人一人のよさや可能性を積極的に認めるようにするとともに、自ら学び自ら考える力や、自らを律しつつ他人とともに協調できる豊かな人間性や社会性など「生きる力」を育成するという視点から評価を進めていくということである。そのためには、生徒が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題をもてるような評価を進めるため、活動の結果だけでなく活動の過程における生徒の努力や意欲などを積極的に認めたり、生徒のよさを多面的・総合的に評価したりすることが大切である。その際、集団活動や自らの実践のよさを知り、自信を深め、課題を見出し、それらを自らの実践の向上に生かすなど、生徒の活動意欲を喚起する評価にするよう、生徒自身の自己評価や集団の成員相互による評価などの方法について、一層工夫することが求められる。

また、評価については、指導の改善に生かすという視点を重視することが重要である。評価を通じて教師が指導の過程や方法について反省し、より効果的な指導が行えるような工夫や改善を図っていくことが大切である。その際、集団活動を特質とする特別活動においては、生徒一人一人の評価のみならず、集団の発達や変容についての評価も重要であり、この評価の結果を適切に指導に生かすことが重要である。

こうした特別活動の評価に当たっては、各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにする必要がある。その際、特に活動過程についての評価を大切にするとともに、ホームルーム担任や当該学年の教師はもとより、全教師の共通理解と連携を十分に図って適切に評価できるようにすることが必要である。

第 6 節 総則関連事項

(1) 道徳教育との関連（第1章総則第1款の2）

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

高等学校における道徳教育については、各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うことが求められている。

このため、各教科・科目等においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述があり、特別活動の目標との関連をみると、特に次のような点を指摘することができる。

特別活動においては、目標の中で「人間としての在り方生き方」を掲げてあり、公民科の「現代社会」「倫理」とともに、人間としての在り方生き方に関する教育について中核的な指導の場面として、重視する必要がある。その意味で特別活動の様々な教育活動は、道徳性の育成にとって重要な機会である。したがって、特別活動における道徳教育は〔ホームルーム活動〕、〔生徒会活動〕及び〔学校行事〕の各内容における人間としての在り方生き方に関する指導を通じてその充実が図られるが、特にホームルーム活動の活動内容(2)及び(3)において集約的に行われる。

特別活動は、望ましい集団活動の育成を通して、個人的、社会的な資質を身に付ける自主的、実践的な態度を育て、併せて人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養うことをねらいとしているので、生徒が現在及び将来に向かって当面する諸課題へ具体的に取り組むことについて、その主体的な活動を助長することを通して道徳教育の展開が行われることになる。

また、道徳的心情、道徳的判断力及び道徳的実践意欲・態度などからなる道徳性を養うことという道徳教育の目標は、特別活動における集団としての自主的、実践的な活動についての指導を通じて達成されることが多く、道徳教育との関連を大切にしたい指導を行う必要がある。

(2) 特別活動の授業時数（第1章総則第4款の1及び4から6並びに第7款の5）

1 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間 35 週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間(夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。)に行うことができる。

4 ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間 35 単位時間以上とするもの

とする。

5 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

6 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとしてすることができる。

5 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに 30 単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の一部を行わないものとしてすることができる。

特別活動の授業時数等については、ホームルーム活動について第 3 章第 1 節の 3 の(9)を、生徒会活動について第 3 章第 2 節の 3 の(8)を、学校行事について第 3 章第 3 節の 3 の(6)をそれぞれ参照すること。

(3) 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替（第 1 章総則第 4 款の 8）

8 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

今回の改訂においては、基礎的・基本的な知識・技能、これらの知識・技能を活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等及び学習意欲の三つの重要な要素を調和的に定着・育成することを重視し、知識・技能の活用を図る学習活動や言語活動の充実を図ることとしている。各教科等を横断する課題についての課題解決や探究活動を行う総合的な学習の時間は、知識・技能の習得を図る学習活動、これらの活用を図る学習活動及び探究活動という一連の学習活動の流れの中で重要な役割を担っている。

このような総合的な学習の時間の重要性を踏まえ、今回の改訂においては、従前第 1 章総則に位置付けられていた総合的な学習の時間に関する規定を、第 4 章として独立した章として位置付けた。さらに、各教科・科目等との関係については、「各教科・科目及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第 1 の目標並びに第 2 の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。」と記述し、各教科・科目等と連携しながら、問題の解決や探究活動を行うという総合的な学習の時間の特性を十分に踏まえた活動を展開する必要性を示した。同様に、言語活動の充実との関係では、「問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。」との規定を置いた。これらを前提としつつ、総合的な学習の時間においては、自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることの必要性を明らかにしつつ、その際は、体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けることを求めている。

このように、総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。すなわち、

- ・ 総合的な学習の時間に行われる自然体験活動は、環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われると同時に、「平素と異なる環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる」旅行・集団宿泊的行事と、

・ 総合的な学習の時間に行われる就業体験活動やボランティア活動は、社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の育成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と、

それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。このような場合、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。このため、今回の改訂においては、学習指導要領第1章総則の第4款の8として総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替を認める記述を追加したものである。

なお、本項の記述は、総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもなく、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえる必要があることは言うまでもない。このほか、例えば、補充学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る学習活動や運動会のような特別活動の健康安全・体育的行事の準備などを総合的な学習の時間に行うことは、総合的な学習の時間の趣旨になじまないことは第4章総合的な学習の時間に示すとおりである。

(4) 言語活動の充実（第1章総則第5款の5の(1)）

(1) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。

今回の改訂では、基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習活動、これらの活用を図る学習活動及び総合的な学習の時間を中心とした探究活動といった学習の流れを重視し、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図ることとしている。

知識・技能を習得するのも、これらを活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのもすべて言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力である。さらに、言語は論理的思考だけでなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていくことが求められている。したがって、今回の改訂においては、言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動を充実することとしている。

特別活動においては、内容の取扱いについての配慮事項において「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること」を示している。体験活動については、その場限りの活動で終わらせることなく、事前にそのねらいや意義を生徒に十分理解させ、活動についてあらかじめ調べたり、準備したりすることなどにより、意欲をもって活動できるようにするとともに、事後には、体験を通して感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら振り返り、文章等でまとめたり、発表し合ったりする活動を重視し、他者と体験を共有して幅広い認識につなげる必要がある。